

第廿三條 會員ハ各自ノ業體ニ依リ必要ニ應ジ部會ヲ設クルコトヲ得  
第廿四條 部會ニ關スル細則ハ各部會ニ於テ之ヲ定メ理事會ノ承認ヲ受クルモノトス

第廿五條 部會ニ於テ決議シタル事項ハ之ヲ理事會ニ届出ヅベシ

理事會ニ於テ前項決議ガ重大ナルモノト認メタルトキハ總會ヲ開キテ之ヲ附議ス

第廿六條 本會ニ主事壹名、書記以下若干名ヲ置キ事務ヲ處理セシム

主事以下ハ理事會ノ議ヲ經テ理事長之ヲ任免ス

### 第五章 會計

第廿七條 本會ノ經費ハ會費及雜收入ヲ以テ支辨ス

部會ノ經費ハ特別會計トシ其部ノ負擔ス

第廿八條 本會ノ會計年度ハ毎年四月ニ始リ翌年三月ヲ以テ終了ス

第廿九條 本會ノ收支豫算及決算ハ定時總會ニ報告シ承認ヲ受クルコトヲ要ス

以上

### 日本羊毛工業會々員一覽 (イロハ順)

正會員	
株式會社伊丹製絨所	羊毛整製株式會社愛知工場
日本毛絲紡績株式會社	名古屋織物整理合資會社
日本毛織株式會社	栗原紡織合名會社
東洋モスリン株式會社	山保毛織株式會社
東京モスリン紡績株式會社	共同毛織株式會社
中央毛糸紡績株式會社	共立モスリン株式會社



新興毛織株式會社	株式會社兼松商店
准會員	高島屋飯田株式會社
瀧定合名會社大阪支店 <small>(モス)</small>	東神倉庫株式會社大阪支店 <small>(倉庫)</small>
株式會社岩井商店 <small>(毛絲)</small>	川西倉庫株式會社
日商株式會社	三菱倉庫株式會社
合資會社中谷商店	株式會社住友倉庫
株式會社松本商店	日本郵船株式會社 <small>(船)</small>
株式會社藤井商店	大阪商船株式會社
株式會社安宅商會	山下汽船株式會社
株式會社芝川商店毛絲部	マツキンノン、マツケンジ商會
大倉商事株式會社 <small>(輸入)</small>	

## 第二節 毛織物關稅改正運動

明治四十四年七月實施の毛織物關稅は、當時の從價二割五分を標準として改訂した從量稅であつた。此の稅率は日露戰後の我が製絨事業が、輸入毛織物に壓迫せられて、著しく不振に陥れるのと、他面に於ては、戰時軍絨を國外に仰いだ苦き經驗に基き、内地の製絨業を保護獎勵して、毛織物の自給獨立を圖るため、所謂軍事經濟の兩政策の立場から、歐

米毛織物の保護關稅を參酌制定せしもので、詰り我が毛織物は、外國輸入品に對して尙二十五パーセントの保護を要することを規定したものである。歐洲戰前此の稅率は當時の内



不振に陥れるのと、他面に於ては、戦時軍絨を國外に仰いだ苦き經驗に基き、内地の製絨業を保護奨勵して、毛織物の自給獨立を圖るため、所謂軍事經濟の兩政策の立場から、歐

米毛織物の保護關稅を參酌制定せしもので、詰り我が毛織物は、外國輸入品に對して尙二十五パーセントの保護を要することを規定したものである。歐洲戦前此の稅率は當時の内地毛織物價格に對して、適當なる保護作用をなし、輸入を抑制して、内地斯業の發達を助長するに効果があつた。然るに、一たび歐洲大戰の幕が開くと、毛織物の市價は忽ち三四倍に暴騰したるため、此の保護關稅の効果は極めて微弱なものとなつた。しかし當時は、戦亂のため輸入が杜絶し、寧ろ我が製品は逆に輸出さるゝの盛況であつたので、其の影響は殆ど問題とならなかつたのである。

ところが、歐洲大戰が終熄して平和克復すると、輸入毛織物は、復活の勢鋭く侵入し來り、又復我が毛織物市場を壓迫することとなつた。これに對して我が毛織物の市價は戦前に比して著しく騰貴せるにも拘らず、關稅の保護率が上記の如く微弱なるため、愈々其の競争に堪えざることとなつた。そこで、大正九年九月、東西の羊毛紡織會社聯盟して、日本羊毛工業會を設立するや、其の第一部會（羅紗部）の決議として、稻畑同會理事長の名により、時の原内閣に向つて、毛織物及び毛絲關稅改正の請願書を提出すると共に、此の問題を一般の公論に附するため、全國六大都市の商業會議所に對して、同様陳情書を提出するに至つたのである。



當時の請願書要旨を摘記すれば、左の如きものであつた。

第一回毛織物及び毛絲關稅改正ニ關スル請願書 (要旨)

我邦ノ毛織物及毛絲製造業者ガ歐米先進國同業者トノ自由競争ニ堪エザルガ爲メ我政府ノ保護政策ニ依頼セザルベカラザル理由ヲ列舉セバ左ノ如クニテ有之申候

一 我邦羊毛工業ハ技術上未ダ幼稚ナルコト

二 原料ハ全然外國ヨリノ輸入ニ依頼セザルベカラザルコト

三 需要最モ多キ下等毛織物ノ製造ニ必要ナル反毛及屑毛ノ供給先進國ニ比シ非常ニ尠ナキガ爲メ低廉ナル價格ニテ之ヲ供給シ能ハザルノミナラズ調合原料トシテ使用スル場合ニ於テ取捨ノ自由ヲ有セザルコト

四 内地ニテ製造セル毛織物及毛絲ハ販路狹少ナルガ故ニ大規模ノ製造販賣ヲナシ得ザルコト

五 佛獨伊奧ノ如キ先進國ト雖猶未ダ斯業保護ノ目的ヲ充分ニ達シ得ル程度ノ關稅ヲ賦課セルノミナラズ北米合衆國ノ如キハ毛絲一割八分毛布二割五分及毛織物三割五分ノ從價稅ヲ賦課シ内地産業ノ保護ニ努力セルコト

以上ノ理由ニ依リ我同業者ハ先進國同業者トノ自由競争場裡ニ立チ到底勝算ナキガ故ニ我羊毛工業ヲ我國重要産業ノ一トシテ發達セシメ平時ニ於テハ輸入品ヲ防壓シ戰時ニ於テハ工業動員ニ應ゼシメ後顧ノ患ナカラシメンニハ猶未ダ我政府ノ保護政策ニ依頼セザルベカラズ今ヨリ十年前制定セラレタル現行關稅々率ハ内地製造毛織物及毛絲ノ保護獎勵及輸入品ノ遞減ヲ目的トセラレ當時ノ價格ニ對シ毛織物平均約二割五分及毛絲約二割ノ稅率ヲ課セラレシモ之ヲ從量稅トシテ規

定セラレシガ爲メ最近十年間ニ諸物價ノ暴騰ヲ來タセル今日ニ於テハ其價格ニ對シ五分乃至二分

五厘ノ稅率トナリ殆下無稅ニ等シキ奇觀ヲ呈シ我政府當初ノ目的ヲ全然没却致候此ノ無稅ニ等シ

キ關稅稅率ノ爲ニ我同業者ノ蒙ル損害ハ實ニ莫大ナルモノニシテ昨年來毛織物輸入契約額々トシ



制定セラレタル現行關稅々率ハ内地製造毛織物及毛絲ノ保護獎勵及輸入品ノ遞減ヲ目的トセラレ  
當時ノ價格ニ對シ毛織物平均約二割五分及毛絲約二割ノ稅率ヲ課セラレシモ之ヲ從量稅トシテ規

定セラレシガ爲メ最近十年間ニ諸物價ノ暴騰ヲ來タセル今日ニ於テハ其價格ニ對シ五分乃至二分  
五厘ノ稅率トナリ殆ド無稅ニ等シキ奇觀ヲ呈シ我政府當初ノ目的ヲ全然没却致候此ノ無稅ニ等シ  
キ關稅稅率ノ爲ニ我同業者ノ蒙ル損害ハ實ニ莫大ナルモノニシテ昨年來毛織物輸入契約頻々トシ  
テ締結セラレ其總額七八千萬圓ニ達セリト傳ヘラル、モ之ガ爲ナラント存ゼラレ候然ルニ今春來  
不景氣襲來ノ爲ニ内地商人契約履行ノ能力ヲ失ヒ巨額ノ損害賠償ヲナシテ解約セルモノ夥シキ數  
ニ達セリト雖今尙ホ三四千萬圓ノ輸入契約現存シ我等同業者ノ事業ヲ威嚇シツ、アルノミナラズ  
戰時中我邦及聯合國ノ軍需品及日常必需品トシテ毛織物ノ供給ニ迫ラレ我邦羊毛工業者ハ其事業  
ヲ擴張シテ之ガ需要ニ應ゼシガ戰後ノ今日ニ於テハ之ヲ維持スルノ能力ヲ失ハントスルガ如キ暗  
澹タル境遇ニ遭遇セルガ故ニ我同業者ハ政府當初ノ目的ヲ貫徹セラレンガ爲メ向後從價稅トシテ  
毛織物平均約二割五分毛布約二割ノ稅率ヲ輸入品ニ賦課セラレンコトヲ渴望致居候 (下略)

此の請願を提出したる後、日本羊毛工業會は、更にトツプ關稅の制定を追願する所があ  
つた。其の理由は、トツプは曾て全部輸入品によりたるも、歐洲大戰時代以後我が日本  
毛織會社を初め、各紡毛會社に於てトツプ事業を開始し、既に自給の域に到達して居る。  
故に内地産業保護の精神に基きて、トツプ輸入稅を新設すべしといふのである。

當時、關稅改正運動の反響は意外に大きく、内地製絨業者と利害を異にせる輸入羅紗商  
の一團は、關稅引上げ反對の態度に出で、當局に向つて、これが陳情書を提出したが、其  
の曰ふ所は、製絨業とモスリン業を混同せる立論を根據としたもので、斯界にとりてはさ



して權威ある運動とは思へなかつた。それよりも寧ろ斯界を驚かしたものは、大正十一年の第四十六議會に於て、時の政府與黨の提出せし毛織物關稅撤廢の建議案であつた。該建議案の提出理由は、極めて空漠なるもので、單に内地毛織物事業は儲かるから輸入關稅を撤廢しなければならぬといふのである。當時、日本羊毛工業會は、川西理事長時代であつたが、これに對して直に政府に向つて、關稅撤廢の理由なき所以を陳述し、極力其の諒解を請ふ所があつたので、該建議案は遂に成立するに至らなかつた。

次で、同年三月、時の高橋内閣が財政經濟調查會を設立したるを機として、川西理事長は毛織物關稅改正及びトップ關稅制定に關する各種の理由を具體的に取纏めて、政府に追願書を提出すると共に、財政經濟調查會の關稅調査特別委員に對し、同様の意見書を送りなほ六大商業會議所會頭宛、再陳情書を提出し、素志の貫徹に努むる所があつた。

大正十二年の關東の大震災に際して、時の山本内閣は、緊急勅令を以て、日常必需品の關稅を免除した。此の免除令の中には、毛織物は勿論毛絲をも含んでゐたので、翌十三年の春に至り、多額の見越輸入品が市場に停滯して、内地毛織物を壓迫し、斯業の苦痛は一層深甚となつた。こゝに於て各社の關稅改正運動熱は、更に熾烈を加へ、同免除令の撤廢を決議すると共に、四たび政府に向つて、毛織物關稅改正の意見書を提出し、飽くまでも

初志の達成を期した。當時、日本羊毛工業會は、青木理事長の時代であつたが、此の運動に對して、輸入羅紗商と京濱羅紗同盟會の各團體は、再び猛烈なる反對運動を起し、輸入



層深甚となつた。こゝに於て各社の關稅改正運動熱は、更に熾烈を加へ、同免除令の撤廢を決議すると共に、四たび政府に向つて、毛織物關稅改正の意見書を提出し、飽くまでも

初志の達成を期した。當時、日本羊毛工業會は、青木理事長の時代であつたが、此の運動に對して、輸入羅紗商と京濱羅紗同盟會の各團體は、再び猛烈なる反對運動を起し、輸入品を煽揚して、漸く冷却せんとする國民の舶來品盲信の弊に、油を注がんとするのに過ぎなかつた。これに對して、日本羊毛工業會は、専ら國產の獎勵を高唱して、一々反對論を駁し、國民の諒解に力めた。

斯くの如く、日本羊毛工業會は、大正九年以降殆ど歴代の内閣に對して、關稅改正の請願をなし、極力運動する處があつた。其の結果、大正十四年、藤田日本羊毛工業會理事長時代に至り、時の加藤内閣は、關稅調查委員會の設置に當り、此の問題を重要なる調査事項に附して審議を進め、日本羊毛工業會提出の改正案に對して、多分の斧鉞修正を加へ、遂に次の若槻内閣の手によりて、第五十一議會に提出し、同十五年三月、現行の關稅々率となつて、實施せらるゝに至つた。

#### 毛織物及毛絲新舊關稅々率對照表

##### 現行毛織物關稅率

	國定稅率	協定稅率
一方メートル百グラム以下 每百斤	五、五〇 <sup>圓</sup>	(佛) 四、二〇 <sup>圓</sup>

##### 舊毛織物關稅々率

	國定稅率	協定稅率
	五、四〇 <sup>圓</sup>	(英佛) 四、二〇 <sup>圓</sup>







目によりて、新舊對照すると、毛絲は七割より十割の關稅引上げとなり、トッフは新に百斤十四圓五十錢の關稅を課せらるゝこととなつたが、之を毛絲市價の割合から見ると、尙

甚だ輕微であつて、四十四年改訂當時の保護率を去ること、尙遠しといはねばならぬ。又毛織物に至つては、ネル以下薄物の稅率は据置となり、羅紗セルヂス類に於て、舊稅に比し、三割より五割の引上げを見たに過ぎない。歐洲大戰後二倍三倍に騰貴せる毛織物市價に對照すると、此の引上げ率は僅に一割内外に相當し、四十四年改訂以前の保護稅率にすら及ばぬこととなる。若し夫れ之を歐米先進國の毛織物保護程度に較べると、其の足許にも寄りつけぬ觀がある。試みに、我が關稅比率を百として、米、獨、佛諸國と比較して見やう。

日米獨佛毛織物關稅率對照表

國名	毛織物關稅率 (每百斤)			毛絲關稅率 (每百斤)		
	最低	最高	比率	最低	最高	比率
日本	三、六〇	九、五〇	100トシテ	三、〇五	三、六〇	100トシテ
米國	一五、七〇	二六、〇四	三三—三三	六、六	一〇、三	二六—三〇
獨逸	八〇、八四	一三〇、五九	二四—二四	二、〇七	三、六	九—六
佛國	一七、六	二七、六	四四—四五	一六、九	一五、四	七五—三八

備考 米國關稅は上記各稅率の外に從價の三割乃至五割の加稅あり

改訂關稅率は、斯くの如き微溫的のものであつたので、各製絨商は大に之を遺憾とし更



に第二段の運動に出づることに決し、昭和二年田中内閣成立するや、藤田日本羊毛工業會理事長は、各社を代表して、五たび關稅改正の請願書を當局に進達し、且つ一般に向つて其の意見を發表したのであつた。

斯くて、此の問題は、第二次の請願運動に入つて居る次第であるが、昭和二年十月、日本羊毛工業會が發表したる、毛織物關稅に對する意見書を附記して、此の節を終ることとする。

#### 毛織物其ノ他ノ關稅ニ對スル意見書

一 從價二割五分ヲ標準トシタル明治四十四年關稅定率法改正當時ノ物價ト現時ノ物價トヲ對比スレバ著シク騰貴セルヲ以テ昨年三月改正セラレタル關稅々率ハ未ダ其ノ實情ニ副ハザルコト遠シ。

二 我カ毛織工業者ハ徒ニ保護ノ爲ニ保護ヲ求ムルニ非ズ苟モ關稅保護制度ノ存在スル以上ハ之ガ立法ノ精神ヲ確立シ一定期間ノ保護宜敷ヲ得テ斯業ヲ發達セシメ優秀ニシテ低廉ナル製品ヲ提供シ以テ關稅保護撤廢ノ日ノ一日モ速カナランコトヲ冀フ所以ニ外ナラズ。

三 本邦毛織物ノ消費ハ年々増加シツ、アリト雖モ尙ホ其ノ大部分ハ外國品ニ仰ギツ、アル現狀ニシテ國産品ノ壓迫サル、ハ當然ノ歸結ナリ。

四 一説ニヨレバ現在内地ニ於ケル毛織工業會社ガ優秀ナル地位ヲ占メ過大ノ利益ヲ擧ゲツ、アルヲ以テ關稅ノ保護ヲ要セズトナスモノアルモ羅紗セルヂス等厚地物ニ據ル利益ハ僅ニ總利益

ノ百分ノ四ニ過ギズ他ハモスリン、毛絲等ヨリ生ズル利益ナリ而モ内地大小二十數會社ハ殆ド萎靡不振ノ現狀ナリ。



四 一説ニヨレバ現在内地ニ於ケル毛織工業會社ガ優秀ナル地位ヲ占メ過大ノ利益ヲ擧ゲツ、アルヲ以テ關稅ノ保護ヲ要セズトナスモノアルモ羅紗セルヂス等厚地物ニ據ル利益ハ僅ニ總利益

ノ百分ノ四ニ過ギズ他ハモスリン、毛絲等ヨリ生ズル利益ナリ而モ内地大小二十數會社ハ殆ド萎靡不振ノ現狀ナリ。

五 關稅率ノ増加ハ其レ丈ケ羅紗セルヂスノ市價ヲ昂騰セシムルガ如キモ保護政策ノ按配宜敷ヲ得テ内地ノ供給豊富ナル時期ニ至ラバ期セズシテ各自ノ競争ニヨリ敢テ物價騰貴ノ因ヲナスモノニ非ズ獨リ内地ノ供給ニ止ラズ輸入ヲ驅逐シ更ニ進ンデ東洋ニ於ケル工業國トシテ輸出ヲ促進セシメ得ルコト實ニ彼ノモスリン製織事業コソ好適例ト謂ハザルベカラズ。

六 本邦毛織工業ハ累年多額ノ原料ヲ消費シ一見毛織工業ノ發達隆昌ヲ促セルノ感アルモ之等原料羊毛及トツプニシテ羅紗セルヂスニ轉化製造セラル、數量ハ僅ニ四分ノ一ニシテ他ハモスリン毛絲其他ニ需要セラル、モノナリ此ノ現象タルヤ實ニ羅紗セルヂスノ數年間何等進歩發達ヲ示サザルヲ雄辯ニ語ルモノナリ。

七 昨年三月關稅定率法改正セラレ輸入品ニ對スル稅率稍々引上ヲ見タリト雖モ其ノ增率タルヤ頗ル微温的ニシテ工業者多年ノ要望ニ副ハザルコト甚ダ遠シ而シテ我國最モ低位ニ在ルノ現狀ナリ我國稅率ヲ歐米諸國ニ於ケル稅率ノ如ク今俄ニ増加スルコトハ現在我國ノ國狀ニ鑑ミ許サレザルコトナリトスルモ尠クトモ明治四十四年定率法改正當時ノ趣旨ニ基キ

毛織物ニ對シテハ從價 二割五分

毛絲 同 二 割

トツプ 同 一 割

ニ相當スル稅率ニ改正スルコトノ喫緊ヲ認ム。

要之、毛織工業ハ本邦ニ於ケル重要産業ノ一トシテ今尙ホ發達ノ道程ニアリ將來更ニ大成スベ



キ見込アルモノニシテ外國ノ競争ニ對シテ相當必要程度ノ保護ヲ附與スルハ自國産業必須ノ事柄ナリ。

昭和二年十月十一日

日本羊毛工業會



60  
12

第四編

日本毛織株式會社年譜



第四編 日本毛織株式會社年譜

日本毛織株式會社年譜

明治二十九年



# 日本毛織株式會社年譜

明治二十九年

五月

川西香松(現清兵衛氏)有馬市太郎氏等二十七名日本毛織會社創立の第一回發起人會を開き川西香松氏を創立委員長に推す。

六月

農商務大臣より會社發起の認可を受け其創立事務所を神戸市兵庫宮内町十番邸に設置す。株式總數一萬株の内七千百株を發起人に於て引受け豫約株千六百六十株を控除し残り千二百

十月

四十株を公募したるに應募數五百二十餘株の超過を見たり。會社創立總會を神戸市宇治川常盤に開き定款の作成取締役及監査役の選舉を行ふ。

十二月

川西清兵衛氏專務取締役社長に就任。農商務大臣より會社設立の認可を受く。工場敷地を明石市に選定す。

明治三十年

一月

既に工事中の明石工場は隣接の明石城跡宮内省御用邸候補地となり支障あるため他に移轉することとなる。

二月

加古川町字天戸藏屋敷を工場敷地として買収す。王子製絨所技師小菅久徳氏を技師長として招聘す。

三月

東京石川島造船所其他に機械の註文をなす。大阪毛絲紡績會社に職工練習生を派遣す。

明治三十一年

二月

加古川工場起工式を舉行す。明石工場移轉の賠償金として宮内省より金五萬圓を下賜せらる。

六月

東京モスリン紡績會社工場竣成操業を開始す。

七月



十一月

栗原紡織會社設立せらる。  
大阪毛斯綸會社工場完成操業を開始す。  
當社購入機械全部到着す。

明治三十二年

十一月  
六月  
五月

國定關稅率の實施に伴ひ毛織物は從價二割五分を標準とする關稅となる。  
加古川工場一部の機械の据付をわり操業を開始。  
始めて毛布を製出す。  
陸海軍官省に初めて毛布を納入す。  
大阪市高麗橋五丁目に大阪支店を開く。

明治三十三年

六月

上毛モスリン合資會社設立。  
北清事變起る。  
財界不況のため經營極めて苦難に陥る。

明治三十四年

三月  
四月  
六月  
十二月

天津に出張員を派し支那羊毛の買付けに従事せしむ。  
製絨業を開始し警察官及司獄官用の羅紗を納入す。  
財界不況のため日本毛布會社及び大阪毛布會社相踵て破綻す。  
初めて年五朱の株主配當を行ふ。

明治三十五年

一月  
四月

東京市日本橋材木町に出張所を設置す。  
技師谷江長氏を歐洲に派遣し具さに彼地の毛織工業を研究せしむ。

明治三十六年

三月  
四月

天津出張所を開始す。  
一般關稅法改正の結果毛織物關稅も引上げらる。

明治三十七年



一月  
四月

東京市日本橋材木町に出張所を設置す。  
技師谷江長氏を歐洲に派遣し具さに彼地の毛織工業を研究せしむ

明治三十六年

三月  
四月

天津出張所を開始す。  
一般關稅法改正の結果毛織物關稅も引上げらる。

明治三十七年

二月  
三月  
四月  
五月  
六月  
七月  
十二月

露國に對して宣戰を布告せらる。  
非常特別稅法實施の結果織物一般從價一割の消費稅を課せらる。  
モスリン不況のため各モスリン會社協定して操業四割短縮を實行す。  
加古川工場調合部室より出火同室全部燒失す。  
監査役澤田清兵衛氏死去す。  
大阪支店を一時閉鎖す。

明治三十八年

一月  
三月  
六月  
九月

飾磨工場を買收す。  
飾磨工場に於て手機毛布を製造す。  
軍隊に納入の當社の絨地は軍絨規格品となる。  
日露講和條約締結。

明治三十九年

一月  
五月  
八月  
九月  
十月

東京毛織物株式會社資本金百萬圓設立せらる。  
取締役柏木庄兵衛氏死去。  
資本金を百萬圓に増加し事業を擴張す。  
飾磨工物を賣却す。  
創立滿十年祝賀會を加古川工場に開催す。  
關稅改正の結果毛織物は從價稅を從量稅に改め稅率を倍額に引上げらる。  
織物消費稅全廢の運動各地に起る。  
東京毛織物會社工場事業を開始。



明治四十年

一月 松井モスリン工場組織を改めて資本金百萬圓の日本モスリン紡織株式會社となる。  
 四月 東洋モスリン株式會社(資本金百萬圓)東京に設立せらる。  
 五月 後藤毛織製造所組織を改め後藤毛織株式會社(資本金三百萬圓)となる。  
 六月 東京モスリン紡織會社二百萬圓に増資。  
 六月 大阪毛新綿紡織會社百五十萬圓に増資。  
 十一月 上毛モスリン會社資本金百萬圓の株式組織となる。  
 十一月 當社加古川第二工場を起工す。  
 十一月 資本金を百五十萬圓に増加す。  
 十一月 東京出張所を日本橋區檜物町に移す。

明治四十一年

一月 東洋モスリン會社工場操業を開始す。  
 四月 當社加古川第二工場竣成羅紗製造開始。

明治四十二年

四月 支那産の種羊六十頭購入土山牧場にて試育することとなる。  
 六月 新築中の神戸西出町本店工事落成本店事務をこゝに移す。  
 十二月 モスリン及びトップ事業を創設するに決し工場の増設に着手す。

明治四十三年

四月 財界に恐慌起り會社商店の破綻頻出し後藤毛織會社東京製絨會社は何れも減資整理の餘儀なきに至る。  
 織物消費税五分低減せらる

明治四十四年

六月 加古川第三工場竣成しモスリンの製造を開始す。  
 七月 關稅改正の青果毛織物關稅は従價二割五分を標準とする従量税に改めらる。



きに至る。  
織物消費税五分低減せらる

明治四十四年

六月  
七月  
十一月

加古川第三工場竣成しモスリンの製造を開始す。  
關稅改正の結果毛織物關稅は從價二割五分を標準とする從量税に改めらる。  
當社資本金を三百萬圓に増加す。  
始めて當社に於て歐大陸式によるトツプの製造を開始す。

明治四十五年(大正元年)

二月  
三月  
六月  
七月  
九月

緬羊試育場を明石郡土山に設置す。  
毛斯綸紡織會社資本金を三百萬圓に増加。  
後藤毛織會社は資本金を三百萬圓に増加。  
上モスリン會社二百萬圓に増資す。  
當社製のトツプ初めて市場に現はる。  
日本毛絲モスリン株式會社(資本金二百萬圓)岐阜に設立。  
東洋モスリン會社日本モスリン紡織會社を合併す。  
東京製絨會社資本金を二百萬圓に増加す。  
明治天皇登遐大正と改元せらる。  
東京製絨品川工場を當社に買收し東京工場を設置す。  
東京製絨東京毛織物及び後藤毛織三社合同して千住製絨所を拂下げんとする運動起る。

大正二年

二月  
五月  
七月  
十一月

當會社重役及び株主其他有志の出資により資本金二百五十萬圓の日本毛糸紡績株式會社を設立社長に當社々長川西清兵衛氏就任。  
上モスリン會社日本毛絲モスリン會社を合併す。  
當社監査役柏木庄兵衛(次代)氏死去。  
モスリン市況の活躍により名古屋地方の手機モスリン事業勃興す。  
當社及びモスリン四社の間に操短協定成立し聯合會を組織す。



六月 七月 八月 十月

二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月

大正三年

モスリン聯合會は市價維持のため更に各社五割の操短を實行す。歐洲大戰勃發す。日英同盟の誼に基き獨逸に對して宣戰を布告せらる。日本毛糸紡績會社姫路工場設立毛絲及びトップの製造を開始す。輸入毛絲杜絶し毛絲商と機業家は非常なる打撃を蒙る。露國より巨額の軍絨註文到り當社外三製絨會社に於て其製造を引受くることとなる。

大正四年

露國軍絨第一回註文九十萬碼の中當社は四十五萬碼を引受け他は東京三社に於て引受く。濠洲羊毛の輸入困難となりたる結果各毛織會社の間に原毛の購買組合を設け三井大倉は濠洲に於て原毛買取權を設定し内地の原毛買入は購買組合に於て各社の製造能力に應じ按分比例を以て分配することとなる。英國政府濠洲羊毛及びトップの輸出を禁止す。當社製モスリン十五萬碼三井物産の手を経て英國に輸出せらる。露國軍絨引受内地各製絨會社能力減少の結果市場毛織物拂底を告げ稀有の暴騰を演ず。露國軍絨第二回五百萬碼の註文來り中二百五十萬碼を製絨四社に於て引受け當社は中百三十萬碼を引受く。モスリン拂底のため市價暴騰モスリン聯合會は五割操短を解除し二割操短となす。當會社資本金二百萬圓を増加して五百萬圓となす。加古川第四工場を増設し薄絨ネル等の製造を開始す。東京毛織三社の千住製絨所拂下げ運動は陸軍側の反對により失敗に了る。本邦毛絲對英輸出のために毛絲市場空前の活躍を呈す。羊毛毛絲絨毛布メリヤス戰時輸出禁制品となる。露國軍絨第三回註文三百五十萬碼の中當社は百八十萬碼を引受け他四社にて百七十萬碼を引

受く。

濠洲羊毛トップ聯合國に對し數量を限つて輸出を解禁す。

當社は機械自給自足の意味を以て大阪製織機三十台を試用す成績良し。

後藤毛織會社鈴木商店の手に移り東洋毛織株式會社と改稱。



九月

羊毛毛絨毛布メリヤス戰時輸出禁制品となる。  
露國軍絨第三回註文三百五十萬碼の中當社は百八十萬碼を引受け他四社にて百七十萬碼を引

十一月  
十二月

濠洲羊毛トップ聯合國に對し數量を限つて輸出を解禁す。  
當社は機械自給自足の意味を以て大阪製織機三十台を試用す成績良し。  
後藤毛織會社鈴木商店の手に移り東洋毛織株式會社と改稱。  
大正天皇即位式京都に於て舉行せらる。  
日本染料株式會社創立せらる。  
露國軍絨第四回三百二十萬碼の註文到り中當社百六十萬碼他四社に於て百六十萬碼を引受く

大正五年

一月  
三月  
四月  
六月  
八月  
十一月  
十二月

當社製白毛布及白モスリン英國に輸出せらる。  
東洋モスリン會社資本金を四百萬圓に増加す。  
東京絹毛紡績株式會社資本金三百萬圓設立せらる。  
露國軍絨第五回五百萬碼の註文到り中當社は二百五十萬碼を引受け他は四社に於て引受く。  
英國政府は奢侈品(毛織物包含)の輸入を禁止す。  
三井鑛山部染料製造開始。  
毛斯綸紡績會社資本金を五百萬圓に増加す。  
輸入染料暴騰のためモスリン友染工場大部分休業す。  
加古川第五工場梳毛製絲増設に着手す。  
米國獨逸に宣戰を布告す。  
日本毛糸紡績會社資本金を五百萬圓に増加し上毛モスリンの岐阜工場を買收す。  
當社創立二十年記念祝賀會を加古川工場に於て舉行す社員に功勞株及び記念品を頒つ。  
東洋毛絲紡績株式會社(資本金三百萬圓)設立今津に工場を起す。  
上毛モスリン會社資本金を四百萬圓に減額す。  
日本原毛株式會社(百五十萬圓)設立せらる。  
東京製絨會社資本金を四百萬圓に増加す。

60  
12



三月

五月

六月  
九月  
十月

十一月  
十二月

二月

三月  
四月  
五月

大正六年

東京製絨、東京毛織物及び東洋毛織會社三社合同して東京毛織株式會社(千百萬圓)設立せらる。  
毛斯綸紡織會社資本金を七百五十萬圓に増加。  
東京絹毛紡織工場事業開始。

モスリン市價暴騰。

日本毛糸紡績原毛を南阿より輸入することとなる。

日本フェルト株式會社(資本金二百萬圓)設立せらる。

株式會社愛知物産組(資本金二百萬圓)設立。

加古川第五工場竣工雜種羊毛毛絲製造開始。

南阿羊毛に對する英國政府の徵發令は日本及米國輸出羊毛に對して緩和せらる。

紛議を起せしモスリン十月物受渡問題は會社直接取引の間屋より單價七十錢を以て引取ることに解決す。

英政府南阿羊毛を十七萬俵買上げる。

米國政府羊毛價格調節のため羊毛管理令を發布す。

モスリン市價七十錢台に昂騰。

大正七年

南阿羊毛の輸出制限行はれたるため内地モスリン會社は非常なる打撃を蒙る。

大阪モスリン問屋の間にモスリン同盟會組織せらる。

濠洲羊毛分譲交渉成立す。

栗原紡績會社資本金を四百萬圓に増加す。

谷江長氏常務取締役就任す。

毛織工業界空前の好況を呈し各社何れも大增配をなす。

日本毛糸紡績會社と合併の議熟し臨時株主總會に附議滿場異議なく可決。

年十五割五分の臨時特別記念株主配當をなし其の一部を新株の拂込に充當す。

千代田毛織(資本金五十萬圓)日本精毛(同上)兩社設立。

濠洲羊毛第一回二萬四千六百俵の分譲を受く。

印南郡米田村に敷地買収せる印南工場の建築に着手す。

後藤毛織株式會社(二百萬圓)東洋紡績株式會社(百七十萬圓)設立せらる。



日本毛糸紡績會社と合併の議熟し臨時株主總會に附議滿場異議なく可決。  
年十五割五分の臨時特別記念株主配當をなし其の一部を新株の拂込に充當す。  
千代田毛織資本金五十萬圓(日本精毛(同上)兩社設立。

七 月

八 月

九 月

十 月

十一月

十二月

濠洲羊毛第一回二萬四千六百俵の分讓を受く。

印南郡米田村に敷地買収せる印南工場の建築に着手す。

後藤毛織株式會社(二百萬圓)東洋紡績株式會社(百七十萬圓)設立せらる。

當社日本毛糸紡績會社合併の結果資本金一千萬圓となり工場は加古川東京姫路岐阜の四工場となる。

天津出張所を閉鎖す。

社債五百萬圓を發行す。

朝日毛織株式會社(五十萬圓)大阪毛糸紡績株式會社(五十萬圓)株式會社日本整毛所(五十萬圓)設立

歐洲大戰休戰條約成立す。

滿蒙毛織株式會社(一千萬圓)日本羊毛紡績株式會社(三百萬圓)東京毛布株式會社(百萬圓)御幸毛織株式會社(百萬圓)設立せらる。

東京毛織株式會社泉尾綿毛紡績會社を合併し資本金一千四百萬圓となる。

### 大正八年

帝國毛織株式會社(一千萬圓)磯原毛織株式會社(三百萬圓)設立。

東京絹絨紡績株式會社設立。

日本毛絲紡績會社(資本金四百萬圓)設立。

歐洲大戰媾和條約締結せらる。

印南工場工事竣成し東京工場の従業員及び機械を移轉することとなる。

東京モスリン紡績會社一千萬圓に増資す。

東洋毛絲紡績會社工場操業開始同時に資本金を六百萬圓に増加す。

當社事業擴張のため資本金を二千萬圓に増加す。

東京毛織會社滿蒙毛織會社の合併談起る。

片岡毛織工場資本金五十萬圓の株式組織となる。

監査役額川君平氏死去。

東京絹毛紡績會社資本金一千萬圓に増加沼津にモスリント、ツブ工場を新設す。



八月 十月 十一月 十二月 一月 三月 四月 六月 七月 八月 九月

毛斯綸紡織會社資本金を二千萬圓に増加す。

當社東京工場を閉鎖し従業員及機械を印南工場及び加古川工場に移す。

濠洲羊毛第二回二萬三千八百二十俵の分譲を受く。

東京毛織會社資本金を二千萬圓に増加す。

内外毛織株式會社五十萬圓和歌山毛織株式會社六十萬圓設立せらる。

上毛モスリン會社資本金を一千萬圓に増加す。

大阪毛織會社資本金を三百萬圓に増加す。

當社新株拂込徴收。

羊毛整製株式會社三百萬圓大垣毛織株式會社百萬圓設立せらる。

モスリン市價一圓二十錢に暴騰しモスリン市況空前の好況を呈す。

濠洲羊毛第三回二萬三千二百二十六俵の分譲を受く。

帝國毛織株式會社一千萬圓日本綿羊毛織株式會社五百萬圓設立せらる。

大正九年

東洋モスリン株式會社資本金を一千萬圓に増加す。

大日本原毛紡績株式會社一千萬圓長谷川毛織株式會社五十萬圓設立せらる。

モスリン市價遂に一圓七十錢臺の最新高値に上る。

財界に恐慌的反動起りモスリン問屋支拂不能のため破綻者頻出し處分的投物山積して市價暴

落約定物は取引全く不能に陥る。

英政府濠洲羊毛の徵發令を解除す。

中華毛織株式會社一千萬圓設立。

東洋毛絲紡績會社日本毛絲紡績會社を合併す。

當會社東京モスリン毛斯綸紡績東洋モスリン栗原紡績上毛モスリン六社聯合してモスリン聯

合會を組織し操業四割の短縮を決議す。

東洋毛織株式會社百萬圓設立。

モスリン聯合會の主唱により毛織モスリン主要十一會社聯合して日本羊毛工業會を設立し名

古屋市に於て其の創立總會を開く五社其理事會社に推選せらる。  
羊毛工業會第二部會モスリン最低價格を協定發表す。  
羊毛工業會設立の披露宴を東京帝國ホテルに開催す。



九月

合會を組織し操業四割の短縮を決議す。  
東洋毛織株式會社(百萬圓)設立。  
モスリン聯合會の主唱により毛織モスリン主要十一會社聯合して日本羊毛工業會を設立し名

十一月  
十二月

古屋市に於て其の創立總會を開く五社其理事會社に推選せらる。  
羊毛工業會第二部會モスリン最低價格を協定發表す。  
羊毛工業會設立の披露宴を東京帝國ホテルに開催す。  
社債百五十萬圓償還。  
羊毛工業會毛織物關稅改正の運動を起し政府に請願書を提出す。  
東洋モスリン會社東洋紡織會社を合併し資本金千五百萬圓となる。  
大阪毛織會社愛知毛織會社を合併し資本金三百五十萬圓なる。

大正十年

四月  
五月  
六月  
八月  
九月  
十月  
十一月  
十二月

社長川西清兵衛氏日本羊毛工業會理事長に就任。  
日本毛絲紡績株式會社資本金三百萬圓設立せらる。  
東京絹毛紡績株式會社毛織事業を分離し資本金四百萬圓の富士毛織株式會社を設立す。  
東京モスリン紡績株式會社東京キャリコ製織會社を合併し資本金千五百萬圓となる。  
播摩紡績株式會社(モスリン製織)設立(資本金五十萬圓)  
羊毛工業會毛織物關稅改正に關する陳情書を六大都市商業會議所に提出す。  
名古屋モスリン株式會社(五十萬圓)設立。  
東京大阪の羅紗商聯盟して關稅引上反對の運動を起す。  
日本羊毛工業會第二部會モスリン操業五割の短縮を實行す。  
濠洲羊毛俄然二割方暴騰す。  
大阪市東區淡路町に大阪出張を設置す。  
四日市毛織株式會社(五十萬圓)設立。  
日本羊毛工業會第二部會モスリン販賣價格を協定す。

大正十一年

二月  
三月

中央毛糸紡績株式會社(四百萬圓)設立せらる。  
日本羊毛工業會は毛織物關稅改正追願書を政府に提出す。



六月  
九月  
十一月

毛斯綸紡織會社東洋毛糸紡績會社を併合し資本金二千萬圓となる。  
當社系の資本により株式會社伊丹製絨所(百五十萬圓)設立せらる。  
大和毛織株式會社(二百萬圓)設立せらる。  
日本羊毛工業會十二會社は輸入業者を通じて羊毛積取汽船會社と運賃割戻しの契約を締結す。  
社債殘額二百萬圓償還。  
滿蒙毛織會社は火災被害整理のため七百萬圓の減資を斷行す。

大正十二年

二月  
三月  
五月  
六月

上毛モスリン會社大日本紡織會社を合併す。  
羊毛工業會毛織物關稅改正再追願書を政府に提出す。  
東洋モスリン會社芦湖水力電氣會社を併合資本金千八百萬圓となる。  
株式會社伊丹製絨所工場竣成事業開始。  
當社系の資本により日本モスリン株式會社(百萬圓)設立せらる。  
當社の資本系統に屬する日本フェルト帽體株式會社(六十萬圓)設立せらる。  
上毛モスリン會社富士毛織會社を買收併合す。

九月

東京を初め關東地方一帯に互りて大震災起り東京毛織東京モスリン東洋モスリン栗原紡織後藤毛織等の毛織工場破壊燒失其の損害六千萬圓に上る。  
當社東京支店は震災のために全燒し大井町の元東京工場建物破壊す。

十月

當社二萬圓川西社長十萬圓加印工場従業員五千圓を震災義捐金として罹災地に贈る。  
政府は震災地復興のため日常必需品毛織物及毛絲包含の輸入關稅を大正十三年三月まで免除する緊急勅令を發布す。

十一月

東京毛織會社震災損害のため五百萬圓の積立金を填補し尙四百萬圓を減資し又東京モスリン紡織會社は千百三十五萬圓の震災被害に對し二百二十四萬圓の積立金を填補す。

大正十三年

一月

震災のため京濱倉庫に於て燒失せる千百二十四萬圓の毛織物消費稅拂戻しを政府に請願して

四月

容れらる。

日本羊毛工業會第二部會に於てモスリン滯貨に對する操短問題に就て當社は他社と意見合は  
ず退會することとなる。同時に川西理事長も辭任。



大正十三年  
震災のため京濱倉庫に於て焼失せる千百二十四萬圓の毛織物消費稅拂戻しを政府に請願して

四月

容れらる。  
日本羊毛工業會第二部會に於てモスリン滯貨に對する操短問題に就て當社は他社と意見合はず退會することとなる。同時に川西理事長も辭任。  
政府は輸入奢侈品に對し十割の關稅を課す。絹入毛織物絹入毛絲は此の中に包含す。

五月

加古川印南兩工場に勞働爭議勃發す。  
加印南兩工場工手勞働組合日毛誠和會を組織す

六月

宮川モスリン會社四百萬圓を増資す。  
姫路岐阜兩工場工手各勞資協調主義の組合を起す甲は尙正會乙は敬愛會。

七月

名古屋工場の新設に着手す。  
日本羊毛工業會第二部會の紛糾に對して大阪モスリン同盟會調停の結果市中の滯貨は問屋側

八月

と各會社に於て引取ることとなり更に操短問題に就ては當社三割他社六割の操短を實行することに決したるを以て圓滿解決し當社は羊毛工業會に復歸することとなる。

九月

東京モスリン紡織會社日本絹綿紡織會社を併合し尙資本金の倍額増加を行ふ。  
上毛モスリン會社は震災其他の缺損六百五十八萬圓に對して積立金其他にて二百七十萬圓の一時補填をなす。

大正十四年

一月

取締役瀧川辨三氏死去。  
日本羊毛工業會第二部會は五月まで從來の操短を維持し六月より九月まで各社七割まで操短

二月

し得るの決議をなす。  
當社明石工場竣成毛メリヤスの製造を開始す。

三月

當社事業を擴張のため更に資本金三千萬圓を増加して五千萬圓となすの議を可決す。  
増資新株式六十萬株の中四十萬株を株主に割當十萬株を功勞株として残り十萬株を一株三十

四月

五圓以上のプレミアム附にて一般より公募したるに應募株數倍に達したるを以て最低三十八

五月

圓十錢以上を募入す。  
上毛モスリン會社缺損繰越金八百十二萬圓を整理するため資本金を四百五十萬圓に減ず。



十二月

名古屋工場工事大部分竣成毛絲事業を開始す。  
塚脇敬二郎氏常務取締役就任す。

大正十五年

一月

日本羊毛工業會毛織物關稅改正に關する意見書を政府に提出す。  
名古屋工場開業式を舉行す。

三月

關稅改正法發布せられ毛織物關稅は主として厚物の從量稅引上げらる。

六月

日本羊毛工業會第二部會問屋側と聯合して關東關西重要都市に於てモスリン宣傳會を開く。  
當社各工場に青年訓練所を設置す。

七月

日本羊毛工業會輸入染料制限令撤廢の陳情書を政府に提出す。

八月

上毛モスリン會社債務のため破産を申請せらる。

九月

モスリン宣傳會大阪側委員は山陰山陽北陸九州四國及鮮滿臺灣の各市を歴訪して宣傳會を開く。

十一月

東洋モスリン會社震災損害整理のため資本金六百八十四萬圓を減額す。  
名古屋人絹工場一部事業を開始す。

十二月

官民諸機關提携して國產振興會を設立す、日本羊毛工業會また之に参加す。  
モスリン宣傳會東京側委員は關東東北及び北海道の各市を歴訪して宣傳會を開く。  
濠洲航路の同盟汽船會社は羊毛積取運賃割戻率五分引下げの決議をなす。

昭和二年

昭和元年  
十二月

大正天皇崩御昭和と改元せらる。

二月

債務と震災缺損三千餘萬圓のために整理中の東京モスリン紡織會社は整理案決定し債權者側より重役を選出して經營することとなる。

三月

東京毛織會社とモスリン紡織會社は對等の條約にて合併し資本金二千五百萬圓の合同毛織株式會社設立せらる。

四月

震災手形補償問題より延いて銀行の取付け破綻續出し財界恐慌來となり若槻内閣倒れて田中内閣組織せられ支拂猶豫令發布せらる。  
支拂猶豫令施行のために一般の取引杜絶し毛織小機業工場の休機するもの多數の上る。



三月  
より重役を選出して經營することとなる。  
東京毛織會社と毛斯綸紡織會社は對等の條約にて合併し資本金二千五百萬圓の合同毛織株式會社設立せらる。

四月  
震災手形補償問題より延いて銀行の取付け破綻續出し財界恐慌來となり若槻内閣倒れて田中内閣組織せられ支拂猶豫令發布せらる。  
支拂猶豫令施行のために一般の取引杜絶し毛織小機業工場の休機するもの多數に上る。  
合同毛織會社設立の裏面には千住製絨所拂下げ條件に適合せしむるの魂膽あるを以て當社は之に對抗して後藤毛織の買収運動を開始す。  
加古川印南兩工場に労働争議起り誠和會を解散す。  
債權者興業銀行の手に移りたる元上毛モスリン會社の中山館林の兩工場は興業銀行と當社との共同出資により資本金四百萬圓の共立モスリン株式會社を設立し川西清司氏取締役社長となり當社に於て經營することとなる。  
社債千五百萬圓發行。  
日本羊毛工業會第二部會モスリン二割五歩の操業短縮を實行す。

昭和三年

三月  
川西清兵衛氏外三十一名の發起計畫により名古屋市に資本金二千萬圓の昭和毛絲紡績株式會社を設立す資本金の半額は當社に於て負擔し他の半額を發起人賛成人に於て引受け一部を公募したるに數倍の應募あり依て按分比例を以て募入株を決定す。  
日本羊毛工業會は斯業組織の統一を期するため組織を改めて全國羊毛紡織業者及び關係業者の大同團結を計り取敢へず小機業者の入會を勧誘することとなる。  
東洋モスリン株式會社武藏紡績株式會社を合併す。  
東京モスリン紡織會社震災被害缺損整理のため千五百二十五萬圓を減資す。  
羊毛工業會第二部會引續き七八九の三ヶ月モスリン操業二割五分の短縮を決議す。  
取締役數根吉造氏死去す。  
昭和毛絲紡績株式會社設立總會を名古屋市に開き川西清兵衛氏取締役社長に就任。  
日本羊毛工業會の組織改革に就き會員會社を初め會員外の羊毛紡織會社團體毛織物毛絲卸問屋羊毛積取同盟汽船會社羊毛輸入業者及び倉庫會社等五十餘名の代表者京都に集り協議會を開く。

60  
12



八月

開昭和毛絲紡績會社工場敷地を愛知縣彌富町に選定。  
金原合同毛織事務林堂島取引所理事等の主唱の下に羊毛取引所計畫を起し關係當業者に計る組織を改變擴張せる新日本羊毛工業會入會者七十四團體に達したるを以て京都に於て創立總會を開催五十四の會社商店代表者出席して新規約を決定し役員選舉の結果左記會社商店理事に當選す。

日本毛絲日本毛織合同毛織東洋モスリン東京モスリン栗原紡織中央毛糸大阪毛織尾西織物組合山口丸紅安宅西村各商店郵船會社兼松商店。

理事長は互選の結果合同毛織の金原與吉氏推選せられ會長には個人の資格を以て川西清兵衛氏就任す。

舊日本羊毛工業會は新日本羊毛工業會の設立と共に解散に決定す。  
輸入羊毛検査所設置問題に對し一時的便宜方法として千住製絨所に於て羊毛の依託検査に應ずることとなる。

九月

日本羊毛モスリン部會は十月以後十二月までのモスリン操短率を従來通り据置くことに決す  
編毛絲七百萬封度の滞貨に就いて羊毛工業會毛絲部會所屬の間屋側は各毛糸會社に對して十二月末日まで四割の操短を要望す各會社は適當の方法を以て生産を制限し其緩和を計ることとなる。

日本羊毛工業會モスリン部會は手機モスリン對策として問屋側に對し手機モスリンを取扱はしめず其代償として各會社モスリン取引に對しては一碼に付一錢五厘の割戻しをなすべく提案したるも東西問屋側の反對により不調に了る。

解散に決せる舊日本羊毛工業會は正式に解散手續をなす。

昭和四年春季のモスリン操短續否問題に就て問屋會社の意見區々に分れて容易に決せず行惱みとなる。

名古屋地方の四巾物毛織業頓に發達し其生産は會員會社のラシヤセルヂス生産高と伯仲するに至る。

十月  
十二月

昭和四年

一月

舊臘來議決せざりし各社のモスリン操短續否問題は十二月限り操短を解除することとなる。  
モスリン會社の代表者は東京工業俱樂部に會合してモスリン販路振興策に就き協議内地及び



一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月 十月

舊臘來議決せざりし各社のモスリン操短續否問題は十二月限り操短を解除することとなる。モスリン會社の代表者は東京工業俱樂部に會合してモスリン販路振興策に就き協議内地及び外國に向つて販賣宣傳の常設機關を設けることとなる。

政府が議會に提出せる産業委員會法案に對し日本羊毛工業會は反對阻止に決し貴衆兩院並に各政黨に對し反對の陳情書を提出す。

千住製絨所は餘剩能力を經濟的に使用するために合同毛織會社と提携して同社の註文を引受け軍絨以外の製絨をなすこととなる。

川西日本羊毛工業會々長辭任。モスリン不況對策として計畫せるモスリン共同販賣機關設置に就き當社とモスリン三社神戸に會合協議を凝らしたるも當社は共販後の販賣權を要望し三社肯ぜざるため不調となる。

羊毛工業界は空前の不況に直面し各社減配又は無配のもの多く中には原毛の値下り製品の暴落にて尠からざる損失を蒙り株價一齊に崩落す。

深夜業廢止の實行期となり一日より全國工場一齊に女工手及び少年工手の深夜業廢止せらる當會社も亦午後十一時以後の女工手勤務を廢す。

東洋モスリン東京モスリン及び合同毛織の三社はモスリンの共同販賣を協定し販賣價格の調節及び損益の共同計算を實行することとなる。

經營難のために大倉組の門野重九郎氏等の手によりて整理さるゝこととなりたる東洋モスリン會社は負債と金融難のために整理難に陥り債權の回收不能となりたる原毛輸入業者の間に恐慌起る。

合同毛織會社も業績振はず原毛代の支拂不能に陥り業界の不安愈々甚だしくなる。整理行惱みの東洋モスリン會社に對し原毛輸入業者より破産を申請す。

東洋モスリン會社の委任經營に就て門野氏等より當社の川西社長に相談あり當社は同社整理が可能であるか否かに就て其資産状態を調査することとなる。

信用破綻のため遽に經營困難となりたる合同毛織會社は當會社に合併するの議起り門野重九郎大橋新太郎氏等を通じて當社に交渉ありたるが別に銀行團は債權擁護のために住友銀行の八代則彦氏を起たしめて正式に兩社の間を斡旋することとなる。



十一月

當社對合同毛織の合併談は合同毛織現株二株に對し當社第二新株一株を交付せんとする合併條件の下に折合はんとせるも合同毛織のバランスシートに對する同社の重役の連帶保證の點に至りて行惱みとなる。

當社合同合併談は當社親株一株に對し合同親株十株といふ條件に更正せられたるも合同毛織のバランスシートに對する同社重役の連帶保證の件は依然意見纏まらざるを以て八代氏は一先づ其の斡旋を打切ることを聲明し談は不調に了る。

モスリン共同販賣組合は二社破綻のため自然消滅す。

合同毛織工場は原料缺乏作業不能となりたるにより従業員救済の意味に於て當社は其のモスリン工場に對し原毛を供給してモスリンの賃織をなさしむることとなる。

後藤毛織會社は社債償還不能のために破綻日本興業銀行は其處分を受托し工場は共同毛織會社の賃借經營に移る。

### 昭和五年

一月

金の輸出解禁せられ爲替相場回復せるため諸物價低落財界不景氣愈々深刻となる。

合同毛織會社の重役及有志は同社救済のために整理會社を起すこととなり河崎助太郎田村駒治郎大橋新太郎氏等の發企計畫により資本金五百萬圓の新興毛織會社を設立す。

當社日本羊毛工業會を脱退す。

舊臘來不況を報ぜられたる濠洲羊毛相場は崩落に崩落を累ね遂に歴史的レコードの暴落を演じ手持原毛筋大打撃を蒙る。

二月

三井三菱大倉日棉兼松高島屋の原毛輸入業者は原毛取引信用不安の實狀に鑑みて取引法改善の申合せをなし日本羊毛輸入同業會を組織す。

川西社長の主唱により日銀に對し羊毛擔保見返融資の運動を起し政府及び日銀に陳情す。

モスリン減産のため市價昂騰す。

愛知縣彌富町に新設せる昭和毛絲紡績會社工場は建築工事竣成したるを以て一部機械を運轉し當會社後援の下に事業を開始す其の製品SK印毛絲は市場に評判よろし。

銀塊相場慘落して二十片臺を割り有史以來の新安値に落込み對支貿易大不振に陥る。

三月

當社の合同毛織モスリン工場の賃織は二月を以て終り同工場は新に新興毛織の賃借經營となる。



し當會社後援の下に事業を開始す其の製品S K印毛絲は市場に評判よろし。  
銀塊相場慘落して二十片臺を割り有史以來の新安値に落込み對支貿易大不振に陥る。

三月

當社の合同毛織モスリン工場の賃織は二月を以て終り同工場は新に新興毛織の賃借經營とな

る。千住製絨所の主唱により本邦羊毛工業の合理化運動起る。

モスリンの活況に刺戟せられて尾州手機モスリン業擡頭す。

當社伊丹製絨及び中央毛糸三社の編毛絲販賣協定成る。

臨時特別議會開會せらる。

人造絹絲の關稅撤廢運動起る。

政府産業合理化獎勵のため産業合理局を新設す。

生産販賣及び倉庫の共同經營と金融の圓滑を計る目的を以て毛織物業者間に織物業法の制定

を政府に迫るの運動起る。

政府の主導獎勵により國産品の愛用を全國に宣傳するの運動起り國産毛織物は其の重要なる

國産品に指定せらる。

曩に川西社長等の主唱に係る原毛擔保見返融資の件は日銀當局に於て商品擔保として貸出を

行ふことに決定す。

七月

六月

五月

四月







第五編 日本毛織株式會社事業に関する諸章程

60  
12



日本毛織株式會社定款沿革

第五編 日本毛織株式會社定款沿革



# 日本毛織株式會社定款沿革

## 作成當時ノ條文

### 第一章 總則

第一條 當會社ハ株式組織ヲ以テ成立ス

第二條 當會社ハ日本毛織株式會社ト稱ス

第三條 當會社ハ本店ヲ兵庫縣神戸市……ニ工場ヲ……設置ス但製品販賣ノ爲メ便宜ノ地ニ支店又ハ出張所ヲ設置スルコトアルヘシ

## 變更並ニ追加條項

明治三十二年七月本條ヲ左記ノ如ク改正ス

當會社ハ株式會社ナリ  
大正十五年六月本條ヲ削除シ以下一條ツ、順次繰上ク

明治三十二年七月本文ヲ左記ノ如ク改正ス

當會社ハ本店ヲ兵庫縣神戸市兵庫戶場町四番邸ニ工場ヲ兵庫縣加古川町ニ設置ス

明治三十八年十二月加古川町ノ次ニ及同縣飾磨郡飾磨町ヲ追加ス

明治三十九年八月及同縣飾磨郡飾磨町ヲ削除ス

明治四十二年六月戶場町四番邸ヲ西出町六百九十一番屋敷ニ改正ス  
大正元年十月加古川町ノ次ニ及東

## 現行條文

### 第一章 總則

第一條 當會社ハ日本毛織株式會社ト稱ス

第二條 當會社ハ本店ヲ神戸市ニ支店ヲ東京市大阪市ニ設置シ其ノ他必要ノ場所ニ營業所出張所ヲ設置スルコトアルヘシ

60  
12



第四條 當會社ノ營業ハ各種ノ毛織物ヲ製造シ之ヲ販賣スルヲ以テ目的トス

京府荏原郡大井町ヲ追加ス  
大正二年六月但書ヲ左記ノ如ク改正ス

但製品販賣ノ爲メ東京市日本橋區上横町二十番地ニ支店ヲ天津日本租界ニ出張所ヲ設置ス  
大正七年六月本文ヲ左記ノ如ク改正シ但書ヲ削除ス

當會社ハ本店ヲ神戸市ニ支店ヲ神戸市東京市及必要ノ場所ニ設置ス  
大正七年十月本條ヲ左記ノ如ク改正ス

當會社ハ本店ヲ神戸市ニ支店ヲ東京市ニ其他必要ノ場所ニ支店又ハ出張所ヲ設置ス  
大正十五年六月東京市ノ次ニ削除シ大阪市ニ設置シヲ追加支店又ハ出張所ヲ設置スヲ削除シ營業所出張所ヲ設置スルコトアルヘシヲ追加ス

明治三十八年一月毛織物ノ次ニ毛絲毛綿混交綿絲ヲ追加シ製造シ之ヲ販賣スルヲ以テ目的トスヲ削除製造販賣シ原料羊毛ノ賣買ヲ以テ目的トスヲ追加ス

第三條 當會社ノ資本金ハ金五千萬圓トス

大正八年十二月毛絲ノ次ニ其他毛製品ヲ追加ス  
大正十五年六月左記ノ如ク改正シ之ヲ改定第四條トス



テ目的トス

之ヲ販賣スルヲ以テ目的トス  
削除製造販賣シ原料羊毛ノ賣買  
ヲ以テ目的トスヲ追加ス

大正八年十二月毛絲ノ次ニ其他毛  
製品ヲ追加ス

大正十五年六月左記ノ如ク改正シ  
之ヲ改定第四條トス

當會社ハ毛織物毛絲毛製品人造  
絹毛絲綿絲並ニ各種混交絲混交  
織物ヲ製造販賣シ其原料品ノ賣  
買ヲ爲スヲ以テ目的トス  
當會社ハ當會社ト目的ノ全部又  
ハ一部ヲ同クスル他會社ノ株式  
及電氣動力事業會社ノ株式ヲ所  
有スルコトアルヘシ

第五條 當會社ノ資本金ハ五十萬  
圓ニシテ之ヲ一萬株ニ分チ一株  
ヲ金五十圓ト定ム

明治三十九年三月本條ヲ左記ノ如  
ク改正ス

當會社ノ資本金ヲ壹百萬圓トシ  
之ヲ舊株新株共ニテ二萬株ニ分  
チ壹株ヲ金五十圓トス  
明治四十年十月壹百萬圓ヲ壹百五  
十萬圓ニ新株ノ次ニ第二新株ヲ  
追加シ二萬株ヲ三萬株ニ五十圓  
トスヲ五十圓ト定ムニ改正ス  
明治四十四年十一月壹百五十萬圓  
ヲ三百萬圓ニ舊株新株第二新株  
共ニテヲ削除シ三萬株ヲ六萬株  
ニ改正ス

第四條 當會社ハ毛織物毛絲毛製  
品人造絹毛綿絲並ニ各種混交絲  
混交織物ヲ製造販賣シ其原料品  
ノ賣買ヲ爲スヲ以テ目的トス  
當會社ハ當會社ト目的ノ全部又  
ハ一部ヲ同クスル他會社ノ株式  
及電氣動力事業會社ノ株式ヲ所  
有スルコトアルヘシ

60  
12



第六條 當會社ハ營業ノ狀況ニヨ  
 リ總會ノ決議ヲ以テ資本金ノ増  
 減又ハ社債券ヲ發行スルコトヲ  
 得

第七條 當會社ノ存立時期ハ設立  
 免許ノ日ヨリ滿三十ヶ年トス  
 但總會ノ決議ニヨリ之ヲ延長  
 スルコトヲ得

第八條 當會社ニ使用スル印章ハ  
 左ノ如シ

大正十五年六月削除

大正十五年六月削除

大正十五年六月削除

大正四年五月三百萬圓ヲ五百萬圓  
 ニ六萬株ヲ十萬株ニ改正ス

大正七年六月五百萬圓ヲ壹千萬圓  
 ニ十萬株ヲ二十萬株ニ壹株ヲ金  
 五十圓ト定ムヲ壹株ノ金額ヲ五  
 十圓トスニ改正ス

大正八年六月壹千萬圓ヲ二千萬圓  
 ニ二十萬株ヲ四十萬株ニ改正ス

大正十四年五月二千萬圓ヲ五千萬圓  
 ニ四十萬株ヲ壹百萬株ニ改正ス

大正十五年六月本條ヲ左記ノ如ク  
 改正之ヲ改定第三條トス  
 當會社ノ資本ハ金五千萬圓トス



第八條 當會社ニ使用スル印章ハ左ノ如シ

大正十五年六月削除

方一寸二分



第九條 此定款ハ總會ノ決議ヲ以テ更正加除スルコトヲ得

第二章 株式

第十條 當會社ノ株式ハ壹株券五株券十株券ノ三種トス

大正十五年六月削除

明治三十二年七月當會社ノ公告ハ所轄登記所ノ公示スル新聞紙ニ掲載ス

右一條ヲ追加シ現行第十條ヲ改定第十一條トシ以下第十六條迄一條ツ、順次繰下ク

大正十五年六月左記一條ヲ追加ス

當會社ノ資本ハ之ヲ壹百萬株ニ分チ一株ノ金額ヲ金五十圓トス

明治三十九年三月本條ヲ左記ノ如ク改正ス

當會社ノ株式ハ一株券五株券十株券ノ三種トシ明治三十九年二月以前既ニ金額拂込濟ノモノ(舊株)壹萬株トノ區別アリ

明治四十年十月本條ヲ左記ノ如ク改正ス

當會社ノ株式ハ一株券五株券十株券ノ三種トシ舊株壹萬株ト新株壹萬株第二新株壹萬株トノ區別アリ

第五條 當會社ノ公告ハ所轄登記所ノ公示スル新聞紙ニ掲載ス

第二章 株式

第六條 當會社ノ資本ハ之ヲ壹百萬株ニ分チ壹株ノ金額ヲ五十圓トス

第七條 當會社ノ株式ハ總テ記名式トス

株券ハ壹株券五株券十株券五十株券壹百株券及五百株券ノ六種トス



第十一號 株式ハ株金全額拂込迄  
 ハ假株券ヲ發行シ金額完納ノ上  
 本株券ト交換スヘシ  
 第十二條 當會社ノ株主ハ日本國  
 民ニシテ當會社ノ定款ヲ遵守シ  
 株主名簿ニ記入ヲ受ケタルモノ  
 ニ非サレハ會社ニ對シ其效ナキ  
 モノトス

明治四十四年十一月三種トシヲ三  
 種トスニ改正シ以下全部ヲ削除  
 ス  
 大正十四年五月及ヲ削除シ五十株  
 券ノ次ニ壹百株券及五百株券ヲ  
 追加シ四種ヲ六種ニ當會社ノヲ  
 削除ス  
 大正十五年六月本條ヲ改定第七條  
 第二項トス  
 明治三十九年十二月本條ヲ左記ノ  
 如ク改正ス  
 株式ハ株券ヲ交付シ記名式ト定  
 ム  
 大正十五年六月本條ヲ左記ノ如ク  
 改正シ之ヲ改定第七條第一項ト  
 ス  
 當會社ノ株式ハ總テ記名式トス  
 明治三十二年七月日本國民ニシテ  
 ヲ削除ス  
 明治三十九年十二月本條ヲ左記ノ  
 如ク改正ス  
 當會社ノ株主ハ當會社ノ定款ヲ  
 遵守シ氏名住所其他商法規定ノ  
 事項ヲ株主名簿ニ記入シ且其氏  
 名ヲ株券ニ記載シテ取締役ノ調

第八條 株金拂込ノ期日及金額ハ  
 取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

印ヲ受ケタルモノニ非サレハ會  
 社ニ對シ其效ナキモノトス  
 大正十五年六月削除



遵守シ氏名住所其他商法規定ノ  
事項ヲ株主名簿ニ記入シ且其氏  
名ヲ株券ニ記載シテ取締役ノ調

印ヲ受ケタルモノニ非サレハ會  
社ニ對シ其效ナキモノトス  
大正十五年六月削除

大正十五年六月本條ヲ左記ノ如ク  
改正シ之ヲ改定第十一條トス  
株式ヲ讓受ケタル者ハ讓渡人ト  
共ニ當會社所定ノ書式ニ從ヒテ  
名儀書換請求書ヲ作り株券裏面  
ニ讓渡人及讓受人記名捺印シ株  
券ト共ニ之ヲ會社ニ差出スヘシ  
相續遺贈結婚其他法律ノ作用ニ  
依リ程式ヲ取得シタル者ハ株券  
裏面ニ記名捺印ノ上株券ト共ニ  
其取得ノ原因ヲ證スル書面ヲ名  
儀書換請求書ニ添付シ之ヲ會社  
ニ差出スヘシ  
前項ノ規定ハ株主カ其氏名ヲ變  
更シタル場合ニ之ヲ準用ス  
代理人ヲ以テ名儀書換ヲ請求ス  
ルトキハ其代理權ヲ證スル書面  
ヲ差出スヘシ  
明治三十九年四月本條ヲ左記ノ如  
ク改正ス  
前條株式賣買讓與ノ證明ヲ爲ス  
ニハ社長又ハ他ノ取締役其株券

第十三條 當會社ノ株券ヲ賣買讓

與セントスルトキハ其株券裏面  
へ賣讓渡人又ハ買讓受人署名捺  
印シ之ニ賣買讓與證書ヲ添ヘ當  
會社ニ届出シ之カ證明ヲ受クヘ  
シ  
但死亡又ハ遺產相續ニ因リ取得  
シタル者ハ其相續人ハ親族連署  
ヲ以テシ若シ親族ナキトキハ相  
當保證人ヲ立テ前項ノ證明ヲ受  
クルモノトス  
第十四條 前條株式賣買讓與ノ證  
明ヲ爲スニハ社長支配人其株券  
裏面ニ署名捺印シ同時ニ株主名  
簿ニ記入スヘシ  
但株券一通毎ニ金五錢ノ手數  
料ヲ徵收スヘシ

第九條

株主株金ノ拂込ヲ怠リタ  
ルトキハ支拂ノ日迄金壹百圓ニ  
付日歩金四錢ノ割合ヲ以テ遲延  
利息ヲ支拂ヒ且其遲延ノ爲メ生  
シタル費用ヲ支拂フコトヲ要ス



第十五條

株券ヲ毀損シ又ハ紛失シタルトキハ其事由ヲ明記シ二人以上ノ保證人連署セル證書ヲ差出シ新株券ノ交付ヲ請求スヘシ但紛失ノトキハ三日間二種以上ノ新聞紙ニ公告シ三十日ヲ經テ尙發見セサルトキハ新株券ヲ交付スヘシ  
此場合ニハ新株券調製費一通ニ付金二十錢並ニ廣告ノ費用等ハ請求人ヨリ之ヲ徵收ス

第十六條 當會社ハ毎年通常總會

以前ニ於テ三十日以内ノ期間ヲ定メ之ヲ公告シテ株券ノ書換ヲ停止スヘシ

大正十五年六月削除

裏面ニ署名捺印シテ名儀ノ書換ヲ爲スヘシ  
此場合ハ株券一通毎ニ金十錢ノ手数料ヲ請求人ヨリ徵收ス  
株券ノ合併又ハ分割若クハ記載事項ノ訂正其他變更ヲ要スルモノハ總テ書面ヲ以テ請求スルモノトシテ金二十錢ヲ請求人ヨリ徵收ス

大正十五年六月本條ヲ左記ノ如ク改正シ之ヲ改定第十二條トス

株券ヲ喪失シタル者ハ喪失ノ事由及會社ニ生スルコトアルヘキ損害ヲ填補スル旨ヲ記載シタル書面ヲ作り當會社ノ確實ト認ムル二人以上ノ保證人ト連印ノ上之ヲ會社ニ差出シテ新株券ヲ請求スルコトヲ得  
此場合ニ於テハ會社ハ請求者ノ費用ヲ以テ其旨ヲ公告シ三十日ヲ經過スルモ他ヨリ異議ノ申出ナキトキハ新株券ヲ交付ス

明治三十二年七月通常總會ヲ定時

總會ニ改正ス  
大正十五年六月本條ヲ左記ノ如ク改正シ之ヲ改定第十六條トス

第十條

株主ハ其住所及印鑑ヲ會社ニ届出ツヘシ其變更アリタルトキ亦同シ  
但外國人ハ署名鑑ヲ以テ印鑑ニ代フルコトヲ得  
外國ニ居住スル株主ハ會社ヨリ通知又ハ催告ヲ受クヘキ場所ヲ日本内地ニ定メテ會社ニ届出ツヘシ  
其之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第十一條 株式ヲ讓受ケタル者ハ

讓渡人ト共ニ當社所定ノ書式ニ從ヒテ名儀書換請求書ヲ作り株券裏面ニ讓渡人及讓受人記名捺



以前ニ於テ三十日以内ノ期間ヲ定メ之ヲ公告シテ株券ノ書換ヲ停止スヘシ

總會ニ改正ス  
大正十五年六月本條ヲ左記ノ如ク改正シ之ヲ改定第十六條トス  
當會社ハ各事業年度終了ノ翌日ヨリ定時總會終結ニ至ル迄株式ノ名儀書換ヲ停止ス  
當會社ハ必要ノ場合ニハ豫メ其旨ヲ公告シテ三十日以内株式ノ名儀書換ヲ停止スルコトヲ得

第三章 株金拂込

第十七條 株金拂込ノ割合左ノ如シ

第一回ニ付十二圓五十錢設立免許ヲ得タルトキハ取締役ノ通知ヲ得テ直ニ拂込ムモノトス  
第二回一株ニ付六圓明治三十年十二月末日限  
第三回一株ニ付六圓五十錢明治三十一年十二月末日限

明治三十年十二月明治三十年十二月末日限  
明治三十二年七月通常總會ヲ定時  
明治三十二年七月本條ヲ左記ノ如ク改正ス

讓渡人ト共ニ當社所定ノ書式ニ從ヒテ名儀書換請求書ヲ作り株券裏面ニ讓渡人及讓受人記名捺印シ株券ト共ニ之ヲ會社ニ届出ツヘシ  
相續遺贈結婚其他法律ノ作用ニ因リ株式ヲ取得シタル者ハ株券裏面ニ記名捺印ノ上株券ト共ニ其取得ノ原因ヲ證スル書面ヲ名儀書換請求書ニ添付シ之ヲ會社ニ差出スヘシ  
前項ノ規定ハ株主カ其氏名ヲ變更シタル場合ニ之ヲ準用ス  
代理人ヲ以テ名儀書換ヲ請求スルトキハ其代理權ヲ證スル書面ヲ差出スヘシ

第十二條

株券ヲ喪失シタル者ハ喪失ノ事由及會社ニ生スルコトアルヘキ損害ヲ填補スル旨ヲ記載シタル書面ヲ作り當會社ノ確實ト認ムル二人以上ノ保證人ト連印ノ上之ヲ會社ニ差出シテ新株券ヲ請求スルコトヲ得  
此場合ニ於テハ會社ハ請求者ノ費用ヲ以テ其旨ヲ公告シ三十日



第四回以後ノ拂込ハ總會ノ決議ニヨリ漸次拂込ムモノトス但拂込金額ハ壹回壹株ニ付金十圓以下トシ其拂込期日ハ三ヶ月以前ニ取締役ヨリ通知スルモノトス

尙現行第十八條以下第二十九條迄一條ツ、順次繰下ク株金拂込ノ割合ハ一回一株ニ付金六圓五十錢以下トシ其拂込期日ハ商法ノ定ムル所ニヨリ取締役ヨリ通知募集スルモノトス  
明治四十年三月本條ヲ左記ノ如ク改正ス

株金ノ拂込方法ハ商法ノ定ムル所ニ依リ取締役ヨリ遅クトモ二ヶ月以前通知募集スルモノトス  
大正七年六月本條ヲ左記ノ如ク改正シ之ヲ改定第八條トス  
株金拂込ノ時期及金額ハ取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム  
大正十五年六月左記三條ヲ追加ス  
第十三條 株券ヲ汚損シタルトキハ株主ハ會社ニ對シ新株券トノ交換ヲ請求スルコトヲ得  
但汚損ノ爲メ識別シ難キ株券ニ付テハ前條ノ手續ニ依ル  
第十四條 株主ハ其株券ヲ會社ニ差出シテ第十七條第二項ノ認ムル他ノ株券ヲ請求スルコトヲ得  
第十五條 株券ノ名義書換料ハ株券一通ニ付金十錢トス

ヲ經過スルモ他ヨリ異議ノ申出ナキトキハ新株券ヲ交付ス

第十三條 株券ヲ汚損シタルトキハ株主ハ會社ニ對シ新株券トノ交換ヲ請求スルコトヲ得  
但シ汚損ノ爲メ識別シ難キ株券ニ付テハ前條ノ手續ニ依ル  
第十四條 株主ハ其株券ヲ會社ニ差出シテ第十七條第二項ノ認ムル他ノ株券ヲ請求スルコトヲ得  
第十五條 株券ノ名義書換料ハ株券一通ニ付金十錢トス

第十二條乃至第十四條ニ定ムル新株券交付ノ手数料ハ株券一通ニ付金三十錢トス

第十二條乃至第十四條ニ定ムル新株券交付ノ手数料ハ株券一通ニ付金三十錢トス



第十五條 株券ノ名儀書換料ハ株券一通ニ付金十錢トス

第十五條 株券ノ名儀書換料ハ株券一通ニ付金十錢トス

第十二條乃至第十四條ニ定ムル新株券交付ノ手数料ハ株券一通ニ付金三十錢トス

第十二條乃至第十四條ニ定ムル新株券交付ノ手数料ハ株券一通ニ付金三十錢トス

十八條 株金第一回ノ拂込ニ對シテハ領收證書ヲ交付シ追テ登記ヲ受ケタル上假株券ト引換フルモノトス

第十九條 拂込期日ヲ怠リタル株主ハ其拂込ムヘキ金額ニ對シ百圓ニ付一日金四錢ノ割ヲ以テ遅延ノ爲メ生シタル費用ヲ支拂フヘシ

明治三十二年七月本條ヲ左記ノ如ク改正ス  
株金ノ拂込ニ對シテハ假收書ヲ交付シ追テ該證書ト引換ニ株券ニ記入スルモノトス  
大正十五年六月削除

大正十五年六月本條ヲ左記ノ如ク改正シ之ヲ改定第九條トス  
株主株金ノ拂込ノ期日ヲ怠リタルトキハ支拂ノ日迄金壹百圓ニ付日歩金四錢ノ割合ヲ以テ遅延利息ヲ支拂ヒ且其遅延ノ爲生シタル費用ヲ支拂フコトヲ要ス

第十六條 當會社ハ各事業年度終了ノ翌日ヨリ定時總會終結ニ至ル迄株式ノ名儀書換ヲ停止ス  
當會社ハ必要ノ場合ニハ豫メ其旨ヲ公告シテ三十日以内株式ノ名儀書換ヲ停止スルコトヲ得

第二十條 株主拂込ヲ怠リタルトキハ直ニ當會社ヨリ十四日ノ期間ニ於テ拂込ムヘキ旨ヲ催告スヘシ  
此催告ヲ受ケ尙拂込ヲ爲ササルトキハ更ニ其株式公賣ノ旨ヲ通知シ之ヲ公賣シ其代金ヲ以テ拂

明治三十二年七月本條ヲ左記ノ如ク改正ス  
株主拂込ヲ怠リタルトキハ直ニ當會社ヨリ十四日ノ期間ニ於テ拂込ムヘキ旨ヲ催告スヘシ  
此催告ヲ受ケ尙拂込ヲ爲ササル時ハ商法第百五十二條及第百五



込金額遅延利息及其費用ヲ引去  
リ剩餘アレハ之ヲ還付シ不足ア  
ルトキハ之ヲ追徴スヘシ

#### 第四章 役員

第廿一條 當會社ハ三名以上七名  
以下ノ取締役ト三名ノ監査役ト  
ヲ置キ五十株以上所有ノ株主中  
ヨリ總會ニ於テ之ヲ選舉ス  
但取締役ノ多數ハ總會ノ決議  
ニヨリ之ヲ定ム

第廿二條 取締役ノ任期ハ二ケ年  
トシ監査役ノ任期ハ一ケ年トス  
但任期滿了ノ後再選スルコト  
ヲ得

十三條ノ規定ニヨリ處分スヘシ  
大正十五年六月削除

明治三十二年七月七名ヲ五名ニ改

正ス

大正七年六月本條ヲ左記ノ如ク改

正ス

當會社ノ取締役ハ八名以内監査

役ハ五名以内トシ取締役ハ三百

株以上監査役ハ二百株以上所有

ノ株主中ヨリ之ヲ選任ス

大正七年十月八名以内ヲ七名以

内ニ改

正ス

大正八年十二月所有ヲ削除ス

大正十一年十二月八名以内ヲ九名

以內ニ改

正ス

大正十五年六月二百以上ノ次ニ

有スルヲ追加シ所有ノヲ削除ス

明治三十二年七月二ケ年ヲ三ケ年

ニ改正ス

大正十五年六月本文ヲ左記ノ如ク

改正ス

取締役ノ任期ハ其就任後第六回

#### 第三章 役員

第十七條 當會社ノ取締役ハ九名  
以内監査役ハ三名以内トシ取締  
役ハ三百株以上監査役ハ二百株  
以上ヲ有スル株主中ヨリ之ヲ選  
任ス

第十八條 取締役ノ任期ハ其就任  
後第六回監査役ノ任期ハ其就任  
後第四回定時株主總會終了ノ時  
迄トス  
但任期滿了後再選スルコトヲ



但任期滿了ノ後再選スルコトヲ得

大正十五年六月本文ヲ左記ノ如ク改正ス  
取締役ノ任期ハ其就任後第六回

後第四回定時株主總會終了ノ時迄トス  
但任期滿了後再選スルコトヲ

監査役ノ任期ハ其就任後第四回ノ定時株主總會終了ノ時迄トス  
但任期滿了後再選スルコトヲ得

第廿三條 業務執行上ノ方針其他

重要ノ事件ニ關シ取締役ノ諮問  
役トシテ百株以上所有ノ株主中  
ヨリ三名乃至七名ノ相談役ヲ取  
締役ニ於テ選定囑託スルコトヲ  
得

第廿四條 取締役ハ其所有ノ株式

五十株ヲ當會社ニ預ケ入レ封印  
ノ上之ヲ當會社ニ保管スヘシ  
但此株券ニ對スル預リ證券ニ  
ハ融通ヲ禁止スル旨ヲ明記ス  
ヘシ

大正十五年六月本條ヲ左記ノ如ク  
改正シ之ヲ改定第二十二條トス

取締役ハ業務上必要アル場合ニ  
ハ株主中ヨリ相談役ヲ選定囑託  
スルコトヲ得  
明治三十二年七月末之ヲ左記ノ如  
ク改正ス

第十九條 取締役ハ在任中其所有  
ニ係ル當會社株式三百株ノ株券  
ヲ監査役ニ供託スヘシ  
前項ノ供託株券ニ對シ監査役ハ  
融通ヲ禁止スル旨ヲ明記セル預  
リ證券ヲ發行ス

第廿條 取締役ハ互選ニ依リ社長  
一名常務取締役二名ヲ置クコト  
ヲ得

大正七年六月「壹百株」「四百株」ニ改  
正ス

大正十五年六月本條ヲ左記ノ如ク  
改正 之ヲ改定第十九條トス  
取締役ハ在任中其所有ニ係ル當  
會社ノ株式三百株ノ株券ヲ監査  
役ニ供託スヘシ  
前項ノ供託株券ニ對シ監査役ハ



第廿五條 取締役ハ其互選ヲ以テ  
主トシテ業務ノ取扱ヲ爲スヘキ  
專務取締役ヲ選舉シ之ヲ社長ト  
稱ス  
其責任ハ他ノ取締役ト同一ナリ

第二十六條 取締役又ハ監査役中  
ニ缺員ヲ生シタルトキハ臨時總  
會ヲ開キ補缺選舉ヲ行ヒ前任者  
ノ殘任期間其職ニ就カシム  
但法定ノ人員ニ缺クルコトナ  
ク且業務ニ差支ナキトキハ次  
回ノ總會迄選舉ヲ延期スルコ  
トヲ得

第二十七條 取締役ハ當會社一切

融通ヲ禁止スル旨ヲ明記セル預  
リ證ヲ發行ス

大正五年六月第一項ヲ左記ノ如ク  
改正ス

取締役ハ其互選ヲ以テ專務取締  
役一名社長ト稱ス

常務取締役二名ヲ置クコトヲ得  
大正十五年六月本條ヲ左記ノ如ク  
改正シ之ヲ改定第二十條トス

取締役ハ互選ニヨリ社長一名常  
務取締役二名ヲ置クコトヲ得

大正十五年六月本條ヲ左記ノ如ク  
改正シ之ヲ改定第二十一條トス  
取締役又ハ監査役ニ缺員ヲ生シ  
タルトキハ株主總會ヲ開キ之  
カ補缺選舉ヲ爲ス  
但法定ノ數ヲ缺カス且事務ニ  
差支ナキトキハ次ノ定時總會  
迄其補缺選舉ヲ延期スルコト  
ヲ得  
補缺者ノ任期ハ前任者ノ殘任  
期間トス

大正十五年六月削除

第廿一條 取締役又ハ監査役ニ缺

員ヲ生シタルトキハ株主總會ヲ  
開キ之カ補次選舉ヲ爲ス

但法定ノ數ヲ缺カス且事務ニ  
差支ナキトキハ次ノ定時總會  
迄其補缺選舉ヲ延期スルコト  
ヲ得

補缺者ノ任期ハ前任者ノ殘任  
期間トス

第二十二條 取締役ハ業務上必要  
ナル場合ニハ株主中ヨリ相談役  
ヲ選定囑託スルコトヲ得

ノ業務ヲ總括シテ之ヲ施行スル  
ノ權ヲ有ス  
然レトモ法律命令定款及總會ノ



ノ業務ヲ總括シテ之ヲ施行スルノ權ヲ有ス

然レトモ法律命令定款及總會ノ決定ヲ遵守スルヲ要ス

第二十八條 監査役ノ業務施行カ

法律命令定款及總會ノ決議ニ適合スルヤ否ヤヲ監視スヘシ

第廿九條 取締役及監査役ノ給料

報酬ハ總會ノ決議ヲ經テ之ヲ定ムルモノトス

但支配人以下役員ノ給料ハ取締役ノ協議ヲ以テ之ヲ定ム

但支配人以下役員ノ給料ハ取締役ノ協議ヲ以テ之ヲ定ム

但支配人以下役員ノ給料ハ取締役ノ協議ヲ以テ之ヲ定ム

但支配人以下役員ノ給料ハ取締役ノ協議ヲ以テ之ヲ定ム

大正十五年六月削除

明治三十二年七月但書ヲ削除シ改

定追加第三十一條ノ別項トス左

ノ如シ

當會社ハ業務ノ都合ニヨリ支配

人ヲ置クコトアルヘシ

支配人以下使用人ノ給料ハ取締

役ノ協議ヲ以テ之ヲ定ム

前記ノ通り第三十一條ヲ追加シ

現行三十條ヲ改定第三十三條ト

シ以下第四十一條迄順次繰下ク

大正十五年六月削除

第五章 株主總會

第三十條 總會ハ通常總會臨時總會ノ二種ニ分チ通常總會ハ毎年

一月七月ノ兩月ニ之ヲ召集シ臨時總會ハ臨時ノ事項ヲ議スル爲

メ商法ニヨリテ召集ノ權ヲ有ス

ルモノ之ヲ召集ス

第四章 株主總會

第二十三條 定時株主總會ハ毎年六月及十二月ニ之ヲ開ク

六月及十二月ニ之ヲ開ク

六月及十二月ニ之ヲ開ク

六月及十二月ニ之ヲ開ク

六月及十二月ニ之ヲ開ク

六月及十二月ニ之ヲ開ク

六月及十二月ニ之ヲ開ク

六月及十二月ニ之ヲ開ク

六月及十二月ニ之ヲ開ク

六月及十二月ニ之ヲ開ク

六月及十二月ニ之ヲ開ク

六月及十二月ニ之ヲ開ク

六月及十二月ニ之ヲ開ク

六月及十二月ニ之ヲ開ク

六月及十二月ニ之ヲ開ク

六月及十二月ニ之ヲ開ク

六月及十二月ニ之ヲ開ク

六月及十二月ニ之ヲ開ク

六月及十二月ニ之ヲ開ク

六月及十二月ニ之ヲ開ク

六月及十二月ニ之ヲ開ク

六月及十二月ニ之ヲ開ク

六月及十二月ニ之ヲ開ク

六月及十二月ニ之ヲ開ク

六月及十二月ニ之ヲ開ク



第三十一條 總會ヲ招集スルニハ  
 會議ノ目的事項日時及場所ヲ明  
 記シ開會日ヨリ少クトモ十日以  
 前ニ各株主ニ通知スヘシ  
 第三十二條 總會ハ總株金ノ少ク  
 トモ三分ノ一以上ヲ有スル株主  
 ノ出席スルニ非サレハ會議ヲ開  
 クコトヲ得ス  
 但定款變更又ハ任意解散ニ付  
 テ 決議ヲ爲スニハ商法第二  
 百三條ノ規定ニ據ル  
 第三十三條 總會ハ定數ノ株主出  
 席セサルトキハ之ヲ延會シ又ハ  
 其議案ヲ假ニ決議スルコトヲ得  
 假決議ヲ爲シタル場合ニ於テハ  
 其決議ヲ總株主ニ通知シ再ヒ總  
 會ヲ招集ス其通知ニハ若シ第二  
 ノ總會ニ於テ出席株主決議權ノ

多數ヲ以テ第一ノ總會ノ假決議  
 ヲ認可シタルトキハ之ヲ有効ト

〔明治四十一年度ヨリ毎年六月十  
 二月ニ〕ヲ追加シ〔毎年一月七月ノ  
 兩度ニ〕ヲ削除ス  
 大正十五年六月本條ヲ左記ノ如ク  
 改正ス  
 定時株主總會ハ毎年六月及十二  
 月ニ之ヲ開ク

明治三十二年七月十日以前〔十四  
 日以前〕ニ改正ス  
 大正十五年六月削除

明治三十二年七月但書〔第二百三條〕  
 ヲ〔第二百九條〕ニ改正ス  
 大正十五年六月削除

大正十五年六月削除



其決議ヲ總株主ニ通知シ再ヒ總會ヲ召集ス其通知ニハ若シ第二ノ總會ニ於テ出席株主決議權ノ

多數ヲ以テ第一ノ總會ノ假決議ヲ認可シタルトキハ之ヲ有効トナスヘキ旨ヲ明記スヘシ

第三十四條 株主ハ代理人ヲシテ總會ニ出席シ決議權ヲ行ハシムルコトヲ得ヘシト雖モ其代理人ハ當會社ノ株主タルモノニ限ルヘシ

但當會社ノ役員タルモノハ代理人トナルコトヲ得ス

第三十五條 株主ノ議決權ハ其所

第三十六條 總會ノ議長ハ社長ニ任スヘシ若シ差支アルトキハ取締役之ヲ代理シ取締役差支アルトキハ出席株主中ヨリ之ヲ選定スヘシ

但臨時總會ノ議長ハ株主中ヨリ臨時之ヲ選任スルコトヲ得

第三十七條 總會ノ決議ハ出席株主決議權ノ過半数ニ依テ決スヘシ若シ可否同數ナルトキハ定款

大正十五年六月本條ヲ左記ノ如ク改正シ之ヲ改定第二十六條トス株主ハ當會社ノ株主ニ對シテノミ其議決權ノ行使ヲ委任スルコトヲ得

大正十五年六月其所有株式ヲ削除シ一株毎ニ「一株ニ付」ニ改正ス

大正十五年六月本條ヲ左記ノ如ク改正シ之ヲ改定第廿四條トス總會ノ議長ハ社長之ニ任シ社長差支アルトキハ他ノ出席取締役之ニ任ス

但商法第百六十條第二項又ハ第百八十二條ニヨリ召集シタル株主總會ニ於テハ出席株主中ヨリ議長ヲ選舉ス

大正十五年六月本文ヲ左記ノ如ク改正ス  
株主總會ノ決議ハ法律ニ別段

第二十四條 總會ノ議長ハ社長之ニ任シ社長差支アルトキハ他ノ

出席取締役之ニ任ス  
但商法第百六十條第二項又ハ第百八十二條ニ依リ召集シタル株主總會ニ於テハ出席株主中ヨリ議長ヲ選舉ス

第二十五條 株主ノ議決權ハ一株ニ付一個トス

第二十六條 株主ハ當會社ノ株主ニ對シテノミ其議決權ノ行使ヲ委任スルコトヲ得

第二十七條 株主總會ノ決議ハ法律ニ別段ノ定アル場合ノ外出席株主ノ議決權ノ過半数ヲ以テ之



變更任意解散ノ場合ヲ除キ渾テ  
議長ノ決スル處ニヨル

第三十八條 總會ニ於テ決議シタ  
ル事項ハ決議録ニ登載シ取締役  
一同署名捺印スヘシ

### 第六章 計算

第三十九條 當會社ノ計算期ハ每  
年六月十二月ノ終ニ於テ諸勘定  
ノ決算ヲ爲シ計算書財産目錄貸  
借對照表事業報告書及利益金配  
當案ヲ作り監査役ノ検査ヲ受ケ  
之ヲ通常總會ニ提出スヘシ

ノ定アル場合ノ外出席株主ノ議  
決權ノ過半数ヲ以テ之ヲ爲シ可  
否同數ナルトキハ議長ノ決スル  
所ニヨル

但議長ハ自己ノ議決權ヲ行フ  
コトヲ得

大正十五年六月本條ヲ左記ノ如ク  
改正ス  
株主總會ノ決議録ハ議長及出席  
株主二名以上署名捺印シテ之ヲ  
保存ス

明治三十二年七月本條ヲ左記ノ如  
ク改正ス  
當會社ノ計算期ハ毎年六月十二  
月ノ終ニ於テ諸勘定ノ決算ヲ爲  
シ財産目錄貸借對照表營業報告  
書準備積立金及利益配當ニ關ス  
ル議案ヲ作り定時總會ノ日ヨリ  
一週間前監査役ノ検査ヲ受ケ之  
ヲ定時總會ニ提出スヘシ  
明治三十四年一月六月十二月ヲ十  
二月ニ改正ス  
明治三十八年一月十二月ヲ十一月  
ニ改正ス  
明治四十年三月本條ヲ左記ノ如ク

ヲ爲シ可否同數ナルトキハ議長  
ノ決スル所ニ依ル  
但議長ハ自己ノ議決權ヲ行フ  
コトヲ得

第二十八條 株主總會ノ決議録ハ  
議長及出席株主二名以上署名捺  
印シテ之ヲ保存ス

### 第五章 計算

第二十九條 當會社ノ事業年度ハ  
毎年六月一日ヨリ十一月三十日  
迄及十二月一日ヨリ翌年五月三  
十一日迄トス



明治三十八年三月本條ヲ左記ノ如ク  
改正ス  
明治四十年三月本條ヲ左記ノ如ク

改正ス

當會社ハ明治四十一年ヨリ毎年五月十一月ノ終ニ於テ諸勘定ノ決算ヲ爲シ財産目錄貸借對照表損益計算書準備金及利息配當ニ關スル議案ヲ作り定時總會ノ日ヨリ一週間前監査役ノ検査ヲ受ケ之ヲ定時總會ニ提出スヘシ  
大正十五年六月本條ヲ左記ノ如ク改正ス  
當會社ノ事業年度ハ毎年六月一日ヨリ十一月三十日迄及十二月一日ヨリ翌年五月三十一日迄トス

改正ス

大正十五年六月本條ヲ左記ノ如ク改正ス  
當會社ハ每事業年度中ニ收入シタル總金額ヨリ支出シタル總金額ヲ引去リタル總益金中ヨリ其總益金百分ノ五以下ノ役員賞與金及機械原價總額千分ノ十以上其他原價償却金ヲ控除シタル殘額ヲ以テ純益金トシ左ノ通り總會ノ決議ヲ經テ之ヲ處分ス  
一純益金ノ百分ノ五以上ヲ準備積立金トス

第四十條

當會社ハ每決算期間ニ收入シタル總益金ノ内ヨリ總損失金ヲ控除シタル殘額ヲ以テ純益金トナシ其純益金ハ左ノ範圍内ニ於テ總會ノ決議ヲ經テ之ヲ執行ス  
一純益金百分ノ五以上ヲ準備積立金トス  
一同百分ノ十五以上ヲ固定資本金償却積立金トス  
一同百分ノ十ヲ役員賞與金トス  
一以上ノ控除シタル殘額ヲ株主

第三十條

當會社ハ每事業年度中ニ收入シタル總金額ヨリ支出シタル總金額ヲ引去リタル純益金中ヨリ其總益金百分ノ五以下ノ役員賞與金及機械原價總額千分ノ十以上其他原價償却金ヲ控除シタル補額ヲ以テ純益金トシ左ノ通り總會ノ決議ヲ經テ之ヲ處分ス  
一純益金ノ百分ノ五以上ヲ準備積立金トス  
但準備積立金カ資本ノ四分ノ



配當金ニ充ツ  
但其内幾分ヲ次期ノ計算ニ繰  
越スコトアルヘシ

### 第七章 任意解散

第四十一條 營業期間内ト雖モ總會ノ決議ヲ以テ任意解散スルコトヲ得此場合ニ於テハ二名以上ノ精算人ヲ選定シ一切ノ事務ヲ處辨セシムヘシ

但準備積立金カ資本ノ四分ノ一ニ達シタルトキハ爾後其積立ヲ爲サ、ルコトヲ得  
一其他必要ニ應シ積立ヲ爲ス  
一以上控除シタル殘額ヲ株主配當金ニ充ツ  
但其内幾分ヲ次期ノ計算ニ繰越スコトアルヘシ

大正十五年六月削除

明治二十九年十二月第七章ノ次ニ第八章雜則一ヶ條ヲ追加ス

### 第八章 雜則

第四十四條 株主ハ印鑑ヲ作り之ニ住所氏名ヲ記入シ當會社ニ差出スヘシ  
當會社ハ其發スヘキ諸般ノ通知ヲ假住所ニ宛テ發送ス故ニ若シ其届出ナキトキハ右ノ通知ニ關シ當會社ハ一切ノ責ニ任セサルモノトス  
大正十五年六月本條ヲ左記ノ如ク

一ニ達シタルトキハ爾後其積立ヲ爲ササルコトヲ得  
一其他必要ニ應シ積立ヲナス  
一以上控除シタル殘額ヲ株主配當金ニ充ツ  
但其内幾分ヲ次期ノ計算ニ繰越スコトアルヘシ

### 附則

第三十一條 舊定款ノ下ニ選任セラレタル取締役及監査役ノ任期ニ就テハ舊定款第二十三條ニ依ル

改正シ之ヲ改定第十條トス株主ハ其住所印鑑ヲ會社ニ届出ツヘ



大正十五年六月本條ヲ左記ノ如ク

改正シ之ヲ改定第十條トス株主  
ハ其住所印鑑ヲ會社ニ届出ツヘ  
シ

其變更シタルトキ亦同シ

但外國人ハ署名鑑ヲ以テ印鑑  
ニ代フルコトヲ得

外國ニ居住スル株主ハ會社ヨリ  
通知又ハ催告ヲ受クヘキ場所ヲ  
日本内地ニ定メテ會社ニ届出ツ  
ヘシ

其之ヲ變更シタルトキ亦同シ

大正七年六月第四十五條トシテ左

記一條ヲ追加ス

定款第三十二條ノ改正ニヨリ増

員シタル取締役及監査役ノ任期

ハ同第三十五條ノ規定ニ拘ハラ

ス取締役ニ付テハ大正八年十二

月監査役ニ付テハ大正七年十二

月ノ定時總會終了ノ時迄トス

大正七年十月削除

大正十四年五月第四十五條トシテ

左ノ附則ヲ追加ス

大正十四年ニ於ケル増員ノ爲メ

發行スル株式六十萬株中十萬株

ハ額面以上ノ價格ヲ以テ之ヲ發



行ス

大正十五年六月削除

大正十五年六月第五章第三十條ノ  
次ニ附則第三十一條トシテ左記  
一條ヲ追加ス  
舊定款ノ下ニ選任セラレタル取  
締役及監査役ノ任期ニ就テハ舊  
定款第二十三條ニ依ル



# 日本毛織株式會社就業規則

## 第一章 總則

- 第一條 本則ハ工手備入ノ際之ヲ交付シ且工場内ニ掲示ス
- 第二條 工手ノ扶助ニ關スル規則ハ別ニ之ヲ定ム
- 第三條 工手ノ種類ヲ分ツコト左ノ如シ
- 一 役付工手 二 普通工手 三 特別工手 四 試用工手

役付工手ハ世話役見廻役ノ二種トシ世話役ハ男工手見廻役ハ女工手ヲ以テ之ニ充ツ

特別工手トハ第六十條ノ規定ニ依リ再採用セラレタルモノヲ云フ

試用工手トハ人物、性格、作業ノ適否ヲ詮衡スル爲一定期間試用中ノ者ヲ云フ

## 第二章 雇入

第四條 工手ノ雇入年齢ハ尋常小學校ノ教科ヲ了リタル者ハ十二歳以上然ラサルモノハ十四歳以上ニシテ

(男四十歳以下トス  
女二十五歳以下トス)

但シ事情ニ依リ(男子五十歳以下ノ者ヲ採用スルコトアルヘシ)

第五條 新タニ採用セラレタル者ハ遲滞ナク別ニ定ムル誓約書ヲ提出スベシ但シ誓約書ニハ本人未成年ナルトキハ親權者若クハ後見人家族ナルトキハ戸主、有夫、婦ナルトキハ夫ノ承諾印ヲ要ス

前項誓約書記載事項ニ變更ヲ生シタルトキハ遲滞ナク届出ツヘシ

誓約書

原籍

現住所

戸主

年 月 日生

右者此度御社ノ工手ニ採用セラレマシタニ就テハ左ノ事項ヲ誓約致シマス

一 諸規則ハ勿論御社ノ御指圖ハ堅ク之ヲ守リ一ケ年以上誠實ニ勤務シマス

二 工場ノ安寧ヲ害シ又ハ秩序ヲ亂ス様ナ企圖並ニ行動ハ致シマセン萬一ニモ左様ナ場合カアラハ御社ノ規則ニ據リ如何様ニ御處置ナサルトモ一切苦情申シマセン

三 御採用ノ時ノ申立ニ違反又ハ虚偽アル場合ハ勿論試用期間中不適任ノ爲メ解雇セララル、トモ決シテ異議ヲ申シマセン

昭和 年 月 日

印 紙

本人  
親權者  
後見人、  
保證人 夫

日本毛織株式會社御中



第三章 服務心得

第六條 工手ハ常ニ會社ノ規則、上役ノ指揮ヲ遵守シ

誠實ニ業務ヲ勵ミ以テ技能ノ上達ヲ圖ルヘシ

第七條 工手ハ常ニ品性ノ向上ト身體ノ健康トニ留意

シ社運ノ隆盛ト各自ノ幸福トヲ期スヘシ

第八條 工手ハ始業定刻前ニ通用門ヨリ入場シ通告票

ヲ守衛ニ提出スヘシ入場後ハ速ニ更衣シ夫々持場ニ

就キ始業合圖ト共ニ就業スヘシ通告票ヲ失念又ハ紛

失シタル者ハ守衛ニ届出テ入場スヘシ

第九條 退場ノ際ハ上役ヨリ通告票ヲ受取り守衛ノ點

檢ヲ受クヘシ

定刻ヲ過キ遲參シタル者ハ就業セシメサルコ

トアルヘシ

第十一條 病氣其他已ムヲ得サル事由ノ爲メ早退セン

トスル者ハ所屬上役ノ許可ヲ得中退券ヲ受取り通告

票ト引換ヘ守衛ノ點檢ヲ受ケ退出スヘシ

第十二條 病氣其他已ムヲ得サル事故ノ爲缺勤セント

スル者ハ始業時刻迄ニ書面、口頭又ハ傳言ニ依リ休

業豫定日數及其事由ヲ届出ツヘシ

但シ病氣休業三日ヲ超ユルトキハ醫師ノ診斷

書ヲ差出スヘシ

第十三條 工場内ニ在リテハ男工手ハ洋服又ハ筒袖、

股引ヲ着用シ女工手ハ筒袖、袴ヲ用ヒ頭髮ハ束髮等

ニ結ヒ輕裝ヲナスヘシ

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ入場ヲ許サス

一 酒氣ヲ帶ヒタル者

二 酒類、火器、兇器其他工場内ニ携帯スヘ

カラサルモノヲ携帯スル者

第十五條 現役トシテ入營シ又ハ充員召集ニ應シ之ニ

赴ク者ハ届出ニ依リ休職トシ除隊後一ヶ月以内ニ申

出テタルトキハ復職スルコトヲ得

第十六條 引續キ缺勤三ヶ月以上ニ亘ル者ハ休職トス

但シ業務上ノ負傷又ハ疾病ニ因ル休業ハ此

限ニ在ラス

第十七條 前條ノ休職期間ハ勤務年限ニ算入セス

第四章 就業時間、休憩、休日

第十八條 就業時間ハ晝夜各十一時間トシ、其始業終

業ノ時刻ヲ左ノ如ク定ム

一 晝業 午前六時始メ 午後五時終リ

一 夜業 午後七時始メ 午前六時終リ(明

石工場ヲ除ク)

但シ始業終業ノ時刻ハ事情ニ依リ變更スル

コトアルヘシ(明石工場前條ノ時刻ハ事情ニ依リ變更スル

コトアルヘシ)

第十九條 晝夜交替シテ就業スル作業ハ一週間毎ニ又

ハ事情ニ依リ十日以内ニ於テ其ノ就業時ヲ轉換ス(明

石工場ヲ除ク)

第二十條 作業上ノ都合ニ依リ定時間外早出、居殘、

若クハ休業日臨時出勤ヲ命スルコトアルヘシ

第二十一條 休憩時間ハ左ノ如シ

一 晝業 午前九時ヨリ十五分

正午ヨリ三十分

午後三時ヨリ十五分

計一時間

一 夜業

午後九時ヨリ十五分

第二十六條

左ノ場合ハ公休トス

但シ第五號又ハ第六號ニ掲クル期間ニハ  
休業日ヲ除キタル殘餘ノ日數ニ對シ一日



60  
12

第十四條  
一 酒氣ヲ帶ヒタル者  
正午ヨリ三十分  
午後三時ヨリ十五分  
計一時間  
一 夜業  
午後九時ヨリ十五分  
午前零時ヨリ卅分  
午前三時ヨリ十五分  
計一時間(明石工場削除)

第二十二條

但シ場合ニ依リ變更スル事アヘシ  
食事ハ休憩時間中食堂ニ於テ之ヲ爲スヘシ  
但シ場合ニ依リ變更スル事アヘシ

第二十三條

外來者トノ面會ハ休憩時間ノ外之ヲ爲ス  
但シ已ムヲ得サル事情アル場合ニ於テ上  
役ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限ニアラス

第二十四條

一 年始三日間 年末二日間  
二 紀元節 天長節 明治節  
三 日曜日  
但シ業務其他ノ都合上廢止變更スルコト  
アルヘシ

第二十五條

(第二號ノ休日ニ限リ賃金二分ノ一ノ休業  
日手當ヲ支給ス)  
休業日臨時出勤者ニシテ七時間以上就業  
シタル者ハ三十日以内ニ於テ許可ヲ得テ代休スルコ  
トヲ得  
但シ其部全部ニ亙リ出勤シタル場合ハ此限

第二十六條

ニアラヌ  
左ノ場合ハ公休トス  
但シ第五號又ハ第六號ニ掲クル期間ニハ  
休業日ヲ除キタル殘餘ノ日數ニ對シ一日  
ニ付賃金半日分ノ休業手當ヲ支給ス

第五章

一 父母夫妻ノ喪ニ服スルトキ 五日間  
二 夫妻ノ父母、兄弟、姉妹及子ノ喪ニ  
服スルトキ 三日間  
三 祖父母伯叔父母異父母ノ兄弟姉妹夫  
妻ノ兄弟姉妹ノ喪ニ服スル時 二日間  
四 曾祖父母孫ノ喪ニ服スル時 一日間  
五 徵兵検査、簡閱點呼、勤務演習ノ爲  
ニ休業シタル期間(遠隔ノ地ニ於テ受ク  
ル者ハ令狀日數ノ外往復ニ要スル日限  
ヲ加フ)  
六 傳染病ノ爲交通ヲ遮斷セラレ會社ヨ  
リ出勤ヲ停止セラレタル期間  
七 天災地變其ノ他非常ノ災害ニ罹リタ  
ルトキ 五日間以内  
八 其他必要已ムヲ得サルモノト認めタ  
ル場合  
但シ右ノ期間中ニ休業日アル場合ト雖モ  
之ヲ延長セス

第二十七條

賃金ハ日給及請負給ノ二種トス

第二十八條

日給ハ作業十一時間ヲ以テ一日トシ業務



ノ種類工手ノ技能ヲ參酌シテ之ヲ定ム  
第二十九條 早出、居残ニ對シテハ左表ノ通り歩増計  
算ヲ行フ  
(屑撰部ニ對シテハ別ニ之ヲ定ム)

早出 居残 時間	歩 増	
	歩合	1 歩増
1 時間	1	1
2	2	2
3	4	4
4	6	6
5	8	8
6	9	9
7	11	11
8	12	12
9	14	14
10	15	15
11	17	17
12	18	18
13	20	20

第三十條 但シ工場休業日翌日ノ早出勤務者ハ機關部  
電氣部ニ限リ前表ニ依ル計算ノ三種増トス  
遅參外出又ハ中退ニ對シテハ左表ノ通り歩  
引計算ヲナス(屑撰部ニ對シテハ別ニ之ヲ定ム)  
但シ醫療又ハ其ノ役關係ノ爲會社ノ承認ヲ  
得タル外出ニ限リ勤務成績ニ影響セシメサ  
ルモノトス

事 項 故 時 間	歩 引		
	中 退	遅 外	參 出
1 時間	10 歩引	1 歩引	1 歩引
2	9	2	
3	8	3	
4	7	4	
5	6	5	
6	5	6	
7	5	7	
8	4	8	
9	3	9	
10	2	10	
11	1	11	
12	1	12	

第三十一條 前二條ノ歩増歩引計算ニ於テ端數分位ハ  
一時間ニ繰上クルモノトス  
第三十二條 請負給ハ仕事ノ出來高製品ノ種類ニ依リ  
支給ス

但シ織疵、織ムラ、縞違、綾違等ニ對シ  
テハ疵引ヲナスコトアルヘシ  
第三十三條 請負給ノ者ヲ臨時ニ日給ニテ使用スルト  
キハ最近三ヶ月間直前ノ賃金締切日以前ニ於ケル定  
時間相當ノ賃金平均額ヲ支給ス

第三十四條 會社ノ都合ニ依リ豫告ナクシテ臨時休業  
ヲ行ヒ又ハ作業二分ノ一ニ達セスシテ終業シタルト  
キハ賃金ノ二分ノ一ヲ作業二分ノ一以上ニ亘リ終業  
シタルトキハ全額ヲ支拂フ豫告シテ臨時休業ヲ爲ス  
場合ニハ賃金ヲ支給セスト雖モ事情ニ依リ賃金二分  
ノ一以上ノ休業手當ヲ支給スルコトアルヘシ  
但シ前二項ノ場合ニ於テ天災、事變、罷  
業、怠業等及會社ノ責ニ歸スヘカラサル  
其他ノ事由ニ依リ已ムヲ得ス臨時休業シ  
タル場合ニハ賃金及手當ヲ支給セス

第三十五條 工手業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リ就業ノ  
途中ニテ退出スルトキハ當日ノ賃金全額ヲ支給ス  
第三十六條 賃金ハ其月二十一日ヨリ翌二十日迄ヲ通  
算シ毎月末通貨ヲ以テ之ヲ支拂フ  
第三十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキ申出アリタ  
ル場合ハ前條ノ規定ニ拘ハラズ即時賃金ヲ支拂フ  
一 工手死亡シタルトキ  
死亡ノ場合ニ於ケル賃金支拂ハ工場法施  
行令第十條乃至第十二條ニ規定スル所ニ  
依ル(岐阜ヲ除ク)  
(岐阜工場)死亡ノ場合ニ於ケル賃金支拂ハ

但シ織疵、織ムラ、縞違、綾違等ニ對シ  
テハ疵引ヲナスコトアルヘシ  
第三十三條 請負給ノ者ヲ臨時ニ日給ニテ使用スルト  
キハ最近三ヶ月間直前ノ賃金締切日以前ニ於ケル定  
時間相當ノ賃金平均額ヲ支給ス

工場法施行令第十條乃至第十二條ノ例ニ  
依ル

二 解雇又ハ辭職シタルトキ  
三 一ヶ月以上ニ亘リ歸郷スルトキ

名古屋工場 工手ノ負擔ハ食費及社宅料

(別ニ定ム)作業服代、健康保険料トス

岐阜工場 工手ノ負擔ハ食費(寄宿女工手  
一分金 錢)トス



第三十一條 前二條ノ歩増歩引計算ニ於テ端數分位ハ  
 一時間ニ繰上クルモノトス  
 第三十二條 請負給ハ仕事ノ出來高製品ノ種類ニ依リ  
 支給ス

工場法施行令第十條乃至第十二條ノ例ニ  
 依ル

- 二 解雇又ハ辭職シタルトキ
- 三 一ヶ月以上ニ亘リ歸郷スルトキ
- 四 結婚葬儀等ノ爲出費ヲ要スルトキ
- 五 工手カ出產ノ費用ニ充ツルトキ
- 六 工手負傷又ハ疾病ニ罹リ療養ノ爲勞務ニ服スル能ハサルコト十日以上ニ亘リタルトキ

- 七 工手ノ家族又ハ其收入ニヨリ生計ヲ維持スル者負傷シ又ハ疾病ニ罹リ其ノ療養十五日以上ニ亘ルトキ
- 八 工手其家族又ハ其收入ニ依リ生計ヲ維持スル者、火災、水災、其他不慮ノ災厄ニ遭遇シタルトキ
- 九 其他已ムヲ得サルトキ

第六章

第三十八條 工手ノ負擔ハ食費(寄宿女工手一日分金十  
 五錢)通勤男工手一日分金二十五錢)通勤女工手一日分  
 金二十一錢)通勤男女工手晝食一食分金九錢)

社宅料(別ニ定ム)作業服代及健康保險料ト  
 ス  
 前項ノ負擔金及工手貯蓄積立金(日給者賃  
 金一日分)請負作業給者平均一日收得高其  
 他ノ徵收金ハ毎月末賃金ヨリ之ヲ控除ス  
 (加古川、姫路、印南工場)

一 工手死亡シタルトキ  
 死亡ノ場合ニ於ケル賃金支拂ハ工場法施  
 行令第十條乃至第十二條ニ規定スル所ニ  
 依ル(岐阜ヲ除ク)  
 (岐阜工場死亡ノ場合ニ於ケル賃金支拂ハ

名古屋工場 工手ノ負擔ハ食費及社宅料  
 (別ニ定ム)作業服代、健康保險料トス  
 岐阜工場 工手ノ負擔ハ食費(寄宿女工手  
 一日分金 錢)トス  
 社宅料(別ニ定ム)作業服代及健康保險料ト  
 ス  
 明石工場 工手ノ負擔ハ作業服代及健康  
 保險料トス

第七章 衛生及安全

第三十九條 工場ノ定ムル危害防止規則ハ嚴格ニ之ヲ  
 遵守スヘシ  
 第四十條 工手ニ對シテ必要ニ應シ健康診斷ヲ行フ  
 第四十一條 工場衛生上又ハ本人ノ健康上害アリト認  
 ムル者ハ期間ヲ定メテ休業ヲ命シ左記ノ疾病ニ罹ル  
 モノハ工場法施行規則第八條ニ依リ治療ニ至ル迄就  
 業スルコトヲ得ス

- 一 精神病
- 二 癩、肺結核、喉頭結核
- 三 丹毒、再歸熱、麻疹、流行性腦脊髓  
 膜炎、其他之ニ準スヘキ急性熱性病
- 四 黴毒、疹癩、其他傳染性皮膚病
- 五 膿漏性結膜炎、トラホーム(著シク傳  
 染ノ虞アルモノ)其他之ニ準スヘキ傳染  
 性病、其外肋膜炎、心臟病、脚氣、  
 關節炎、腱鞘炎、急性泌尿生殖器病其  
 他ノ疾病ニ罹レル者ニシテ就業ノ爲病

60  
12



症増悪ノ虞アル場合及傳染病又ハ重ナル疾病ニ罹レル者ニシテ其症候消失シタル後ト雖モ健康ノ回復セサル場合  
第四十二條 四週間以内ニ出産スルコトアルヘキ者ハ休業スルコトヲ得産婦ハ産後六週間ヲ經過セスシテ出勤スルコトヲ得ス

但四週間ヲ經過シタル後社醫ニ於テ就業ニ支障ナシト認めタルモノハ此限ニアラス

第四十三條 工場内ニ於テ負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ直ニ上役ニ届出テ醫局ノ診斷治療ヲ受クヘシ

第四十四條 流行病傳染病ニ罹リ又ハ該病ニ接シタルトキハ直チニ其旨届出ツヘシ

第四十五條 作業中ト否トニ拘ハラズ備付唾壺外ニ放唾スヘカラス

第四十六條 工場内ニ於テ業務外ノ火氣ヲ禁ス、喫煙ハ休憩時間中所定ノ場所ニテ爲スヘシ

第四十七條 災害發生ノ危険ヲ覺知シタルトキハ遲滯ナク之ヲ所屬上役其他適當ノ者ニ通知スヘシ

第四十八條 非常ノ事變發生ノ場合ハ上役ノ指圖ニ依リ進退スヘシ

### 第八章 賞與及登用

第四十九條 賞與ヲ分チテ褒賞、皆勤賞、獎勵金トス

第五十條 褒賞ハ社業上功績顯著ナルモノニ對シ賞金又ハ賞品ヲ與ヘ表彰ス

第五十一條 月曜日ヨリ土曜日ニ至ル六日間皆勤シタ

ル者ニ對シ週皆勤賞トシテ賃金半日分ヲ支給ス

但シ日曜日休業ヲ行ヒタル場合ハ土曜日迄ノ七日間皆勤スルコトヲ要ス、請負給者ニ對スル皆勤賞休業手當休日手當ノ算出基礎タル賃金ハ第三十三條ニ規定スル所ニ依ル(岐阜ヲ除ク)

岐阜工場、請負給者ニ對スル皆勤賞休業手當休日手當ノ算出基礎タル賃金ハ第三十三條ニ準ス

第五十二條

獎勵金ハ別ニ定ムル規定ニ依リ之ヲ給與ス

第五十三條

工手中品行方正職務ニ忠實ニシテ技能優秀ナル者ハ拔擢シテ世話役、見廻役ヲ命シ尙成績拔群ナル者ハ之ヲ社員ニ登用ス

但シ世話役、見廻役ハ場合ニ依リ必要ト認ムル者ニ對シ更改スルコトアルヘシ(岐阜ヲ除ク)

岐阜工場、但世話役、見廻役ハ場合ニ依リ解任スルコトアルヘシ

役付工手ニ對シテハ其成績ヲ考査シ每期末ニ手當ヲ支給ス

役付工手トシテ一ヶ年以上勤務シタル者退職スルトキハ別ニ定ムル慰勞金ヲ支給ス

### 第九章 懲戒

第五十四條 本規則ニ違背シタルモノハ懲戒ス

第五十五條

懲戒ハ譴責減給出勤停止解雇ノ四種トス  
懲戒ハ場合ニ依リ之ヲ揭示スルコトアルヘシ(岐阜工場ヲ除ク)

七 窃ニ工場外ヨリ物品ヲ購求シ若ハ工場内ニテ賣買ヲナシタルモノ

八 酒氣ヲ帶ビテ入場シ又ハ工場内ニテ飲酒シタルモノ



第四十九條 賞與ヲ分チテ褒賞、皆勤賞、獎勵金トス  
 第五十條 褒賞ハ社業上功績顯著ナルモノニ對シ賞金  
 又ハ賞品ヲ與ヘ表彰ス  
 第五十一條 月曜日ヨリ土曜日ニ至ル六日間皆勤シタ

第九章 懲戒  
 第五十四條 本規則ニ違背シタルモノハ懲戒ス  
 退職スルトキハ別ニ定ムル慰勞金ヲ支給  
 役付工手トシテ一ケ年以上勤務シタル者

第五十五條

懲戒ハ譴責減給出勤停止解雇ノ四種トス  
 懲戒ハ場合ニ依リ之ヲ揭示スルコトアル  
 へシ(岐阜工場ヲ除ク)

第五十六條

譴責ハ始末書ヲ提出セシム減給ハ總額ニ  
 於テ賃金五日分以下一日ニ付賃金三分ノ一ヲ超ヘサ  
 ルモノトス

第五十七條

左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ譴責、減  
 給又ハ出勤停止ニ處ス

- 一 猥ニ所定ノ場所以外ニ於テ焚火、食  
事、喫煙又ハ用便ヲナシタル者
- 二 出缺常ナラサルモノ
- 三 過失ニヨリ機械器具材料製品等ヲ滅  
失毀損シ其他會社ニ損害ヲ及ホシタル  
モノ
- 四 漫リニ他ノ作業場其他ノ關係ナキ場  
所若クハ禁止ノ場所ニ立入 又ハ擅ニ  
自己ノ受持場ヲ離レタルモノ
- 五 樂書ヲ爲シ又ハ故意ニ揭示其他表示  
物ヲ汚瀆シタルモノ
- 六 所定ノ通用門以外ヨリ出入シタルモ  
ノ

第五十八條

ス

- 七 窃ニ工場外ヨリ物品ヲ購求シ若ハ工  
場内ニテ賣買ヲナシタルモノ
- 八 酒氣ヲ帶ビテ入場シ又ハ工場内ニテ  
飲酒シタルモノ
- 九 酒類兇器其他工場内ニ携帯スヘカラ  
サル物ヲ携帯シタルモノ
- 十 汽笛ノ合圖ヲ守ラサルモノ
- 十一 傳染病若クハ其疑アル病氣ニ罹リ  
タル時故意ニ之ヲ隱蔽シ又ハ傳染病豫  
防ニ關スル會社ノ指圖ニ從ハサルモノ
- 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ懲戒解雇  
但事情ニヨリ之ヲ輕減スルコトアルヘシ
- 一 火氣ノ取扱ヲ疎漏ニシタルモノ
- 二 備入ノ際氏名經歷ヲ詐稱シ其他詐術  
ヲ用ヒタルモノ
- 三 在籍ノ儘他ノ雇傭ニ應シタルモノ
- 四 無届缺勤十四日以上ノモノ
- 五 許可ナクシテ工場内ニテ集會演說貼  
紙ヲナシ又ハ印刷物其他之ニ類スルモ  
ノヲ配布セントシ又ハ爲シタルモノ
- 六 他ノ工手ヲ煽動誘惑シ虚説ヲ流布シ  
又ハ故意ニ業務ヲ怠リ若ハ阻碍スル等  
ノ行爲アリタルモノ
- 七 善良ナル風俗ニ反スル行爲ヲナシ又  
ハ司法上ノ嫌疑ニ依リ再調ヲ受クル等

60  
12



工手タルノ品位ヲ冒シ又ハ會社ノ體面ヲ傷ケタルモノ  
 岐阜工場又ハ司法上ノ嫌疑ニ依リ取調ヲ受ケル等ヲ削除ス  
 八 會社ノ安寧秩序ヲ亂シ又ハ上役ノ命ニ從ハサルモノ  
 九 故意ニ會社物品ノ滅失毀損又ハ會社ノ秘密漏洩等ニ因リ會社ニ損害ヲ及ホシ若ハ及ホサントシタルモノ  
 十 會社ノ物品ヲ濫用シ又ハ私用シタルモノ  
 十一 無斷ニテ會社ノ物品ヲ持出シ又ハ持出サントシタル者  
 十二 刑罰ニ處セラレタモノ  
 岐阜工場刑罰ニ處セラレ尙同社ノ安寧秩序ヲ紊スノ虞アルモノ  
 十三 再三禁止事項ヲ犯シ改悛ノ情ナシト認メタルモノ  
 第五十九條 他人ヲ教唆シ又ハ幫助シテ前二條ニ掲クル行爲ヲ爲サシメタル者ハ行爲者ト同一ニ處分ス但事情ニ依リ之ヲ減輕スルコトアルヘシ

**第十章 解雇**  
 第六十條 男工手ハ五十歳女工手三十五歳ヲ停年トシ之ニ達シタルトキハ解雇ス  
 特別工手ハ男五十五歳女四十五歳ニ達シタルトキ解雇ス

但シ業務上必要ナル場合ニハ體力技能ヲ詮考シ再採用スルコトアルヘシ  
 第六十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ二週間ノ豫告ヲ以テ解雇シ又ハ二週間分ノ賃金ヲ支給シ即時解雇ス  
 但シ試用工手ニシテ二週間以内ニ即時解雇スルモノハ此限ニアラス  
 一 身體虛弱ニシテ作業ニ堪ヘスト認メタルトキ  
 二 技能發達ノ見込ナク又ハ不適任ト認メタルトキ  
 三 業務上ノ都合ニ依ルトキ  
 第六十二條 工手退職セントスルトキハ已ムヲ得サル事由アル場合ノ外二週間前ニ辭職願書ヲ提出スヘシ  
 第六十三條 解雇手續ハ口頭又ハ書面ヲ以テス  
 第六十四條 勤続三ヶ年以上ノモノ退職スル場合ニハ別ニ定ムル規定ニ依リ退職慰勞金ヲ支給ス  
 第六十五條 工手疾病ニ依リ又ハ會社ノ都合ニ依リ解雇セラレタル場合ニ於テ歸郷セントスルトキハ別ニ定ムル規定ニ依リ旅費ヲ支給ス  
 第六十六條 工手解雇ニ際シテハ請求ニヨリ雇傭期間業務ノ種類及賃金ニ付雇傭證明書ヲ交付ス

**第十一章 試用工手**  
 第六十七條 試用期間ハ入社ノ日ヨリ三週間トス  
 第六十八條 採者用ノ勤続年數ニハ試用期間中ノ日數ヲ通算スルモノトス

第六十九條 試用中ノ待遇ハ工手ニ關スル諸規則ヲ準用ス

第七十一條

名古屋工場

第七十條 本則ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ實施ス  
 附則  
 保護職工ニ就テハ本則第二十條及第二十四條但書ノ規定ニ拘ラス工場法第三條乃



**第十章 解雇**  
 第六十條 男工手ハ五十歳女工手三十五歳ヲ停年トシ之ニ達シタルトキハ解雇ス  
 特別工手ハ男五十五歳女四十五歳ニ達シタルトキ解雇ス

業務ノ種類及賃金ニ付雇備證明書ヲ交付ス  
**第十一章 試用工手**  
 第六十七條 試用期間ハ入社ノ日ヨリ三週間トス  
 第六十八條 採用者ノ勤続年數ニハ試用期間中ノ日數ヲ通算スルモノトス

第六十九條 試用中ノ待遇ハ工手ニ關スル諸規則ヲ準用ス

第七十條 本則ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ實施ス

第七十一條 名古屋工場  
 保護職工ニ就テハ本則第二十條及第二十四條但書ノ規定ニ拘ラス工場法第三條乃至第八條ニ依ルモノトス

**尙正會會則**

**第一章 總則**

第一條 本會ヲ日本毛織株式會社姫路工場尙正會ト稱ス

第二條 本會ノ事務所ヲ日本毛織株式會社姫路工場内ニ設置ス

第三條 本會ノ目的左ノ如シ  
 一 吾人ハ質實穩健以テ技能ノ練磨知徳ノ涵養ニ努メ人格ノ向上ヲ圖ルベシ  
 一 吾人ハ協力一致シ産業ノ發展ニ努メ社運ノ隆昌ヲ圖リ以テ生活ノ安定ヲ期ス  
 一 吾人ハ相互ニ親睦ヲ旨トシ救済ノ誠ヲ盡シ以テ情誼ノ美風ヲ圖ルヘシ

第四條 本會ハ左ノ事業ヲ行フモノトシ其細則ハ別ニ之ヲ定ム

- 一 教養及表彰
- 二 共濟
- 三 共同購買
- 四 貯蓄
- 五 體育及娛樂

第五條 本會々員ハ正會員特別會員ノ二種トス  
 一 正會員ハ姫路工場ノ在籍ノ男女工手及傭夫トス  
 二 特別會員ハ姫路工場ノ在籍ノ職員及直接工場ニ關係ヲ有スル工場勤務職員トス

第六條 工手及傭夫ハ總テ姫路工場ニ於テ採用ノ當日ヨリ本會正會員タル義務アルモノトス  
 特別會員ハ會長ノ推薦ニ依リ入會シ本會事業助成ノ任ニ當ルモノトス

第七條 本會々員ニシテ資格ヲ失ヒタルトキハ本會ヲ退會シタルモノト認ム

第八條 本會々員ニシテ會則ニ違反セル行爲アリタルトキハ評議員會ノ決議ニヨリ會長ノ承認ヲ得テ之ヲ除名ス

第九條 本會々員ニシテ休職中ハ會員資格ヲ休止ス但療養休職ハ此限ニアラス

第十條 本會ノ資金ハ會員ノ賺出スル會費及會社ノ補助金並ニ有志ノ寄附金ヲ以テ充當シ其出費方法ハ左

- 第四章 資金

60  
12



各ノ項ニ依ルモノトス

一 本會正會員ハ會費トシテ毎月各自日給ノ十分ノ一(錢未滿ハ線上計算トス)ヲ釀出スルモノトス

二 會社ヨリ毎半期末ニ於テ正會員其期間收得高ノ千分ノ三ノ補給ヲ受クルモノトス

三 特別會員ハ會費ヲ徵收セス

第十一條 前第十條ノ資金ニ於テ不足ヲ生シタル場合ハ補給金ノ増率一時借入又ハ會費ノ増徴ヲナスコトアルヘシ但此場合ニ於テハ評議員會ニ附議スルモノトス

第十二條 前條第十條ノ資金ニシテ剩餘金ヲ生シタル場合ハ本會基本金トシテ積立ヲナスモノトス

第十三條 本會々員ハ事由ノ如何ヲ問ハス既納シタル會費ノ返還ヲ請求スルコトヲ得ス

### 第五章 役員

第十四條 本會ニ左ノ役員委員及顧問ヲ置ク

一 評議員 評議員會ハ決議機關トス

二 會社側十一名 正會員十一名  
會長以下左ノ役員及委員ハ執行機關トス

會長	一名	特別會員	一名	正會員	二名
副會長	二名	正會員	二名		
財務長	二名				
常任幹事	二五名				

第十五條 會長ハ正會員選出役員ノ決議ニヨリ特別會員中ヨリ推薦シ社長ノ承認ヲ得ルモノトス

第十六條 會長ハ會務ヲ統理シ本會ヲ代表ス

第十七條 副會長ハ正會員選出役員中ヨリ互選ス

第十八條 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル時ハ其職務ヲ代理ス

第十九條 評議員ノ半數ハ正會員役員中ヨリ選舉細則中ヨリ互選ス

第二十條 常任幹事ハ會長ノ命ヲ承ケ評議員會ノ決議事項ニ基キ會務ヲ分掌處理ス

第二十一條 幹事ハ會長ノ命ヲ承ケ常任幹事ヲ補佐スルモノトス

第二十二條 正會員ノ常任幹事及幹事ハ其役員中ヨリ互選ス

第二十三條 各選舉區ニ委員ヲ置ク

第二十四條 委員ハ其區選出役員ヲ補佐ス

第二十五條 役員及委員ノ任期ハ一ケ年トス

但再選ヲ妨ケス

顧問	三名	五名	一六名
委員	三名	五名	五名
幹事	三名	五名	五名
庶務	三名	五名	五名

### 第二十六條

任期中止ムヲ得サル事由アル時ハ會長ノ承認ヲ得テ辭任スル事ヲ得

但役員會ニ於テ缺席者アル場合ハ其選舉區ノ委員ヲシテ代理出席セシムルコトヲ得



會長	一名	正會長	一名
副會長	二名	副會長	二名
財務	二名	財務	二名
常任幹事	二五名	常任幹事	二名

第二十三條	各選舉區ニ委員ヲ置ク
第二十四條	委員ハ其區選出役員ヲ補佐ス
第二十五條	役員及委員ノ任期ハ一ケ年トス
	但再選ヲ妨ケス

第二十六條 任期中止ムヲ得サル事由アル時ハ會長ノ承認ヲ得テ辭任スル事ヲ得  
顧問ハ本會ヨリ推薦シ社長ノ承認ヲ得テ之ヲ囑託ス

第二十七條 本會役員委員ハ總テ無給トス

第二十八條 評議員會ハ左ノ場合ニ於テ會長之ヲ召集ス

- 第六章 會議
- 一 評議員三分ノ一以上ノ同意ヲ得テ請求アリタルトキ
  - 一 會長ニ於テ必要ト認ムルトキ

第二十九條 評議員會ノ議長及副議長ハ評議員ノ互選トス

第三十條 評議員會ハ正會員選出評議員及特別會員選出評議員ト其出席者同數ニアラサレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

但出席者アル場合ニ於テ正會員評議員ハ選舉ノ際ニ於ケル次點者ヨリ順次ニ特別會員評議員ハ豫備評議員ヨリ補缺スルコトヲ得

第三十一條 評議員會ノ決議ハ評議員三分ノ二以上出席シ其過半數ノ同意アルコトヲ要ス

第三十二條 會長及副會長ハ評議員會ニ列席スルモ決議權ヲ有セス

第三十三條 正會員役員會ハ評議員會ノ決議ニノミヨリ難キトキ副會長之ヲ召集ス

但役員會ニ於テ缺席者アル場合ハ其選舉區ノ委員ヲシテ代理出席セシムルコトヲ得

第三十四條 正會員役員ハ副會長議長トナリ定數ノ三分ノ二以上出席シ其議決ハ出席者ノ四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス

第三十五條 評議員會ノ決議ニシテ可否同數ナル場合ハ會長ニ一任ス

第三十六條 評議員會ノ決議事項ハ會長ノ承認ヲ得テ之ヲ會員ニ報告ス

第三十七條 評議員會ノ決議事項ハ會長之ヲ實行ス但會長ニ於テ必要ト認ムル場合ハ社長ノ承認ヲ得テ後之ヲ施行ス

第三十八條 本會會計年度ハ十月一日ヨリ翌年九月三十日迄トス

第三十九條 總會ハ毎年一回秋季ニ開會シ收支決算及會務ノ狀況ヲ會員ニ報告ス

第四十條 本會々則ノ改廢ハ評議員會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

附則

第四十一條 本會則施行ニ關スル細則及役員並ニ委員選舉ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第四十二條 本會則ハ大正十三年六月二十一日ヨリ施行ス

第一章 選舉細則  
組織及選舉

60  
12



第一條 尙正會員役正會員並ニ委員ハ被選舉權アル者ニ付選舉人之ヲ選舉ス

正會員役員及委員ノ定數左ノ如シ  
役員三十六名トス  
委員三十六名トス

第二章 選舉權及被選舉權

第二條 正會員ハ總テ選舉權ヲ有ス  
第三條 選舉權ヲ有スル正會員ハ被選舉權ヲ有ス  
但選舉名簿調製ノ日ニ於テ勤續六ヶ月未滿ノ者ハ被選舉權ヲ有セス

第三章 選舉名簿

第四條 庶務幹事ハ選舉期日ヨリ週リ三十日ヨリ於ケル會員在簿者ニ就キ選舉名簿ヲ調製ス選舉名簿調製ノ日ヲ以テ選舉權及被選舉權ノ資格ヲ決定ス

第五條 選舉名簿ハ調製ノ日ヨリ七日間所定ノ場所ニ於テ縱覽ニ供スヘシ

第六條 選舉名簿ニ脱漏又ハ誤謬アルトキハ縱覽期日內ニ本人ヨリ所屬選舉管理者ニ申出テ之カ訂正ヲ求ムル事ヲ得

第四章 選舉區及選舉役員數

第七條 各作業部ヲ以テ一選舉區トス  
但本條ニ依リ難キモノハ二部以上ヲ以テ一選舉區トナス事アルヘシ

第八條 選舉區及選舉役員數左ノ如シ

第一選舉區	機 關 部	一 名
第二選舉區	電 氣 部	一 名

第三	撰毛部	一名
第四	洗毛部	一名
第五	第一梳毛部	二名
第六	第二梳毛部	一名
第七	前紡部	三名
第八	第一製糸部	三名
第九	第二製糸部	三名
第一〇	撚糸部	二名
第一一	揚粹部	一名
第一二	試驗製油部	一名
第一三	修繕部	一名
第一四	第一準備部	一名
第一五	第一織布部	四名
第一六	第二準備部	一名
第一七	第二織布部	四名
第一八	晒白部	一名
第一九	整理部	一名
第二〇	保管部	一名
第二一	營繕部建築課 醫局庶務	一名
第二二	工手課	一名

第九條 委員選出定數ハ前條選舉區選出役員ニ數同シ

第十條 選舉期日及場所ハ會長之ヲ定メ選舉期日五日  
前ニ揭示スルモノトス

第六章 投票及開票

第十一條 會長ハ一選舉區ニ選舉管理者一名ヲ會員中ヨリ指名ス

會長選舉管理者ヲ指名シタルトキハ選舉權

選舉管理者之ヲ決ス

第二十條 選舉管理者ハ選舉錄ヲ作り選舉ニ關スル顛末ヲ記載シ立會人ト共ニ署名シ開票終了後直ニ會長



第八條 選舉區トナス事アルヘシ  
第一選舉區 機關部 一名  
第二選舉區 電氣部 一名

第十條 選舉期日及場所ハ會長之ヲ定メ選舉期日五日  
前ニ揭示スルモノトス  
第六章 投票及開票

第十一條 會長ハ一選舉區ニ選舉管理者一名ヲ會員中ヨリ指名ス

選舉管理者之ヲ決ス  
第二十條 選舉管理者ハ選舉錄ヲ作り選舉ニ關スル顛末ヲ記載シ立會人ト共ニ署名シ開票終了後直ニ會長ニ報告スヘシ

第十二條 選舉ハ連記無記名ニ依リ之ヲ行フ

第二十一條 選舉又ハ當選ニ關シテ異議アルモノハ當選發表ノ日ヨリ三日以内ニ書面ヲ以テ選舉管理者ヲ經テ會長ニ申出ルモノトス

第十三條 投票ハ一人一票トシ選舉人ハ投票簿ニ記名捺印シ所屬選舉管理者ヨリ所定ノ投票用紙ヲ受取り之ニ被選舉人ノ氏名ヲ自書シ且自ラ投票函ニ投入スヘシ

第二十二條 當選シタル正會員役員ハ會長選舉管理者トナリ副會長常任幹事ヲ互選ス  
但役員ノ互選ハ投票數ノ三分ノ一以上ノ得票ニヨリ決定ス

第十四條 有効投票數ノ最多數ヲ得タル者ヨリ順次當選者ヲ定ム

第二十三條 正會員評議員ハ正會員役員中ヨリ各選舉區ニ候補者一名ヲ定メテ互選ス  
但得票ノ多キモノヲ以テ順次當選トス

第十五條 當選者ヲ定ムルニ當リ得票相等シキ者ハ會社勤続年數ノ永キ者ヲ採リ勤続年數等シキトキハ年長者ヲ採リ生年月日亦等シキ時ハ選舉管理者ハ抽籤ニ依リ之ヲ定ム

第二十四條 前條第二十二條第二十三條ノ互選ニ關シテハ第十一條及第十二條乃至第十九條ノ規定ヲ準用ス

第十六條 當選者ハ故ナク辭任スルコトヲ得ス  
但會長ニ於テ已ムヲ得サル事由アリト認ムルモノハ此限ニアラス

第二十五條 役員ハ左ノ場合ニ於テ其資格ヲ失フ  
一 役員ヲ辭シタルトキ  
二 他ノ所屬選舉區ニ轉シタルトキ  
三 引續キ休業二ヶ月ヲ超ユルトキ

第十七條 當選者及次點者ノ氏名並ニ得票ハ會長ニ於テ適宜ノ場所ニ之ヲ揭示ス

第二十六條 會長ハ選舉手續ニ遺漏誤謬アリト認ムルトキハ其全部又ハ一部ヲ無効トシ更ニ選舉ヲ行ハシム

第十八條 投票改票ノ管理ハ選舉管理者之ヲ行ヒ選舉權者三名指名シ選舉シ立會セシムヘシ

第二十七條 委員選舉ニ付テハ役員選舉ニ關スル規定ヲ準用ス

60  
12



第二十八條 役員及委員ニ缺員ヲ生シタルトキ次點者ヲ以テ補缺ス

第二十九條 本則ニ於テ規定ナキモノト雖モ選舉ニ關シ必要ナル選舉事務ハ當該選舉區ニ屬セル選舉管理

### 共濟部細則

第一條 當部ヲ日本毛織株式會社姫路工場尙正會共濟部ト稱ス

第二條 當部ハ尙正會々則第四條(二)ノ規定ニ依リ會員相互ノ扶助救濟ヲナシ其ノ幸福ヲ増進スルヲ目的トス

第三條 當部ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ扶助救濟ヲ行フ

- 一 障害救濟
- 二 兵役扶助
- 三 災害救濟
- 四 吊慰金
- 五 遺族扶助
- 六 退職扶助

第四條 前第三條ノ規定以外ト雖モ當部ニ於テ扶助又ハ救濟ノ必要アリト認メタル場合ハ調査ノ上會長ノ承認ヲ得テ扶助救濟スルコトアルヘシ

第五條 當部ノ役員左ノ如シ

一 常任幹事四名(特別會員一名正會員三名)

第六條 當部ノ事務ハ凡テ常任幹事合議ノ上執行スルモノトス

者之ヲ行フ

### 附則

第三十條 本則ハ大正十三年六月二十一日ヨリ施行ス

第七條 當部ノ扶助救濟ニ要スル資金ハ尙正會資金ヲ以テ充當ス

第八條 本則ハ入會後一ヶ月以上ヲ經過セル會員ニ適用ス但業務上ニ因ル負傷又ハ疾病ノ扶助救濟ハ此ノ限ニアラス

第九條 本則ニ依ル勤續年數ノ起算方法ハ會社ノ勤續年數査定ニヨルモノトス

第十條 會員ニシテ犯罪行爲ニヨリテ負傷若クハ死亡シタル時又ハ懲戒ニヨル退職ハ本則ノ扶助救濟ヲ受クル事ヲ得ス

### 障害扶助

第十一條 正會員ニシテ業務上ニ因ル負傷又ハ疾病者(以下公傷ト稱ス)ガ治癒シタルモ身體ニ傷害ヲ殘シタル時ハ左記ノ救濟ヲナスモノトス

- 一 負傷又ハ疾病ノ程度ハ會社ト同等ニ認メ救濟額ハ調査ノ上決定ス
  - 二 最高ハ會社ノ支給額ヲ超過セサルコト
  - 三 調査ノ結果事情ニヨリ救濟セサルコトアルヘシ
- 兵役扶助

第十二條 會員ニシテ現役入營者ニハ金十圓ヲ餞別トシテ贈呈ス

第十三條 會員ニシテ戰時事變ニ際シ應召者アリタルトキハ其扶助方法ハ別ニ之ヲ定ム

勤續一ケ年未滿ノ者 贈呈セス

同上 以上 日給三分

勤續一ケ年以上六ヶ月ヲ増ス毎ニ日給一日



第五條 當部ノ役員左ノ如シ  
 一 常任幹事四名(特別會員一名正會員三名)  
 第六條 當部ノ事務ハ凡テ常任幹事合議ノ上執行スル  
 モノトス

二 最高ハ會社ノ支給額ヲ超過セサルコト  
 三 調査ノ結果事情ニヨリ救済セサルコト  
 アルヘシ  
 兵役扶助

第十二條 會員ニシテ現役入營者ニハ金十圓ヲ餞別トシテ贈呈ス

第十三條 會員ニシテ戰時事變ニ際シ應召者アリタルトキハ其扶助方法ハ別ニ之ヲ定ム

第十四條 會員ニシテ天災事變其他非常ノ災害ニ遭遇シタル者ハ調査ノ上相當ノ救済ヲ行フ

第十五條 會員死亡シタルトキハ吊慰金トシテ金三十圓ヲ遺族ニ贈呈ス

第十六條 正會員ノ一戸籍内ニアル家族死亡シタルトキハ左ノ吊慰金ヲ贈呈ス  
 但正會員ノ收入ニヨリ同棲ナシツ、アル者ハ同一戸籍内ニアルモノト見做ス  
 父母子(死産兒ヲ除ク)金五圓配偶者金十圓贈呈ス

第十七條 遺族扶助  
 正會員ニシテ公傷ノ爲死去シタルトキハ遺族扶助料トシテ日給二百日分以内ノ額ヲ贈呈ス

第十八條 正會員ニシテ平病ノ爲死去シタルトキハ遺族扶助料トシテ日給四百日分以内ノ額ヲ贈呈ス

第十九條 遺族扶助ヲ受クルモノニハ別ニ退職扶助金ヲ贈呈セス

第二十條 退職扶助  
 (事故退職)正會員事故ノ爲メ規定ノ手續ヲ經テ退職スル者ニハ左ノ退職扶助金ヲ贈呈ス

勤續一ケ年未滿ノ者 贈呈セス  
 同 以上 日給三日分  
 勤續一ケ年以上六ケ月ヲ増ス毎ニ日給一日分ヲ増加ス  
 但停年退職者ニハ前項ノ外日給ノ三十日分以上二百日分以下ノ額ヲ贈呈ス

第廿一條 正會員平病ノ爲メ退職スル者ニハ左記事項ヲ參酌シ救済額ヲ決定シ前第二十條ノ規定額ニ加算シテ給與スルモノトス  
 但其總額ハ日給三百日分以内トス

一 恢復ノ見込ナキ者  
 二 恢復ノ見込少ナキ者  
 三 恢復スルモ勞働不能ノモノ  
 四 恢復スルモ從來ノ勞働ニ堪ヘサル者

第廿二條 (轉勤)正會員他工場へ轉勤ノ場合ハ第二十條ト同額ノ扶助金ヲ贈呈ス  
 但業務上ノ爲メ一時轉勤スル者ハ此限ニアラス

第廿三條 (昇格)正會員ニシテ社員ニ昇格シタル者ニハ相當ノ記念品ヲ贈呈ス

第廿四條 (解雇)正會員ニシテ會社ノ都合ニ依リ解雇セラレタル者ニハ調査ノ上扶助金額ヲ決定シ會長ノ承認ヲ得テ之ヲ給與ス

送迎  
 第廿五條 會員中現役入營者又ハ戰時應召者アル場合ハ附近ニ限り尙正會代表者送迎ヲナスモノトス

60  
12



第廿六條 會員中死亡者アル時ハ附近ニ限り尙正會代表者會葬スルモノトス必要ト認メタルトキハ當部ヨリ會長ノ承認ヲ得テ會員ヲ派遣スルコトアルヘシ

審查手續

第廿七條 救濟額ノ決定ニ際シ審査ノ必要アル者ハ當部常任幹事及其區委員(一名)審査會ヲ開キ左ノ事項ヲ調査ノ上扶助救濟額ヲ審議決定シ會長ノ承認ヲ得ルモノトス

- 一 本人ノ素行
- 二 負傷、疾病、死亡、其他ノ原因及狀況
- 三 家族又ハ遺族ノ狀況
- 四 生活狀態
- 五 勤續年數

第廿八條 會員死亡シタル場合其救濟金ヲ領收スヘキモノハ當部常任幹事及其區ノ委員(一名)審査會ヲ開キ

教養表彰細則

第一條 當部ヲ日本毛織株式會社姫路工場尙正會教養表彰部ト稱ス

第二條 當部ハ尙正會々則第四條(一)ノ規定ニ依リ會員ノ教養及表彰ニ關スル業務ヲ行フ

第三條 當部ノ資金ハ尙正會資金ヲ以テ充當ス

第四條 當部ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一 常任幹事五名(特別會員一名正會員四名)
- 一 雇員一名

第五條 當部ノ業務ハ凡テ常任幹事合議ノ上會長ノ承

之ヲ決定ス

第廿九條 當部ノ扶助救濟ヲ受ケントスル者ハ本人又ハ遺族ヨリ規定ノ書式ニ記名捺印ノ上委員ヲ經テ理由發生後十五日以内ニ當部ニ請求スルモノトス

但理由發生ノ日ヨリ起算シ五十日以内ニ請求ナキモノハ權利ヲ失フ

第三十條 扶助救濟ニ際シ必要ト認ムルトキハ醫師診斷書又 關係書類ヲ提出セシムルコトアルヘシ

第卅一條 扶助救濟金決定シタル時ハ常任幹事ニ廻付スルモノトス

第卅二條 扶助救濟金額ニ付テ異議アルモノハ書面ヲ以テ其理由ヲ常任幹事ヲ經テ會長ニ申出ツヘシ此場合會長ノ決裁ヲ以テ最終トス

第卅三條 本則ハ大正十三年十月卅一日ヨリ實施ス

認テ執行スルモノトス

但修養團ノ業務ニ關シテハ内規ノ定ムル所ニ依ル

第六條 雇員ノ人事給與ニ關スル事項ハ總テ會長ノ承認ヲ受クルニ非サレハ處理スルコトヲ得ス

第七條 當部ノ圖書置場ハ當工場構内既設建物ノ一部ヲ借受ケ設備ス

第八條 當部ハ會員ノ教養ニ資スル爲メ左ノ業務ヲ行

キハ其評價ニ相當スル額ヲ賠償スルコトヲ要ス

但賠償額ハ常任幹事ニ於テ査定シ會長ノ承

一 圖書ノ貸出  
二 通報



第四條 當部ニ左 役員ヲ置ク  
一 常任幹事五名(特別會員一名正會員四名)  
一 雇員一名

第五條 當部ノ業務ハ凡テ常任幹事合議ノ上會長ノ承  
第八條 當部ハ會員ノ教養ニ資スル爲メ左ノ業務ヲ行  
第七條 當部ノ圖書置場ハ當工場構内既設建物ノ一部  
ヲ借受ケ設備ス  
教 養

フ

一 圖書ノ貸出  
二 通報  
三 修學獎勵  
四 講演會及講習會ノ開催

第九條 圖書ハ當部ニ於テ購入備付シ其選擇ニ就テハ  
會長ノ承認ヲ得ルモノトス

第十條 圖書ノ保管其他取扱ニ關スル一切ノ事務ハ常  
任幹事之ヲ管掌シ雇員ヲシテ之ヲ擔任セシム

第十一條 圖書ハ會員ノ申込ニ依リ貸出ヲナスモノト  
ス

第十二條 閱讀希望者ハ其區役員ヲ經テ常任幹事ニ申  
出規定ノ手續ニ依リ其貸出ヲ受クルモノトス

第十三條 圖書取扱ハ工場休業日ニ限ルモノトシ其貸  
出及返戻時間ハ左ノ通り定ム  
自午前七時至午前五時  
但休憩時間中ニ限ル

第十四條 圖書貸出 一人一種トシ其期間貸出ノ日ヨ  
リ七日間トス  
但前條期間ニ於テ閱讀ヲ終ラサルトキハ更  
ニ一回ヲ限リ第十二條 手續ニ依リ更改ス  
ルコトヲ得

第十五條 前條期間ヲ經過シ但書ノ更改手續ヲナサ  
シテ圖書ヲ返戻セサル時ハ其返戻スル迄ノ間一日ニ  
付金三錢ヲ閱讀料トシテ徴收ス

第十六條 圖書閱讀者ニシテ圖書ヲ毀損亡失シタルト

キハ其評價ニ相當スル額ヲ賠償スルコトヲ要ス  
但賠償額ハ常任幹事ニ於テ査定シ會長ノ承  
認ヲ受ケ決定ス

通 報

第十七條 當部ニ掲示板ヲ設置シ又ハ會報ニ依リ有益  
ナル事項ヲ會員ニ通報ス  
但通報事項ハ總テ會長ノ承認ヲ得ル事ヲ要  
ス

修學獎勵

第十八條 正會員ニシテ本會ヲ經テ講義録ニ依リ獨學  
ヲ志ス者又 常任幹事ノ承認ヲ經テ教師ノ許ニ通學  
スル者ニ對シ本會ヨリ左ノ補助ヲナスモノトス

第十九條 本會ヨリ補助ヲナス獨學者又ハ通學者ノ學  
科目ハ左ノ各項ニ限ルモノトス  
一 工業、英語、數學、國語  
二 裁縫、料理、作法、家政

第二十條 獎學補助ノ期間及補助額並ニ其方法ハ左ノ  
各號ニ依ルモノトス

一 通學又ハ講義録ノ講讀ヲ始メタル月ヨリ  
向フ二ケ年間月謝又ハ講義録代價ノ三分ノ

二 補助ハ一人一種ニ限ル

三 休學期間又ハ卒業及修業後ハ其補助ヲ停  
止又ハ廢止ス

四 通學者ハ其教師ノ通知簿ニ依リ其成績ヲ  
考查シ品行不良又ハ怠慢ト認メタルトキハ



其補助ヲ停止ス

第二十一條 當部ハ前條獎學ノ外會員ノ申込ニ應シ各種雜誌ノ購求頒布ノ事務ヲ取扱フ

修養

第二十二條 修養團ニ關スル規定ハ内規トシテ之ヲ別ニ定ム

第二十三條 當部ニ於テ臨機講演會及講習會ヲ開催シ會員ノ教養ニ資ス

第二十四條 講演會又ハ講習會ヲ開催セントスルトキハ講師、目的、會場、日時等ニ關シ豫メ會長ノ承認ヲ經テ之ヲ定ム

第二十五條 社外開催ニ係ル有益ト認ムル講演會又ハ講習會アルトキハ會長ノ承認ヲ經テ會員中ヨリ指命シ出席聽講セシムルコトアルヘシ

表彰

第二十六條 正會員ニシテ第二十七條第二十八條各項ノ善行者アリタルトキハ其成績ヲ審査シ本會ニ於テ之ヲ表彰ス

第二十七條 左ノ各項ノ一ニ該當スルモノアルトキハ善行證書、善行章及賞金又ハ賞品ヲ授與ス

- 一 工器災害ヲ未然ニ防止シタル者
- 二 品行方正勤務ニ精勵シ他ノ模範トナスニ足ルヘキ者
- 三 非常ニ際シ拔群ノ功績アリタル者
- 四 業務上特ニ有益ナル考察ヲナシ著シク改善ノ實ヲ揚ケタル者

- 五 三年以上ノ皆勤者
  - 六 其他特ニ表彰ノ必要アリト認メタル者
- 第二十八條 左ノ各項ノ一ニ該當スルモノアルトキハ褒狀及賞金ヲ授與ス
- 一 二年以上皆勤者
  - 二 男工手ニシテ十年以上勤績シ行狀方正ナリト認ムル者
  - 三 女工手ニシテ五年以上勤績シ行狀方正ナリト認ムル者
  - 四 他人ノ危難ヲ未然ニ防キ又ハ之ヲ救助シタル者
  - 五 射行率先工場ニ對シ有益ナル行爲アリタル者
  - 六 其他特ニ表彰ノ必要アリト認ムルモノ

第二十九條 前第二十七條第二十八條各項ニ該當スル善行者アリト認メタル時ハ其業績ヲ書シ其區役員ハ常任幹事ニ報告スルモノトス

第三十條 前第二十九條ノ報告ヲ受ケタルトキハ常任幹事ハ其業績ニ付テ第二十七條及第二十八條各項ノ適否ヲ審査詮考ノ上其適條及賞與ヲ定メ會長ニ申請シ承認ヲ得テ之ヲ決定ス

第三十一條 善行賞ヲ別チテ三種トシ其授章方法ハ左ノ區別ニ依ル

- 一 善行賞ハ金銀銅章三種トス
- 二 善行章ハ總テ銅章ヲ授章シ同シク一人ニシテ更ニ表彰ヲナス場合ニ於テハ

銀章ヲ以テシ金章ハ第三次表彰ヲナス時之ヲ授與ス

第三十二條 被表彰者ハ常ニ左胸部ニ善行章ヲ佩用ス

彰ヲ取消シ善行證書及善行章ヲ褫奪シ尙三十三條ノ待遇ヲ停止ス

第三十五條 善行證書授與式ハ毎年一回本會總會ノ際



三 非常ニ際シ拔群ノ功績アリタル者  
四 業務上特ニ有益ナル考察ヲナシ著シク  
改善ノ實ヲ揚ケタル者

一 善行賞ハ金銀銅章三種トス  
二 善行章ハ總テ銅章ヲ授章シ同シク一  
人ニシテ更ニ表彰ヲナス場合ニ於テハ

第三十二條 被表彰者ハ常ニ左胸部ニ善行章ヲ佩用ス  
第三十三條 表彰ヲ受ケタル善行者ニハ左ノ特典ヲ與  
フ式日若クハ慰安會等各種集會ノ際ニ於テ事情ノ許  
ス限リ特別席ヲ設ケ優待ス  
第三十四條 善行受章者ニシテ懲罰處分ヲ受ケ若クハ  
本會ニ於テ素行不良ト認メタル場合ハ審査ノ上其表

### 體育娛樂部細則

第一條 當部ハ日本毛織株式會社姫路工場尙正會體育  
娛樂部ト稱ス  
第二條 當部ハ尙正會々則第四條(五)ノ規定ニヨリ左ノ  
二部ヲ置ク  
一 體育部  
一 娛樂部  
第三條 當部ノ經費ハ凡テ尙正會資金ヲ以テ充當ス  
第四條 當部ニ左ノ役員及係員ヲ置ク  
常任幹事 三名(内特別會員一名  
正會員二名)  
係員 若干名(正會員)  
第五條 各係員ハ會長之ヲ選任ス  
第六條 各係員ハ常任幹事ヲ補ケ其係ニ屬スル事務ヲ  
處理シ運動及娛樂用具保管ノ責ニ任ス  
第七條 當部ノ事業ハ凡テ常任幹事合議ノ上之ヲ執行  
ス

彰ヲ取消シ善行證書及善行章ヲ褫奪シ尙三十三條ノ  
待遇ヲ停止ス  
第三十五條 善行證書授與式ハ毎年一回本會總會ノ際  
ニ於テ之ヲ行フ  
但臨時之ヲ行フコトアルヘシ  
第三十六條 被表彰者氏名經歷及善行ノ事績概要ハ之  
ヲ善行名簿ニ記録シ本會ニ於テ永久ニ之ヲ保存ス  
第三十七條 本規定ハ大正十三年十二月二十九日ヨリ  
施行ス

### 體育部

第八條 體育部ハ野球庭球蹴球排球擊劍柔道角力等ニ  
別チ之ニ要スル運動用具ハ當部ニ之ヲ備付ス  
第九條 運動場ハ當工場既設運動場ヲ承認ヲ得テ之ヲ  
使用スルモノトス  
柔道擊劍ハ武德會兵庫縣姫路工場支部ニ入會  
同支武德殿ニ於テ之ヲ練磨ス  
但之ニ要スル用具ハ各自辨トス  
第十條 前第九條第二項ノ入會金及會費ハ當部ニ於テ  
半額ヲ補助ス  
第十一條 對外試合ニシテ當部主催ノ外運動場ヲ使用  
セントスル時ハ豫メ常任幹事ニ申出テ會長ノ承認ヲ  
得ルモノトス  
第十二條 每年秋季一回各種競技ノ優勝大會ヲ行フ其  
娛樂部



日時及種目ハ評議員會ニ附議シ一ケ月前ニ適當ナル方法ニヨリ發表スルモノトス

但試合方法ハ常任幹事係員及其選手代表者協議ノ上之ヲ定ム

第十三條 娛樂部ニ於テ音樂演藝活動寫眞等ヲ隨時開催シ會員ノ娛樂慰安ニ努ム

第十四條 寄宿女工ニ對シテハ寄宿舍娛樂室、通勤工手ニ對シテハ通勤工手食堂ノ各一部ニピンポン臺其他ノ遊技器具ヲ設置シ會員ノ娛樂慰安ニ供ス但使用方法ハ別ニ之ヲ定ム

### 購買部規定

第一條 當部ハ尙正會共同購買部細則制定承認ノ日迄

本規定ニ依リ其ノ業務ノ一部ヲ實施ス

第二條 當部ノ事務所及物品引換所ヲ當工場構内既設建物ノ一部ヲ借受ケ設置ス

第三條 當部ニ左ノ職員ヲ置ク  
一 役員常任幹事六名(特別會員一名、正會員五名)  
二 事務員

第四條 當部ノ事業ハ常任幹事合議ノ上決定シ會長ノ承認ヲ得テ之ヲ執行ス

第五條 常任幹事ハ事務員及業務ヲ監督シ隨時物品並ニ諸帳簿ノ検査ヲ行ヒ遺漏ナキヲ期スヘシ

第六條 當部ノ物品頒布方法左ノ如シ  
當部指定商人ヨリ物品販賣ノ委託ヲ受ケ當部物品引換所ニ於テ之ヲ會員ニ頒布ス

第十五條 本則第十二條ノ諸會合ヲ開催セントスルトキハ豫メ會場日時番組等ヲ定メ會長ノ承認ヲ得ルモノトス

第十六條 當部ノ備品及運動用具等ハ臺帳ヲ備ヘ毎月二十日常任幹事ニ於テ調査整理スルモノトス

第十七條 當部ノ備品及用具ノ購入補充ニ就テハ常任幹事協議ノ上之ヲ定メ會長ノ承認ヲ得ルモノトス

第十八條 本則規定以外ト雖モ必要ト認ムル事項ハ會長ノ承認ヲ得テ之ヲ行フ

第十九條 本則ハ大正十四年二月廿四日ヨリ實施ス

第七條 物品ノ引換ハ總テ當部ノ發行スル物品引換券

ノミニ依ルモノトシ現金引換其他ノ方法ニ據ラサルモノトス

第八條 物品引換券ハ左ノ方法ニ依リ發行ス  
一 正會員ハ毎月五日ヨリ十五日迄ノ間ニ規定ノ申込書ニヨリ其區役員ヲ經テ當工場工手係ニ申込ヲナスモノトス

但此ノ場合ハ申込日ニ於ケル本人工賃臺帳面手取金ヨリ控除シ得ル金額ヲ以テ限度トス

二 特別會員ハ日收ノ七割ヲ限度トシテ當工場計算係ニ申込ヲナスモノトス

三 毎月十日ヨリ二十日迄一名ニ一ケ月工賃收得高ノ七割ヲ限度トシテ當工場計算係ニ

第九條 於テ現金ト引換ニ物品引換券ヲ交附ス

第十五條 當部取扱品目左ノ如シ  
但取扱増加ノ場合必ス會長ノ承認ヲ得ルモ



第六條 諸帳簿ノ檢査ヲ行ヒ遺漏ナキヲ期スヘシ

當部ノ物品頒布方法左ノ如シ  
當部指定商人ヨリ物品販賣ノ委託ヲ受ケ當部  
物品引換所ニ於テ之ヲ會員ニ頒布ス

二 特別會員ハ日收ノ七割ヲ限度トシテ當工  
場計算係ニ申込ヲナスモノトス  
三 毎月十日ヨリ二十日迄一名ニ一ヶ月工賃  
收得高ノ七割ヲ限度トシテ當工場計算係ニ

於テ現金ト引換ニ物品引換券ヲ交附ス

第九條 事務員ハ常任幹事ノ指揮監督ヲ受ケ引換所ノ  
業務一切ヲ處理シ器具物品並ニ物品引換券ノ保管出  
納ニ關シ其責ニ任ス

第十條 當部指定商人ニシテ覺書記載ノ條項ニ違反セ  
ルモノト認メタル時ハ當部ニ於テ取扱品中一部又ハ  
全部ノ販賣ヲ禁止シ又其資格ヲ取消スコトアルヘシ  
此場合如何ナル事情アルモ異議ヲ述フルコト  
ヲ得サルモノトス

第十一條 當部物品引換所執務時間及休日左ノ如シ  
毎日 午前九時ヨリ 正午ヨリ  
同十五分マテ 三十分マテ  
午後三時ヨリ 午後五時ヨリ  
同十五分マテ 同七時マテ

會社休業日ハ休業ス  
但宿寄舎ノ部ハ  
午前七時ヨリ九時マテ  
午後七時ヨリ九時マテ

第十二條 當部常任幹事ハ每週一回物品引換高ヲ計算  
ノ上傳票ヲ作成シ常任幹事連署捺印ノ上物品引換券  
ト共ニ當工場ノ計算係ヘ持參スヘシ

第十三條 常任幹事ハ毎月一回物品ノ棚卸ヲナシ現品  
ト帳簿殘ヲ對照シ其結果ヲ會長ニ報告スルモノトス  
第十四條 當部ニ左ノ帳簿ヲ置ク  
元帳、引換券出納簿、日記帳、物品引換高  
記入帳、物品出納帳、備品臺帳

第十五條

當部取扱品目左ノ如シ  
但取扱増加ノ場合必ス會長ノ承認ヲ得ルモ  
ノトス

日用小間物之部

塵紙、脫脂綿、糸類、針、打紐類、鉄、物差、帶締  
帶揚、白粉ハケ、櫛(二三種類)、ピン類、鏡、毛タボ、  
仲差、齒磨、楊子、月經帶、  
化粧品之部

化粧品之部

クラブ白粉、クラブ水白粉、クラブ固練白粉、クラ  
ブクリーム、白色美顏水、クラブ洗粉、レートフード  
白粉下挑ノ花、金鶴香油、金鶴ポマード、鈴虫香油、  
鈴虫ポマード、ミツワ石鹼、花王石鹼、シバニ石鹼、  
洗濯用シバニ石鹼

雜貨之部

足袋八種(九文、九三、九半、九七、十文、十半、十  
三、十一文)足袋白(九文、九三、九半、九七、十文、十  
三)六種、靴下、タオル二三種、ハンケチ、メリヤスシ  
ヤツ、サル又、帶革、白エプロン

文具之部

手帳、鉛筆、筆、墨、雜記帳、狀袋、卷紙、半紙、  
便箋、横封、ペン、ペン軸、インキ、硯、消ゴム、紙  
挾ミ、罨紙

履物之部

女利久二三種、後丸表付二種、男物地下履、厚羽下  
駄、男女用雪駄、草履

豫約販賣之部

豫約販賣之部



社製品一式、作業服、男女帽子其他必要ニ應スルモノトス

### 會報會細則(大正十五年九月一日現在)

- 第一條 當部ヲ尙正會々報部ト稱ス
- 第二條 當部ノ事務ハ會長ノ直轄トス
- 第三條 當部ニ要スル資金ハ尙正會資金ヲ以テ充當ス
- 第四條 會報ハ會務ノ報導機關トシ本則ニヨリ發行シ各會員ニ無料頒布ヲナス
- 第五條 會報ニ登載スヘキ記事ハ左ノ如シ
  - 一 寄稿
  - 一 會員ノ投書
  - 一 報告
- 第六條 會報ノ原則トシテ毎月十五日之ヲ發行ス
- 第七條 當部ニ左ノ役員ヲ置ク
  - 一 會報記者 會員三名
  - 一 編輯兼發行人、特別會員一名、正會員一名
  - 一 各係員職務分掌左ノ如シ
- 第八條 會報記者ハ會報記事ノ蒐集並ニ調査及

## 敬愛會會則

### 第一章 總則

- 第一條 本會ハ敬愛會ト稱シ日本毛織株式會社岐阜工場ニ設置ス
- 第二條 本會ハ産業ノ發達社運ノ隆盛及生活ノ安定ヲ

菓子之部  
ビスケット、センベイ、ドロップス、アンパン、餅  
豆類、其他

- 投稿記事ノ校正ヲナシ締切期日前ニ編輯人ニ廻付スヘシ
  - 一 編輯兼發行人ハ本會報發行代表者トナリ原稿ニシテ風紀又ハ秩序ヲ紊亂シ或ハ思想上ニ惡影響ヲ及ホスヘキ記事ニ就テハ取捨選擇編輯ノ上會長ノ認可ヲ經テ發行スルモノトス
  - 第九條 會報記者ハ會報報導ノ必要上評議員會又ハ役員會議長ノ傍聽禁止アル場合ノ外議場ヲ傍聽スルコトヲ得
  - 第十條 當部係員ノ任免ハ會長之ヲ行フ
  - 第十一條 本細則ハ大正十五年九月一日ヨリ實施ス
- 附則  
大正十五年三月二日實施ノ會報發行規定ハ大正十五年八月三十一日限り廢止ス

- 圖ルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ノ綱領左ノ如シ
  - 一 智徳ヲ涵養シ體育ヲ獎勵シ以テ人格ノ向

### 上ヲ圖ル事

- 一 技能ヲ練達シ製品ノ改善ヲ圖ル事
- 一 穩健着實ヲ旨トシ會員相互ノ親睦及扶助

- 第九條 正會員ハ會費トシテ毎月日給ノ十分ノ一ヲ齎出スルモノトス
- 會費ハ錢位ニ止ム



第一條 本會ハ敬愛會ト稱シ日本毛織株式會社岐阜工場ニ設置ス  
第二條 本會ハ産業ノ發達社運ノ隆盛及生活ノ安定ヲ

圖ルヲ以テ目的トス  
第三條 本會ノ綱領左ノ如シ  
一 智徳ヲ涵養シ體育ヲ獎勵シ以テ人格ノ向

上ヲ圖ル事

- 一 技能ヲ練達シ製品ノ改善ヲ圖ル事
- 一 穩健着實ヲ旨トシ會員相互ノ親睦及扶助

救濟ヲ圖ル事

第四條 本會ハ事務所ヲ岐阜工場ニ設置ス

第二章 事業

第五條 本會ハ左ノ事業ヲ行フモノトス

- 一 教養機關ノ設置
- 二 運動及娛樂機關ノ設置
- 三 共濟機關ノ設置
- 四 共同購買機關ノ設置
- 五 貯蓄機關ノ設置
- 六 會報發行
- 七 其他會員ノ福利ヲ増進スル事業

第三章 會員

第六條 本會ハ正會員及特別會員ヲ以テ組織ス

正會員ハ會社ノ工手及傭夫トシ勤續三ヶ月ニ滿タサル臨時雇傭者ハ之ヲ除ク

特別會員ハ會社ノ職員トス

第七條 會社工手及傭夫ハ總テ入社ノ當日ヨリ其在社

中會員タルモノトシ退社ノ日ヲ以テ退會シタルモノトス

第四章 資金及補助金

第八條 本會ノ資金ハ正會員ノ齎出スル會費及會社ノ補助金等ニヨルモノトス

第九條 正會員ハ會費トシテ毎月日給ノ十分ノ一ヲ齎

出スルモノトス

會費ハ錢位ニ止ム

但出勤七日ニ滿タサル者ハ會費ヲ徵收セス

第十條 會社ハ毎半期末ニ會員ノ其期間ニ於ル賃金皆勤賞及獎勵金ノ總額ノ百分ノ一ヲ補助スルモノトス

但前半期ハ前年十二月二十一日ヨリ六月二十日迄

後半期ハ六月二十一日ヨリ十二月二十日迄トス

第十一條 資金不足ヲ生シタルトキハ一時借入及ハ會費ノ増額ヲ行フコトアルヘシ

但此場合ハ評議員會ノ決議ヲ經會長ノ承認ヲ受クルモノトス

第十二條 本會員ニシテ退會シタルモノ又ハ除名セラレタルモノハ既納會費ノ返戻ヲ求ムルコトヲ得ス

第五章 役員

第十三條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一 會長 一名
  - 一 副會長 二名
  - 一 評議員 二十六名
  - 一 幹事 若干名
  - 一 會計 二名
  - 一 代表委員 若干名
- 第十四條 會長ハ工場支配人トシ會務ヲ統轄シ本會ヲ代表ス



第十五條 副會長ハ評議員中ノ正會員及特別會員ヨリ各一名ヲ互選シ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ニ代ル

第十六條 評議員ハ半數ヲ各選舉區ノ代表委員中ヨリ一名宛互選シ他ノ半數ハ特別會員中ヨリ會長之ヲ任命ス

第十七條 評議員ハ評議員會ヲ構成シ會務ヲ協議ス幹事並ニ會計ハ評議員會ノ推薦ニヨリ會長之ヲ任命ス

第十八條 幹事ハ會長ノ命ヲ受ケ大會及評議員會ノ決定事項ニ基キ會務ヲ分掌處理ス會計ハ本會一切ノ會計事務ヲ處理ス

第十九條 代表委員ハ正會員中ヨリ之ヲ選舉シ選舉事務ヲ管掌シ評議員トノ連絡ヲナス

第二十條 評議員幹事會計及代表委員ノ任期ハ一ケ年トス但再選ヲ妨ケス

第二十一條 選舉ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第六章 會議  
第二十一條 評議員會ハ左ノ場合ニ於テ會長之ヲ招集ス  
一 毎月一回  
一 評議員二分ノ一以上ノ同意ヲ得テ請求アリタルトキ  
一 會長ニ於テ必要ト認メタルトキ

第二十二條 評議員 議長ハ副會長ノ内何レカ之ニ當ル  
第二十三條 評議員ノ決議ハ評議員三分ノ二以上出席

シ過半數ノ同意アルコトヲ要ス

第二十四條 但可否同數ナルトキハ議長之ヲ裁決ス  
第二十五條 評議員會ニ於テ決議ヲナシタル事項ハ會長ヲ經テ社長ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

第二十六條 各選舉區代表委員會ハ左ノ場合ニ於テ該區評議員之ヲ招集ス  
一 毎月一回  
一 評議員ニ於テ必要ト認メタルトキ

第二十七條 代表委員會ハ評議員四分ノ一以上ノ同意アルトキ副會長(正會員)之ヲ招集ス  
第二十八條 本會ハ每年春秋二回大會ヲ開催ス但議長ハ評議員會之ヲ推薦ス

第七章 賞罰  
第二十九條 本會ハ會員ニシテ本會ニ特別ノ功勞アリタル者又ハ模範的善行アリタルモノハ之ヲ推賞スルコトアルヘシ

第八章 財産及會計  
第三十條 本會財産ハ會員各自ニ分割スル事ヲ得ス  
第三十一條 經費ノ收支ハ六月及十二月ニ決算ヲ行ヒ評議員會ノ承認ヲ經テ之ヲ會員ニ公表ス

第九章 雜則  
第三十二條 本會員ハ役員ニ對シ質問スルコトヲ得ルハ變更スルコトヲ得ス

附則  
本會則ハ大正十三年六月二十一日ヨリ之ヲ實施ス

第七條 各作業部ヲ以テ一選舉區トスルヲ以テ原則ト



第二十二條 評議員 議長ハ副會長ノ内何レカ之ニ當ル  
第二十三條 評議員ノ決議ハ評議員三分ノ二以上出席

ハ變更スルコトヲ得ス  
附則  
本會則ハ大正十三年六月二十一日ヨリ之ヲ實施ス

### 正會員選舉細則

第一章 選舉資格  
第一條 正會員ノ選舉有權者ヲ左ノ通り定ム  
一 所屬選舉區ノ在籍者タルコト  
二 勤續滿六ヶ月以上タルコト  
正會員中被選舉權資格ヲ左ノ通り定ム

第二條 一 所屬選舉區ノ在籍者タルコト  
二 勤續滿二ヶ年以上タルコト  
三 代表委員選舉名簿調製前滿一ヶ年以内ニ  
四 滿二十歳以上  
トナキモノ

第三條 選舉權被選舉權ノ資格ハ選舉期日ヨリ遡リ三十日ヨリニ於ケル正會員在籍者ニ就キ之ヲ決定シ  
選舉人名簿ヲ調製ス  
但選舉人名簿調製ハ會社ニ一任スルモノトス

第四條 選舉人名簿ニハ選舉人ノ所屬通番氏名ヲ記載シ且ツ被選舉資格アル者ハ之ヲ附記ス

第五條 會長ハ正會員中ヨリ各選舉區ニ選舉管理者一名ヲ指名シ其氏名ヲ發表スルコトヲ要ス  
第六條 選舉人名簿ハ選舉管理者ヨリ十日間其選舉區ニ於テ之ヲ縦覽ニ供ス名簿ニ誤謬アルトキハ發表ノ日ヨリ五日以内ニ本人ヨリ所屬選舉管理者ニ其旨ヲ申出テ訂正ヲ求ムルコトヲ得

### 第二章 選舉區及代表委員數

第七條 各作業部ヲ以テ一選舉區トスルヲ以テ原則トス

第八條 選舉區ハ別ニ之ヲ明示ス  
代表委員ハ各選舉區投票ニヨリ選出ス  
但其他定數ハ別ニ定ム

第九條 正會員ヨリ選出ノ評議員ハ各選舉區ノ代表委員中ヨリ一名宛ヲ互選スルモノトス  
互選ニ關シテハ會長選舉管理者トナリ投票ニヨリ之ヲ定ム

第十條 前條ノ役員及代表委員ハ左ノ場合ニ其資格ヲ失フ  
一 役員ヲ辭シタルトキ  
二 正會員ノ資格ヲ失ヒタルトキ  
三 他所屬選舉區ニ轉勤シタルトキ  
四 引續キ休業三ヶ月ヲ超ユルトキ  
五 工手規程及本會則ニ依リ處分ヲ受ケタルトキ

### 第三章 選舉期日及投票場所

第十一條 選舉期日ハ會長之ヲ定ム  
第十二條 代表委員ノ選舉日時及投票場所ハ少クとも五日以前ニ評議員ノ互選日時ハ二日前ニ工場内ニ揭示スルモノトス  
第十四條 投票及開票  
正會員中ヨリ選出スル役員ノ選舉ハ單記無



記名ニヨリ之ヲ行フ投票ハ一人一票トシ選舉人ハ投票簿ニ捺印シ所屬選舉管理者ヨリ所定ノ投票紙ヲ受取り之ニ自ラ同一選舉區内ニ同一氏名ノ被選舉資格者二名以上アルトキハ所屬職名其他被選舉人ヲ判別スルニ足ル事項ヲ附記スヘシ

第十四條 投票及開票ノ管理ハ選舉管理者之ヲ行ヒ選舉資格者三名ヲ指名シテ選舉ニ立會ハシムルモノトス  
投票ノ正否及効力ハ立會人ノ意見ヲ聞キ選舉管理者之ヲ決ス  
第十五條 有効投票ハ最多數ヲ得タル者ヨリ順次當選者ヲ定ム

但代表委員ノ選舉ハ其選舉區内ノ委員定數ヲ以テ選舉名簿ニ記載セラレタル者ノ總數ヲ除シテ得タル五分ノ一ノ得票アルコトヲ要ス

前但書ニヨリ當選者數カ定員ニ滿タサルトキハ當該選舉區ニ於テ不足數ニ對シ更ニ選舉ヲ行フモノトス  
第十六條 當選者ヲ定ムルニ當リ得票相等シキ者ハ會社勤績年數ノ永キ者ヲ採ル勤績年數相等シキトキハ年長者ヲ採リ生年月日亦相等キトキハ選舉管理者ハ抽籤ニヨリ之ヲ定ム

第十七條 當選者及次點者ノ氏名並ニ得票ハ會長ニ於テ適當ノ場所ニ之ヲ揭示ス  
第十八條 役員ニ當選シタル者ハ故ナクシテ辭任スル

コトヲ得ス

但會長ニ於テ已ムヲ得サル事由アリト認ムルモノハ此限ニアラス

第十九條 選舉人ハ當選ニ關シテ異議アルモノハ當選發表ノ日ヨリ七日以内ニ書面ヲ以テ選舉管理者ヲ經テ之ヲ會長ニ申出ツルモノトス

第二十條 會長ハ選舉手續ニ遺漏誤謬アリト認ムルトキハ其全部無効トシ更ニ之ヲ施行セシムルコトヲ得

第二十一條 選舉又ハ當選ニ關シ暴行強迫其他不穩ト認ムヘキ言動ヲナシタル者ハ選舉管理者ノ申出ニヨリ本會則ニ照シ之ヲ處分ス

### 第五章 補缺選舉

第二十二條 當選者發表後六ヶ月以内ニ缺員ヲ生シタル場合ハ次點者ヲ以テ補缺ス

第二十三條 評議員並ニ代表委員ニ缺員ヲ生シタルトキハ一ヶ月以内ニ補缺選舉ヲ行フ

第二十四條 補缺役員ハ其前任者ノ殘任期間在任ス

### 第六章 雜則

第二十五條 本細則ニ於テ特ニ規定セサル選舉事務ハ當該選舉區ニ屬スル選舉管理者之ヲ行フ

第二十六條 本細則ハ評議員會ノ決議ヲ經サレハ變更スルコトヲ得ス

### 附則

第一 一回評議員並ニ代表委員選舉ハ準備委員會之ヲ行フ

一 本細則ハ大正十三年六月二十一日ヨリ施行ス



第十七條 當選者及次點者ノ氏名並ニ得票ハ會長ニ於テ適當ノ場所ニ之ヲ揭示ス

第十八條 役員ニ當選シタル者ハ故ナクシテ辭任スル

第一 第一回評議員並ニ代表委員選舉ハ準備委員會之ヲ行フ

本細則ハ大正十三年六月二十一日ヨリ施行ス

正會員代表委員並評議員選舉區及定數

第六科	第五科				第三科				第二科	第一科	組	合	選代 舉表 區委 名員	同 上 定 數	評議員 選舉區 名	同 上 定 數
	整理 通 部	織 布 部	修 整 部	準 備 部	揚 榨 部	撚 糸 部	檢 査 部	製 糸 部	前 紡 部	修 繕 部						
	六五 組組	四三 組組	二一 組組	五四 組組	二一 組組	二一 組組	五四 組組	二一 組組	四三 組組	二一 組組			三 區	四 名	一 區	一 名
	二九 區	二八 區	二七 區	二六 區	二五 區	二四 區	二三 區	二二 區	二一 區	二〇 區	一九 區	一八 區	一七 區	一六 區	一五 區	一四 區
	一〇 區	九 區	八 區	七 區	六 區	五 區	四 區	三 區	二 區	一 區			一〇 區	九 名	八 區	一 名
	一〇 區	九 區	八 區	七 區	六 區	五 區	四 區	三 區	二 區	一 區			一〇 區	九 名	八 區	一 名
	一〇 區	九 區	八 區	七 區	六 區	五 區	四 區	三 區	二 區	一 區			一〇 區	九 名	八 區	一 名
	一〇 區	九 區	八 區	七 區	六 區	五 區	四 區	三 區	二 區	一 區			一〇 區	九 名	八 區	一 名
	一〇 區	九 區	八 區	七 區	六 區	五 區	四 區	三 區	二 區	一 區			一〇 區	九 名	八 區	一 名
	一〇 區	九 區	八 區	七 區	六 區	五 區	四 區	三 區	二 區	一 區			一〇 區	九 名	八 區	一 名
	一〇 區	九 區	八 區	七 區	六 區	五 區	四 區	三 區	二 區	一 區			一〇 區	九 名	八 區	一 名
	一〇 區	九 區	八 區	七 區	六 區	五 區	四 區	三 區	二 區	一 區			一〇 區	九 名	八 區	一 名

60  
12







第八條 退會セルモノハ既納會費ヲ返戻セス且本會資產ニ關シ何等ノ權利ヲ有セス

第十六條 幹事會ハ總會ノ決議ニ基キ本會事業遂行上諸般ノ事務ヲ協議執行スルモノトス  
第十七條 各會ノ決議ハ會員一致ヲ以テ之ヲ決定スル

モノトス

第十八條 總會ノ招集ハ豫メ會議ノ目的タル事項ヲ詳記シ日時、場所ト共ニ文書ヲ以テ會員ニ通知スルモノトス

第十九條 總會ノ決議ヲ經テ書記以下若干名ヲ任用スルコトヲ得

會計

## 大阪毛斯綸同盟會規約

### 第一章 總則

第一條 本會ハ大阪毛斯綸同盟會ト稱ス

第二條 本會ハ大阪市内ノ織物同業者ヲ以テ組織ス

第三條 本會ハ會員一致シテ德義ヲ重シシ慣習ニ從ヒ時勢ニ順應シテ毛斯綸取引ノ改善發達ヲ期シ共同利益ノ増進ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第四條 本會ノ事務所ヲ大阪織物同業組合事務所内ニ置ク

第二章 會員

### 第五條 本會員ハ基本金トシテ金三千圓也ヲ齎出スルモノトス

第六條 本會ニ入會セントスルモノハ會員三名ノ紹介ヲ以テ申込ヲ爲スヘク其諾否ハ幹事會三分ノ二以上ノ同意ニ依リ之ヲ決ス

第七條 本會ニ入會シタルモノハ第五條ニ規定シタル基本金ノ外加盟金ヲ齎出スルコトヲ要ス其額ハ幹事會ニ於テ適宜之ヲ定ム

第十條 本會員退會シタルトキハ本會財産ニ付會員ノ有スル權利ノ割合ニ應シ之ヲ返還ス

第十一條 會員中本會則並ニ本會ノ決議又ハ申合事項ニ違反シ若クハ不德行爲ヲ爲シタル者アルトキハ幹事會ニ於テ三分ノ二以上ノ同意ニ依リ之ヲ除名スルコトアルヘシ

但舊營業名儀人ハ其營業中ノ取引決済ニ關シテハ新營業名儀人ト連帶シテ責任ヲ負擔スルモノトス

前項除名處分ニ對シテハ一切異議ヲ申立ツ

第二十條 本會ノ經費ハ會費及雜收入ヲ以テ支辨ス  
第二十一條 會費ノ徵收期ハ三月、六月、九月、十二月ノ四回ニ分チテ三ヶ月分宛ヲ前納スルモノトス  
第二十二條 會費徵收期ノ中間ニ入會シタルモノハ次回徵收期迄ノ分ハ月割ヲ以テ前納スルモノトス  
第二十三條 本會ノ會計年度ハ二月ヨリ七月及八月ヨリ一月迄ノ二期トス

第八條 本會ヲ脱退セントスル者ハ其ノ理由ト共ニ決濟未了ノ取引ニ關スル賣買ヲ明記シテ幹事ニ届出テ幹事會ノ承認ヲ受クヘシ脱退後ト雖モ在會中ニ行ヒタル事項取引ノ決済ニ關シテハ本則ヲ適用ス  
第九條 本會員ノ營業ヲ繼承シタル者ハ其旨幹事ニ届出テ幹事會ノ承認ヲ得テ會員資格ヲ繼承スルコトヲ得



ルコトヲ得ス

第十二條 會員中前條ノ規定ニヨリ除名處分ヲ受ケタルモノハ基本金ハ勿論財產其他ノ釀出金ノ返還ヲ請求スル權利ヲ失フモノトス

第十三條 會員中著シク信用ヲ失墜シ將來營業ヲ繼續スル事能ハサル者ト認メタルトキハ幹事ハ任意退會ノ勸告ヲ爲スコトヲ得

若シ正當ノ事由ナク之ニ應セサルトキハ幹事會三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ除名ス

但シ第十條ニ基ク權利ヲ失ハス

### 第三章 幹事

第十四條 本會ハ會員中ヨリ幹事十名ヲ選舉シ幹事ハ互選ヲ以テ當番幹事二名ヲ定ム

幹事ハ名譽職トシ其任期ヲ壹ケ年トス但シ再選ヲ妨ケス

第十五條 幹事ハ本會ヲ統轄及代表シ一切ノ會務ヲ處理スルモノトス

第十六條 當番幹事ハ會計事務ヲ兼任シ其他必要ナル帳簿ヲ備ヘ置クモノトス

第十七條 本會ニ書記若干名ヲ置キ庶務ヲ整理セシム書記ノ任免給與ニ關スル事項ハ幹事會ニ於テ之ヲ決ス

第十八條 本會ハ幹事會ノ決議ヲ經テ顧問(辯護士)ヲ置クコトヲ得

第十九條 幹事ハ必要ニ應シ幹事會ヲ開クモノトス

第三十條ノ規定ハ之ヲ幹事會ニ準用ス

### 第四章 基本金

第二十條 第五條ニヨリ會員ノ釀出シタル基本金ハ本會ノ共有財產トス

第二十一條 會員ハ基本金ニ關スル權利ヲ賣買讓渡質入其他ノ處分ヲナスコトヲ得ス

第二十二條 會員ハ相互間ニ生スヘキ本規約ニ基ク生地モスリン(晒及素生地)商取引上ノ債務ニ付會員タル債權者ニ對シ本會規約第十條ニ基ク權利ニ付質權ヲ設定シタルモノトス

第二十三條 會員カ退會又ハ第十三條ニ依リ除名セラレタル場合ニ於テ其會員カ他ノ會員ニ對シ本規約ニ

基ク生地モスリン(晒及素生地)商取引上ノ債務ヲ有スルトキハ前條ニヨリ第十條ニ基ク財產ヲ會員タル債務者ニ按分比例ヲ以テ公平ニ分配スル權限ヲ幹事會ニ委任シタルモノトス

右會員ノ債務ノ額ニ付當事者間ニ異議アルトキハ本規約第八章仲裁判斷ノ規定ニヨリ定マリタル額ニヨル

第二十四條 前條ノ規定ハ會員間双方同意ノ上他ノ方法ニテ債務ノ支拂ヲ完了シタルトキハ適用セス

第二十五條 基本金ハ銀行又ハ信託會社ニ預金スルモノトス預金スヘキ取引銀行又ハ信託會社ハ幹事會ニ於テ之ヲ定ム

但シ總會ノ決議ヲ以テ必要ナル施設又ハ用途ニ支出スルコトヲ得

第二十六條 本會ノ經費ハ基本金ノ利息ヲ以テ之ニ充

ノ改廢ヲ爲シ又ハ細則ヲ設クルコトヲ得

第三十二條 本會ヲ解散セントスルトキハ總會ニ於テ全會員四分ノ三以上ノ同意ニヨリ之ヲ決ス

ツ

但シ經費ニ不足ヲ生シタルトキハ幹事會ノ決議ヲ以テ臨時ニ徵收スルコトヲ得

ノ改廢ヲ爲シ又ハ細則ヲ設クルコトヲ得







第三十九條 仲間取引ニ於テ荷物ノ引渡ハ買主ノ指命シ又ハ指命セシメタル荷物受取人ニ對シ指定受取場所ニ於テ爲スヘキモ代金支拂ハ常ニ買主之ヲ爲スヘキモノニシテ買主ハ第三者カ代金ヲ支拂ハサルノ故ヲ以テ賣主ニ對シ代金ノ支拂ヲ拒ミ又ハ延期スルコトヲ得ス

### 第七章 仲立

第四十條 本會ニ於テ選定セラレタル仲立人ヲ專屬仲立人ト稱ス

會員ハ專屬仲立人以外ノ者ヲ使用スルコトヲ得ス

仲立人ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第四十一條 本會專屬仲立人ハ信認金トシテ各金一千元ヲ本會ヘ供託スルコトヲ要ス

第四十二條 本會專屬仲立人ハ會員以外ニ對スル仲立人ニ對シコトヲ得ス

第四十三條 專屬仲立人ニシテ本會規約ニ違反シ又本會ニ對シ不正不徳義ノ行爲アリタルトキハ事實調査ノ上幹事會ニ於テ除名ノ上信認金ヲ沒收シ又ハ六ケ月以内ノ停職ヲ命スルコトアルヘシ

第四十四條 本規約第四十條第四十二條ノ規定ハ東京名古屋同業者間トノ取引ニハ之ヲ適用セス

### 第八章 仲裁判斷

第四十五條 本會員間ニ於テ本規約ヲ適用スヘキ取引ニ關シ紛争ヲ生シ又ハ本規約ノ適用上疑義アリタルトキハ當事者一方ノ請求ニ依リ之カ仲裁判斷ヲ爲ス

モノトス

第四十六條 仲裁判斷ハ幹事又ハ幹事會ニ於テ選任シタル三名以上ノ委員之ヲ行フ

第四十七條 仲裁判斷ニ付事件ニ關係アル者ハ委員ト爲ルコトヲ得ス

委員ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

トヲ得ス

仲裁判斷ハ本會ノ名ニ於テ之ヲ爲ス

第四十八條 仲裁判斷ニ要スル費用ハ仲裁判斷ノ定ムル處ニ從ヒ當事者ノ一方又ハ双方ノ負擔トス

第四十九條 仲裁判斷ニ對シテハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第五十條 仲裁判斷ニ關シ本則ニ規定ナキ事項ハ民事訴訟法第八編ノ規定ニ依ル

第五十一條 當番幹事 本會員ノ營業上ニ關シ紛争ヲ生シタルトキハ之カ調停ヲ爲スコトアルヘシ

仲裁判斷ノ請求アリタル場合ニ於テモ和解ヲ試ムルコトアルヘシ

### 申合せ書

一 本會員間ノ取引ニシテ左ノ場合ニハ幹事會三分ノ二以上ノ決議ヲ以テ解合ヲ爲サシムルコトヲ得

一 取引者ノ一方又ハ双方カ著シク信用ヲ失ヒ受渡日期ニ取引ノ完全ナル履行ヲ爲スコト能ハスト推定ス可キ場合

一 取引者ノ一方又ハ双方ヨリ前項ノ事情ヲ具シ幹事ニ解合方申出アリタルトキ

一 幹事ハ前項信用失墜ニヨル解合ノ申出アリタルト

キハ直ニ幹事會ヲ開キ當該取引者ノ一方又ハ双方ノ

前項ノ事項ヲ決定シタルトキハ幹事ヨリ各取引者全  
員ニ通知ス



第四十五條 本會員間ニ於テ本規約ヲ適用スヘキ取引ニ關シ紛争ヲ生シ又ハ本規約ノ適用上疑義アリタルトキハ當事者一方ノ請求ニ依リ之カ仲裁判斷ヲ爲ス

ス可キ場合  
一 取引者ノ一方又ハ双方ヨリ前項ノ事情ヲ具シ幹事ニ解合方申出アリタルトキ

一 幹事ハ前項信用失墜ニヨル解合ノ申出アリタルトキハ直ニ幹事會ヲ開キ當該取引者ノ一方又ハ双方ノ信用状態ヲ調査シ受渡期日ニ取引ノ完全ナル履行ヲ爲スコト能ハスト認メタルトキハ双方ニ任意解合契約ノ合意解除及時價ノ協定差額損害金支拂義務ノ承認方ヲ調停スルモノトス

一 取引者ノ一方又ハ双方カ此調停ニ應セサルトキハ幹事會ハ三分ノ二以上同意ヲ以テ左ノ事項ヲ決議決定ス

一 當該取引者ノ取引商品ノ解合スヘキ日時ニ於ケル時價及其解合スヘキ日時並ニ取引ノ種類

一 解合スヘキ取引ノ當事者

### 專屬仲立人ニ關スル細則

第一條 專屬仲立人ハ別ニ組合ヲ組織シ規約ヲ制定シ本會ノ承認ヲ受クヘシ

第二條 專屬仲立人幹事ハ本會ニ對シ組合ヲ代表シテ其責ニ任スルモノトス

第三條 專屬仲立人ハ自己ノ名儀ヲ以テ本會員ト賣買スルコトヲ得ス

第四條 專屬仲立人ノ採用資格ハ三年以上本會員タリシ者カ退會ト同時ニ專屬仲立人トシテ採用方申出テタル場合及三ヶ年連續セル現在會員ノ社員店員ニシテ十年以上勤續シ退社ト同時ニ其ノ店主ノ推薦アル場合ニ限り證議スルコト

但シ法人ノ會員權ハ一個トス

前項ノ事項ヲ決定シタルトキハ幹事ヨリ各取引者金員ニ通知ス

一 前項ノ通知アリタルトキハ當該取引者ノ取引上ノ契約ハ當然解除セラレタルモノトシ當事者ハ契約價格ト解合時價トノ差額ヲ損害金トシテ支拂フ義務ヲ負フ

一 當事者カ前項ノ支拂義務ヲ履行セサルトキハ一方又ハ双方ノ申立ニヨリ本同盟會仲裁規約ニヨリ仲裁ヲ判ヲ爲スコトヲ得

一 本會員ハ特別解合規約承認ノ上取引ヲ爲スモノトス

第五條 專屬仲立人取引ニ係ル口錢率ハ毛斯綸一個ニ付五十錢トシテ取引結了ノ上賣主ヨリ支拂フモノトス

但十四個以下ハ一圓トス

昭和三年十一月改メ

60  
12



十	社員工手
	合 計
—	—
—	—
—	—
200	221
203	228
310	335
309	341
329	362
420	454
626	669
456	494
570	609
834	886
850	909
878	944
,083	1,158
,440	2,548
,490	2,613
,363	2,491
,849	2,990
,861	2,985
,337	3,479
,829	6,105
,147	7,535
,866	7,273
,106	8,533
,634	10,138
,024	11,558
,247	12,001
,847	11,628
,216	11,987
,912	12,661
,837	12,633
,639	13,438

昭和五年十二月三日印刷  
昭和六年二月十一日發行

(非賣品)

株式會社 日本毛織株式會社  
神戶市西出町六九一番屋敷  
 株式會社 日本毛織株式會社內  
 編輯者 小 谷 竹 三 郎  
 印刷者 東京市小石川區久堅町一〇八番地  
 大 橋 光 吉  
 印刷所 東京市小石川區久堅町一〇八番地  
 共同印刷株式會社

製本 黒岩清志



# 本社々員工手増減年表

(第四十表)

年次	社員數	工 手 數											計	社員工手 合 計				
		加 工	古 川 場	東 工	京 場	印 工	南 場	姫 工	路 場	岐 工	阜 場	明 工			石 場	名 工	古 屋 場	人 工
明治	29	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	31	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	32	21	200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	200	221
	33	25	203	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	203	228
	34	25	310	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	310	335
	35	32	309	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	309	341
	36	33	329	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	329	362
	37	34	420	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	420	454
	38	43	626	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	626	669
	39	38	456	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	456	494
	40	39	570	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	570	609
	41	53	834	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	834	886
	42	59	850	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	850	909
	43	66	878	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	878	944
	44	75	1,083	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,083	1,158
大正	1	108	2,011	429	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,440	2,548
	2	123	1,922	568	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,490	2,613
	3	128	1,857	507	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,363	2,491
	4	141	2,345	504	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,849	2,990
	5	124	2,376	485	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,861	2,985
	6	142	2,910	427	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,337	3,479
	7	276	3,392	440	—	—	992	1,005	—	—	—	—	—	—	—	—	5,829	6,105
	8	388	3,616	—	1,118	756	1,657	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,147	7,535
	9	407	3,157	—	1,201	863	1,645	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,866	7,273
	10	427	3,357	—	2,310	814	1,625	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,106	8,533
	11	504	3,893	—	2,886	835	2,020	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,634	10,138
	12	534	3,865	—	3,042	2,050	2,067	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11,024	11,558
	13	754	3,651	—	3,007	2,516	2,073	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11,247	12,001
	14	781	3,303	—	2,751	2,516	2,062	215	—	—	—	—	—	—	—	—	10,847	11,628
昭和	1	774	3,070	—	2,785	2,436	1,812	211	899	—	—	—	—	—	—	—	11,216	11,987
	2	749	3,219	—	2,949	2,386	1,484	200	1,438	236	—	—	—	—	—	—	11,912	12,661
	3	796	3,165	—	2,783	2,497	1,289	186	1,504	413	—	—	—	—	—	—	11,837	12,633
	4	799	3,171	—	2,598	2,812	1,642	148	1,550	718	—	—	—	—	—	—	12,639	13,438



益金  
(第三十)

配當率對照表  
(九表)

年次	拂込資本金	積立金	總收入金	總支出金	利益金	拂込資本 利益率	前期繰越金	配當率	
	円	円	円	円	円	分	円	分	
明治 大正	45 { 上	1,875,000	648,237	1,859,315	1,725,849	133,465	14.2	21,398	15.0
	1 { 下	2,254,000	645,237	2,906,446	2,693,510	212,935	18.8	17,838	15.0
2	{ 上	2,625,000	673,237	3,143,613	2,933,230	210,383	16.0	26,906	15.0
	{ 下	2,625,000	680,237	3,498,331	3,322,878	175,453	13.3	12,761	13.0
3	{ 上	2,625,000	677,837	3,166,855	2,991,354	175,501	13.3	2,445	12.0
	{ 下	2,625,000	675,437	3,640,267	3,421,957	218,310	16.6	5,296	12.0
4	{ 上	3,000,000	704,437	6,155,607	5,194,620	960,986	61.1	15,276	20.0
	{ 下	3,500,000	1,058,322	6,409,969	5,410,231	990,986	57.1	258,015	22.0
5	{ 上	3,500,000	1,293,322	7,762,861	6,094,605	1,668,255	95.3	421,317	30.0
	{ 下	3,500,000	1,706,222	7,484,655	5,871,644	1,613,011	92.1	894,872	30.0
6	{ 上	4,000,000	2,146,222	8,876,351	7,409,061	1,467,289	73.4	1,291,584	30.0
	{ 下	4,000,000	2,595,237	10,577,479	8,774,174	1,803,304	90.2	1,532,008	35.0
7	{ 上	4,000,000	3,215,237	13,940,150	12,110,708	1,829,441	91.5	1,745,313	155.0
	{ 下	9,998,180	3,894,237	23,254,493	19,595,642	3,446,933	68.9	531,854	35.0
8	{ 上	10,000,000	4,574,237	28,664,642	24,430,825	4,233,787	84.7	1,033,316	50.0
	{ 下	12,500,000	6,054,237	31,533,557	26,061,657	5,471,899	87.5	1,213,803	50.0
9	{ 上	12,500,000	6,834,237	36,934,357	27,488,803	9,445,553	151.1	1,605,862	50.0
	{ 下	12,500,000	7,514,237	26,518,339	21,814,846	4,703,493	75.2	2,661,416	40.0
10	{ 上	15,000,000	8,194,237	28,035,153	23,143,897	4,891,256	65.2	2,377,790	40.0
	{ 下	15,000,000	8,874,237	27,193,056	21,919,610	5,273,445	70.3	2,389,046	40.0
11	{ 上	15,000,000	9,554,237	26,548,980	20,820,003	5,728,977	76.3	2,622,492	40.0
	{ 下	15,000,000	10,254,237	25,697,565	19,485,410	6,212,155	82.8	3,028,469	40.0
12	{ 上	15,000,000	11,184,237	28,889,252	22,491,783	6,397,468	85.2	3,410,624	40.0
	{ 下	15,000,000	12,114,237	30,565,288	24,433,480	6,131,808	81.7	3,908,092	40.0
13	{ 上	17,500,000	12,953,536	35,463,997	30,275,819	5,188,178	59.3	4,099,901	35.0
	{ 下	20,000,000	13,841,541	39,289,229	34,875,387	4,413,841	44.1	3,628,803	30.0
14	{ 上	20,000,000	14,568,201	44,109,798	39,380,572	4,729,225	47.3	3,101,169	30.0
	{ 下	27,500,000	15,231,203	46,153,722	39,360,703	6,793,019	49.1	2,890,395	25.0
大正 昭和	15 { 上	27,500,000	16,486,975	39,105,980	36,569,510	2,536,470	18.4	2,514,510	17.0
	1 { 下	27,500,000	16,545,052	37,073,023	34,525,574	2,547,448	18.5	1,985,480	15.0
2	{ 上	27,500,000	16,634,335	37,542,321	34,688,563	2,853,753	20.7	1,890,429	15.0
	{ 下	27,500,000	16,793,791	41,399,138	37,937,848	3,461,290	25.1	1,971,682	15.0
3	{ 上	27,500,000	17,186,472	43,429,137	39,420,412	4,008,724	29.1	2,120,472	15.0
	{ 下	27,500,000	17,772,877	44,633,329	40,742,326	3,891,003	28.3	2,366,697	15.0
4	{ 上	27,500,000	18,367,653	39,549,095	36,112,923	3,436,167	24.9	2,410,200	15.0
	{ 下	27,500,000	18,845,162	40,394,510	37,282,597	3,111,913	22.6	2,233,868	13.0

別配當ヲナス



# 本社每期利益金

(第三十)

# 配當率

(第九表)

年次	拂込資本金	積立金	總收入金	總支出金	利益金	拂込資本 利益率	前期繰越金	配當率
	円	円	円	円	円	分	円	分
自創業 至明治 30	125,000	—	3,307	8,419	損 5,112	—	—	—
明治 31	上	25,237	51,431	7,727	41,489	—	損 5,112	—
	下	204,804	25,237	1,203	9,726	損 8,523	11,138	—
32	上	25,237	13,255	25,211	" 11,956	—	2,615	—
	下	348,350	25,237	104,293	101,883	2,410	損 9,341	—
33	上	25,237	157,500	151,301	6,199	—	損 6,930	—
	下	447,250	25,237	249,960	234,340	15,620	6.9 損 732	5.0
34	500,000	28,237	458,457	424,338	34,118	6.8	400	5.0
35	500,000	33,537	487,904	493,212	損 5,308	—	398	—
36	500,000	33,537	424,004	418,707	5,297	—	損 3,359	—
37	500,000	29,787	948,156	826,985	121,171	24.2	1,937	10.0
38	500,000	73,987	1,155,041	998,024	157,017	31.4	11,008	15.0
39	625,000	152,987	1,742,851	1,580,192	162,659	26.0	10,009	15.0
40	1,000,000	217,987	2,374,817	2,153,720	221,096	22.1	10,603	15.0
41	上	301,387	1,508,211	1,355,605	152,606	27.1	11,900	15.0
	下	1,125,000	336,150	795,191	673,023	122,168	21.7	9,947
42	上	386,387	1,422,067	1,244,938	177,129	31.4	10,499	15.0
	下	1,125,000	457,487	1,035,905	847,101	188,803	33.5	14,441
43	上	530,237	1,436,320	1,295,740	140,579	24.9	27,240	15.0
	下	1,125,000	582,737	1,101,721	974,005	127,716	22.7	16,887
44	上	615,237	1,176,836	1,068,474	108,362	18.0	14,959	15.0
	下	1,500,000	630,237	1,269,263	1,122,224	147,038	19.6	10,299

年次	拂込資本
明治 45	1,871
大正 1	2,254
2	上 2,623
	下 2,623
3	上 2,623
	下 2,623
4	上 3,000
	下 3,500
5	上 3,500
	下 3,500
6	上 4,000
	下 4,000
7	上 4,000
	下 9,998
8	上 10,000
	下 12,500
9	上 12,500
	下 12,500
10	上 15,000
	下 15,000
11	上 15,000
	下 15,000
12	上 15,000
	下 15,000
13	上 17,500
	下 20,000
14	上 20,000
	下 27,500
大正 15	上 27,500
	下 27,500
昭和 1	上 27,500
	下 27,500
2	上 27,500
	下 27,500
3	上 27,500
	下 27,500
4	上 27,500
	下 27,500

備考 自明治三十四年至明治四十年年一回決算、大正七年上半期積立金ヨリ百五萬圓ヲ支出シ十二割ノ特別配當ヲナス



利益金處分表

八表)

年次	總收入金	總支出金	税金引當及諸償却金	利益金			積立ヨリ繰入	利益金處分				
				純益金	前期繰越金	合計		積立金	配當金	配當率	賞與金	後期繰越金
明治45	1,859,315	1,725,849	—	133,465	21,398	154,864	20,000	17,000	126,678	15.0	13,346	17,838
大正1	2,906,446	2,693,510	—	212,935	17,838	230,774	—	28,000	154,575	15.0	21,293	26,906
2	3,143,613	2,933,230	—	210,383	26,906	237,289	20,000	27,000	196,490	15.0	21,038	12,761
3	3,498,331	3,322,878	—	175,453	12,761	188,215	20,000	17,600	170,625	13.0	17,545	2,445
4	3,166,855	2,991,354	—	175,501	2,445	177,946	20,000	17,600	157,500	12.0	17,550	5,296
5	3,640,267	3,421,957	—	218,310	5,296	223,606	—	29,000	157,500	12.0	21,830	15,276
6	6,155,607	5,194,620	150,000	810,986	15,276	826,263	—	215,000	272,157	20.0	81,090	258,015
7	6,409,969	5,410,231	150,000	849,737	258,015	1,107,753	—	235,000	366,465	22.0	84,970	421,317
8	7,762,861	6,094,605	100,000	1,568,255	421,317	1,989,572	—	412,900	525,000	30.0	156,800	894,872
9	7,484,655	5,871,644	100,000	1,513,011	894,872	2,407,884	—	440,000	525,000	30.0	151,300	1,291,584
10	8,876,351	7,409,061	70,000	1,397,289	1,291,584	2,688,873	—	449,014	568,150	30.0	139,700	1,532,008
11	10,577,479	8,774,174	100,000	1,703,304	1,532,008	3,235,313	—	620,000	700,000	35.0	170,000	1,745,313
12	13,940,150	12,110,708	100,000	1,729,441	1,745,313	3,474,755	1,050,000	720,000	3,100,000	155.0	172,900	531,854
13	23,254,493	19,595,642	500,000	3,158,851	531,854	3,690,707	—	780,000	1,582,791	35.0	294,600	1,033,316
14	28,664,612	24,430,825	500,000	3,733,787	1,033,316	4,767,103	—	680,000	2,500,000	50.0	373,300	1,213,803
15	31,533,557	26,061,657	500,000	4,971,899	1,213,803	6,185,702	—	1,480,000	2,602,739	50.0	497,100	1,605,862
16	36,934,357	27,488,803	4,050,000	5,395,553	1,605,862	7,001,416	—	680,000	3,125,000	50.0	575,000	2,661,416
17	26,518,339	21,814,846	1,300,000	3,403,493	2,661,416	6,064,910	—	680,000	2,667,120	40.0	340,000	2,377,790
18	28,035,153	23,143,897	1,050,000	3,841,256	2,377,790	6,219,046	—	680,000	3,000,000	40.0	150,000	2,389,046
19	27,193,056	21,919,610	1,200,000	4,073,445	2,389,046	6,462,492	—	680,000	3,000,000	40.0	160,000	2,622,492
20	26,548,980	20,820,003	1,443,000	4,285,977	2,622,492	6,908,469	—	700,000	3,000,000	40.0	180,000	3,028,469
21	25,697,565	19,485,410	1,700,000	4,512,155	3,028,469	7,540,624	—	930,000	3,000,000	40.0	200,000	3,410,624
22	28,889,252	22,491,783	1,750,000	4,647,468	3,410,624	8,058,092	—	930,000	3,000,000	40.0	220,000	3,908,092
23	30,565,288	24,433,480	1,800,000	4,331,808	3,908,092	8,239,901	—	930,000	3,000,000	40.0	210,000	4,099,901
24	35,463,997	30,275,819	1,650,000	3,538,178	4,099,901	7,638,079	—	930,000	2,914,275	35.0	165,000	3,628,803
25	39,289,229	34,875,387	1,250,000	3,163,841	3,628,803	6,792,645	—	730,000	2,811,475	30.0	150,000	3,101,169
26	44,109,798	39,380,572	1,100,000	3,629,225	3,101,169	6,730,395	—	680,000	3,000,000	30.0	130,000	2,920,395
27	46,153,722	39,360,703	2,600,000	4,193,019	2,890,395	7,083,414	2,950,000	4,210,000	3,208,904	25.0	100,000	2,514,510
28	39,105,980	36,569,510	450,000	2,086,470	2,514,501	4,600,980	—	170,000	2,337,500	17.0	70,000	2,023,480
29	37,073,023	34,525,574	350,000	2,197,448	1,985,480	4,182,929	—	170,000	2,062,500	15.0	60,000	1,890,429
30	37,542,321	34,688,568	450,000	2,403,753	1,890,429	4,294,182	—	180,000	2,062,500	15.0	80,000	1,971,682
31	41,399,138	37,937,848	700,000	2,761,290	1,971,682	4,732,972	—	440,000	2,062,500	15.0	110,000	2,120,472
32	43,429,137	39,420,412	950,000	3,058,724	2,120,472	5,179,197	—	630,000	2,062,500	15.0	120,000	2,366,697
33	44,633,329	40,742,326	1,000,000	2,891,003	2,366,697	5,257,700	—	630,000	2,062,500	15.0	120,000	2,445,200
34	39,549,095	36,112,928	850,000	2,586,167	2,410,200	4,996,368	—	500,000	2,062,500	15.0	100,000	2,233,868
35	40,394,510	37,282,597	750,000	2,361,913	2,233,868	4,595,781	—	450,000	1,787,500	13.0	100,000	2,258,281

八期重役慰勞金十萬圓前期繰越金中ヨリ支出、第八回ヨリ第十四回迄、一年一回決算、大正十年以後賞與金ハ役員賞與金(社



本社每期決算及  
(第三十)

利益金  
八表)

年次	總收入金	總支出金	税金引當及諸償却金	利益金			積立ヨリ繰入	利益金處分					
				純益金	前期繰越金	合計		積立金	配當金	配當率	賞與金	後期繰越金	
自創業至明治 30	3,307	8,419	—	損 5,112	—	—	—	—	—	—	—	損 5,112	
明治 31	上	51,431	7,727	2,215	41,489	損 5,112	36,377	—	25,237	—	—	—	11,138
	下	1,203	9,726	—	損 8,523	11,138	2,615	—	—	—	—	—	2,615
32	上	13,255	25,211	—	" 11,956	2,615	損 9,341	—	—	—	—	—	損 9,341
	下	104,293	101,883	—	2,410	損 9,341	" 6,930	—	—	—	—	—	6,930
33	上	157,500	151,301	—	6,199	" 6,930	" 732	—	—	—	—	—	732
	下	249,960	234,340	—	15,620	" 732	14,888	—	3,000	10,000	5.0	1,488	400
34	458,457	424,338	3,750	30,368	400	30,768	—	3,100	24,200	5.0	3,070	398	
35	487,904	493,212	—	損 5,308	398	損 3,359	1,550	—	—	—	—	—	損 3,359
36	424,004	418,707	—	5,297	損 3,359	1,937	—	—	—	—	—	—	1,937
37	948,156	826,985	—	121,171	1,937	123,108	—	49,200	50,000	10.0	12,300	11,608	
38	1,155,041	998,024	—	157,017	11,608	168,626	—	74,000	69,800	15.0	15,717	10,009	
39	1,742,851	1,580,192	—	162,659	10,009	172,668	—	65,000	80,800	15.0	16,265	10,603	
40	2,374,817	2,153,720	—	211,096	10,603	231,700	—	83,400	114,300	15.0	22,100	11,900	
41	上	1,508,211	1,355,605	—	152,606	11,900	164,507	—	60,000	79,300	15.0	15,260	9,947
	下	795,191	673,023	—	122,168	9,947	132,115	—	25,000	84,400	15.0	12,216	10,499
42	上	1,422,067	1,244,938	—	177,129	10,499	187,628	—	71,100	84,375	15.0	17,712	14,441
	下	1,035,905	847,101	—	188,803	14,441	203,245	—	72,750	84,375	15.0	18,880	27,240
43	上	1,436,320	1,295,740	—	140,579	27,240	167,819	—	52,500	84,375	15.0	14,057	16,887
	下	1,101,721	974,005	—	127,716	16,887	144,604	—	32,500	84,375	15.0	12,770	14,959
44	上	1,176,836	1,068,474	—	108,362	14,959	123,321	—	15,000	87,186	15.0	10,836	10,299
	下	1,269,263	1,122,224	—	147,038	10,299	157,337	—	18,000	103,236	15.0	14,703	21,398

備考 第五十期重役慰勞金三萬圓前期繰越金中ヨリ支出、第五十二期重役慰勞金三萬八千圓前期繰越金中ヨリ支出、第五十員賞與金ヲ含マズ)

年次	總收入金
明治 45	1,859,315
大正 1	2,906,446
2	3,143,613
3	3,498,331
4	3,166,855
5	3,640,267
6	6,155,607
7	6,409,969
8	7,762,861
9	7,484,655
10	8,876,351
11	10,577,479
12	13,940,150
13	23,254,493
14	28,664,612
15	31,533,557
16	36,934,357
17	26,518,339
18	28,035,153
19	27,193,056
20	26,548,980
21	25,697,565
22	28,889,252
23	30,565,288
24	35,463,997
25	39,289,229
26	44,109,798
27	46,153,722
28	39,105,980
29	37,073,023
30	37,542,321
31	41,399,138
32	43,429,137
33	44,633,329
34	39,549,095
35	40,394,510

八期重役慰勞金十萬圓前期繰



貸 借 對 照 表

資 產 之 部

(第 三 十 七 表)

總 計	年 次	未 拂 込 資 本 金	所 有 物 勘 定	假 拂 金	有 價 證 券	製 品 半 製 品 貯 藏 物 品	賣 掛 金 受 取 手 形	預 金 及 現 金	損 金	總 計
円		円	円	円	円	円	円	円	円	円
500,000	自 立 至 明 治 30	375,000	35,933	43,834	—	—	—	40,116	5,112	500,000
637,871	明 治 31	262,126	152,655	214,281	—	339	—	8,463	—	637,871
736,194	32	151,650	432,568	7,040	—	129,845	5,610	2,543	6,930	736,194
726,586	33	52,795	441,113	39,126	—	174,522	17,180	1,841	—	726,586
732,374	34	—	441,816	49,285	—	227,495	11,637	2,133	—	732,374
871,790	35	—	449,952	51,938	—	324,423	37,318	4,792	3,359	871,790
904,723	36	—	498,135	11,441	—	354,687	38,228	2,225	—	904,723
1,048,351	37	—	453,736	27,150	—	461,492	94,106	11,859	—	1,048,351
1,247,815	38	—	508,983	19,444	54,281	570,245	89,022	5,833	—	1,247,815
2,044,633	39	375,000	544,781	346	109,212	758,633	250,046	6,608	—	2,044,633
2,226,333	40	—	729,907	82,994	109,137	982,172	289,132	32,982	—	2,226,333
2,603,833	41	375,000	1,221,874	52,550	74,712	752,909	108,569	18,208	—	2,603,833
2,729,951	42	375,000	1,303,868	84,448	106,831	721,729	105,242	32,822	—	2,729,951
3,488,617	43	375,000	1,454,809	29,448	94,956	1,157,768	350,809	25,815	—	3,488,617
4,907,524	44	—	1,746,504	871,064	174,961	1,345,607	318,938	450,437	—	4,907,524
7,542,762	大 正 1	745,500	3,111,706	101,682	119,549	2,418,946	577,385	467,979	—	7,542,762
7,601,431	2	375,000	3,311,355	126,517	137,662	2,632,137	536,157	482,586	—	7,601,431
7,898,646	3	375,000	3,455,986	121,456	128,026	2,419,414	926,708	472,045	—	7,898,646
9,708,500	4	1,500,000	3,355,223	72,239	83,290	4,186,057	369,967	141,710	—	9,708,500
11,635,650	5	1,500,000	3,224,200	465,057	130,586	5,033,641	1,154,353	127,798	—	11,635,650
16,786,110	6	1,000,000	4,365,582	627,623	201,591	8,167,949	1,882,862	540,487	—	16,786,110
34,722,090	7	1,820	9,345,250	1,045,886	229,222	19,594,864	4,291,128	213,910	—	34,722,090
43,712,791	8	7,500,000	10,496,134	5,138,249	681,122	11,057,694	3,525,078	5,314,502	—	43,712,791
57,932,725	9	5,014,187	11,126,546	4,636,954	1,054,219	30,008,612	4,036,872	2,055,323	—	57,932,725
46,499,185	10	5,000,000	15,810,527	4,199,808	2,705,250	11,253,928	2,903,631	4,626,033	—	46,499,185
52,038,460	11	5,000,000	18,977,985	4,505,370	1,666,984	16,903,092	3,314,709	1,670,311	—	52,038,460
59,774,865	12	5,000,000	21,504,968	5,758,954	2,193,848	20,963,052	3,433,307	920,726	—	59,774,865
58,497,764	13	—	25,617,321	4,370,180	2,767,658	20,807,739	4,143,039	791,316	—	58,497,764
94,287,407	14	22,500,000	26,626,272	6,724,018	3,035,131	29,924,661	4,916,542	560,770	—	94,287,407
97,175,724	昭 和 1	22,500,000	33,051,778	3,003,071	3,123,884	29,605,574	5,435,743	455,664	—	97,175,724
101,990,029	2	22,500,000	24,705,286	3,135,393	6,760,212	28,181,112	6,255,749	452,269	—	101,990,029
109,679,865	3	22,500,000	36,041,462	2,156,142	7,162,247	30,008,800	7,631,994	4,179,208	—	109,679,865
105,725,215	4	22,500,000	36,598,557	1,720,787	10,726,053	24,074,176	5,191,334	4,914,299	—	105,725,215



本 社 各 年 末

負 債 之 部

(第 三 十

貸 借 表

七 表)

年 次	資 本 金	諸 積 立 金	借 入 金 及 證 券 支 拂 手 形	社 債	掛 買 及 未 拂 金	預 け 金 及 假 受 金	前 期 繰 越 金	純 益 金	總 計
自創立 至明治	30 500,000	—	—	—	—	—	—	—	500,000
明治	31 500,000	25,237	110,000	—	—	18	—	2,615	637,871
	32 500,000	25,237	184,970	—	25,618	368	—	—	736,194
	33 500,000	25,237	172,577	—	12,356	1,525	—	14,888	726,586
	34 500,000	28,237	162,332	—	5,069	2,216	400	34,118	732,374
	35 500,000	33,537	323,990	—	9,056	5,204	—	—	871,790
	36 500,000	33,537	341,883	—	9,669	17,695	—	1,937	904,723
	37 500,000	29,787	354,500	—	30,343	10,611	1,937	121,171	1,048,351
	38 500,000	78,987	439,737	—	44,357	16,104	11,608	157,018	1,247,815
	39 1,000,000	152,987	570,627	—	134,011	14,336	10,009	162,659	2,044,633
	40 1,000,000	217,987	569,469	—	183,260	23,912	10,603	221,096	2,226,333
	41 1,500,000	361,387	527,222	—	51,995	31,110	9,947	122,168	2,603,833
	42 1,500,000	457,487	348,734	—	94,559	125,922	14,441	188,803	2,729,951
	43 1,500,000	582,737	1,119,646	—	74,761	66,867	16,887	127,716	3,488,617
	44 1,500,000	630,236	2,405,778	—	130,550	83,620	10,299	147,038	4,907,524
大正	1 3,000,000	645,237	3,488,754	—	93,041	84,952	17,838	212,935	7,542,762
	2 3,000,000	680,237	3,525,275	—	109,438	98,263	12,761	175,453	7,601,431
	3 3,000,000	675,437	3,726,884	—	159,265	113,451	5,296	218,310	7,898,646
	4 5,000,000	1,058,322	1,970,561	—	248,799	173,062	258,015	999,737	9,708,500
	5 5,000,000	1,706,222	1,440,905	—	630,495	350,138	894,872	1,613,011	11,635,650
	6 5,000,000	2,595,237	4,251,580	—	1,162,476	441,500	1,532,008	1,803,304	16,786,110
	7 10,000,000	3,894,237	13,759,330	—	1,757,528	1,120,282	531,854	3,658,851	34,722,090
	8 20,000,000	5,354,217	2,376,556	5,000,000	2,432,011	1,864,299	1,213,803	5,471,899	43,712,791
	9 20,000,000	7,514,237	13,549,093	3,500,000	3,557,636	2,446,843	2,661,416	4,703,493	57,932,725
	10 20,000,000	8,874,237	3,639,938	2,000,000	2,971,441	2,711,073	2,389,046	3,913,445	46,499,185
	11 20,000,000	10,254,237	5,555,794	—	5,769,362	3,118,436	3,028,469	4,312,155	52,038,460
	12 20,000,000	12,114,237	11,645,992	—	5,301,797	2,682,933	3,908,092	4,121,808	59,774,865
	13 20,000,000	13,841,537	10,264,526	—	4,671,801	3,077,247	3,628,803	3,013,841	58,497,764
	14 50,000,000	15,231,203	15,800,856	—	2,735,108	3,536,821	2,890,395	4,093,019	94,287,407
昭和	1 50,000,000	16,545,052	12,658,200	—	9,595,225	4,254,313	1,985,480	2,137,448	97,175,724
	2 50,000,000	16,793,791	18,026,599	—	8,232,779	4,313,885	1,971,682	2,651,290	101,990,029
	3 50,000,000	17,772,877	9,861,887	15,000,000	6,528,569	5,378,828	2,366,697	2,771,003	109,679,865
	4 50,000,000	18,845,162	8,309,997	15,000,000	4,012,566	5,061,704	2,233,868	2,261,913	105,725,215

年 次	未 拂 込 資 本 金
自創立 至明治	30 375,000
明治	31 262,126
	32 151,650
	33 52,795
	34 —
	35 —
	36 —
	37 —
	38 —
	39 375,000
	40 —
	41 375,000
	42 375,000
	43 375,000
	44 —
大正	1 745,500
	2 375,000
	3 375,000
	4 1,500,000
	5 1,500,000
	6 1,000,000
	7 1,820
	8 7,500,000
	9 5,014,187
	10 5,000,000
	11 5,000,000
	12 5,000,000
	13 —
	14 22,500,000
昭和	1 22,500,000
	2 22,500,000
	3 22,500,000
	4 22,500,000



及

第三十

## 株式移動表

六表)

年次	公稱資本金	拂込資本金	株數	株主數	拂込高	増資高	株式ノ移動		
							新舊移動株數	最高	最低
大正 1	3,000,000	2,250,000	60,000	344	750,000	1,500,000	13,530	94	87
2	3,000,000	2,625,000	60,000	373	375,000	—	8,081	90	79
3	3,000,000	2,625,000	60,000	404	—	—	5,650	72	55
4	5,000,000	3,500,000	100,000	765	875,000	2,000,000	45,214	175	67
5	5,000,000	3,500,000	100,000	729	—	—	54,407	189	143
6	5,000,000	4,000,000	100,000	762	500,000	—	18,212	157	123
7	10,000,000	10,000,000	200,000	1,003	1,500,000	5,000,000	28,135	168	108
8	20,000,000	12,500,000	400,000	1,224	2,500,000	10,000,000	64,737	257	122
9	20,000,000	15,000,000	400,000	1,615	2,500,000	—	194,144	233	92
10	20,000,000	15,000,000	400,000	1,643	—	—	135,723	166	102
11	20,000,000	15,000,000	400,000	1,713	—	—	62,187	152	134
12	20,000,000	15,000,000	400,000	1,848	—	—	90,213	197	137
13	20,000,000	20,000,000	400,000	2,167	5,000,000	—	116,612	196	149
14	50,000,000	27,500,000	1,000,000	4,793	7,500,000	30,000,000	353,356	178	126
昭和 1	50,000,000	27,500,000	1,000,000	6,011	—	—	340,859	139	88
2	50,000,000	27,500,000	1,000,000	6,129	—	—	288,365	115	95
3	50,000,000	27,500,000	1,000,000	5,319	—	—	260,377	133	105
4	50,000,000	27,500,000	1,000,000	5,517	—	—	211,947	115	74

舊株價格